

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）

令和6年2月（v 1. 5）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

〈例〉窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

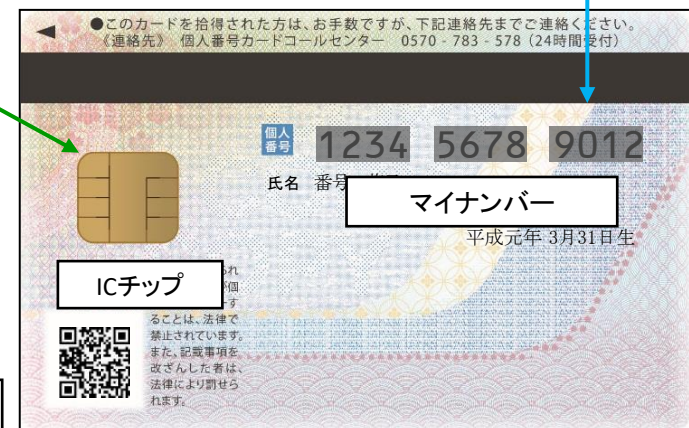
➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

➢ 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能

マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。

➢ アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違えると機能ロック

➢ 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み

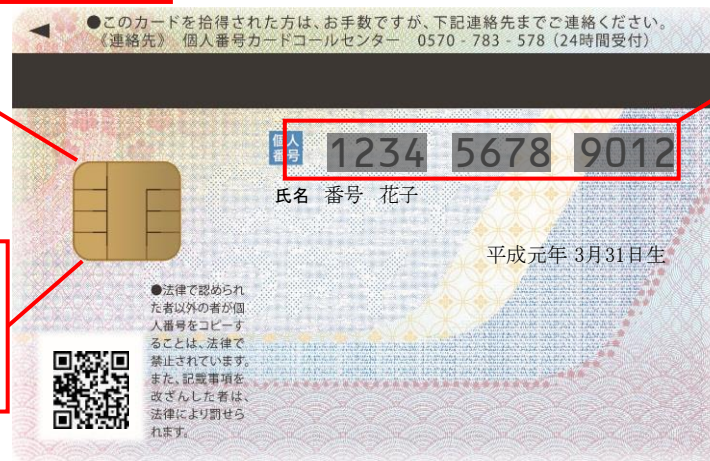


プライバシー性の高い個人情報
は入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

マイナンバーを見られても
個人情報は盗まれません

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません



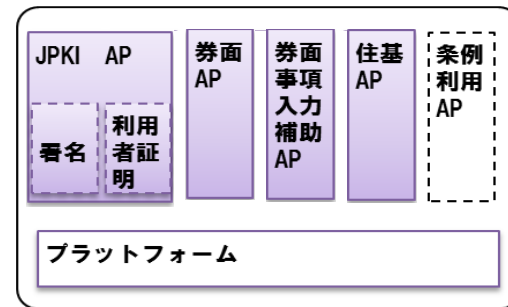
✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類など
での本人確認があるため、悪用
は困難です。

マイナンバーカードのアプリの概要

マイナンバーカードの表面

マイナンバーカードの裏面

マイナンバーカードのAP構成

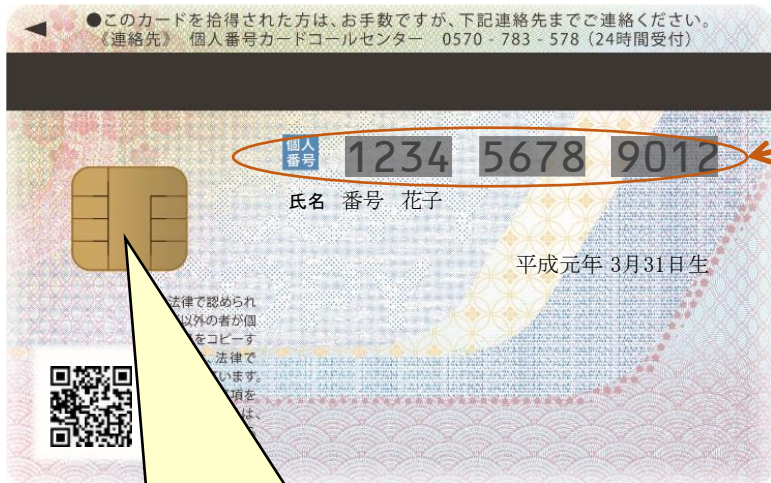


AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	<ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>※記録・利用する情報は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注) マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不相当。4

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野などにおける法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

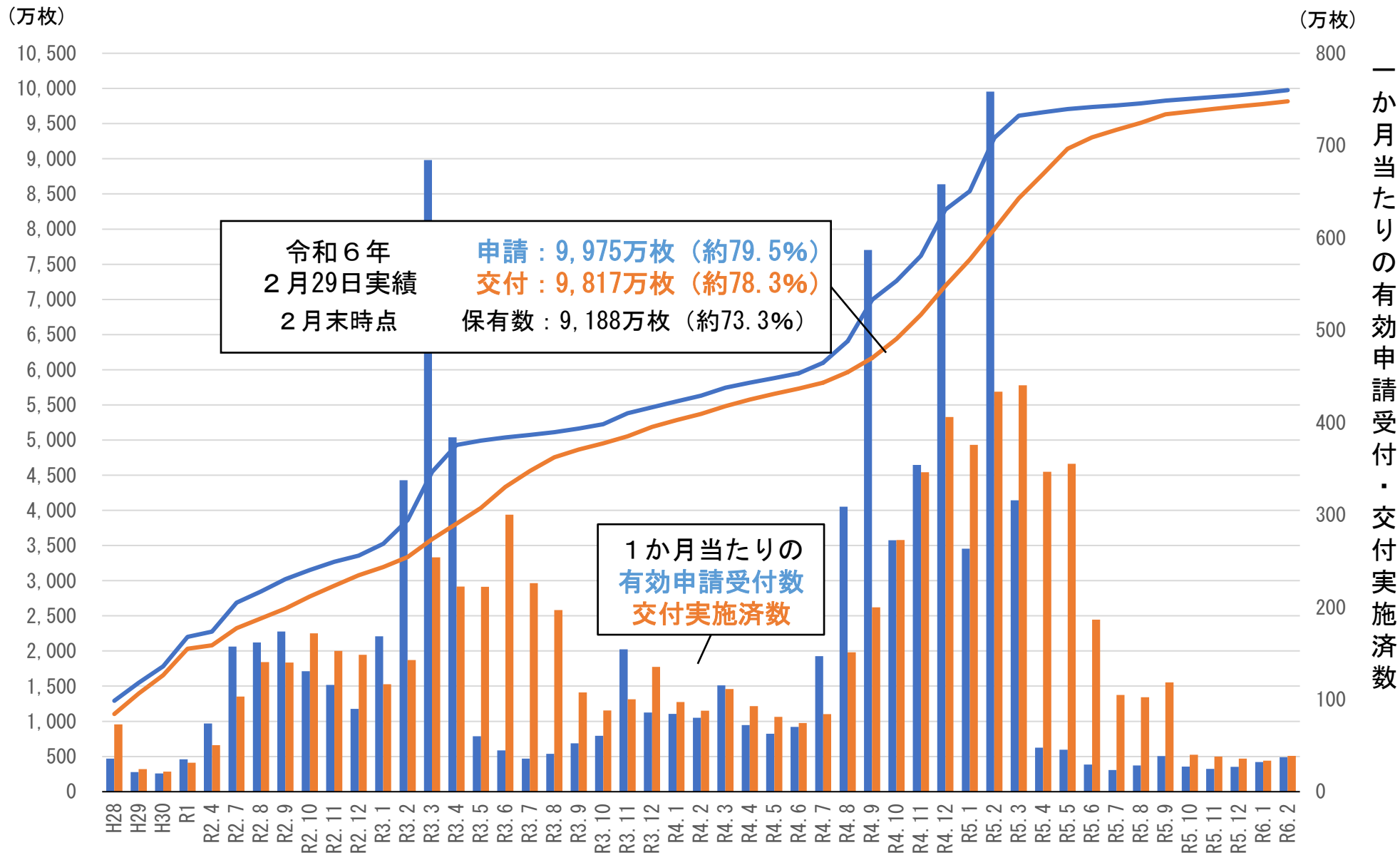
利用者証明用公開鍵

民間も活用が可
幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの申請・交付状況



(H28～R1は年度当たりの平均値)

* 保有数 : 現に保有されているカードの枚数 (交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

1か月当たりの有効申請受付・交付実施済数

マイナンバーカードの利用シーンの拡大

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10~)

マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
 - ②カードの健康保険証利用申込
 - ③公金受取口座登録
- をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※ポイントの申込は令和5年9月末で終了。

コンビニ交付サービス

- コンビニ等で住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R5.12.15 対象人口:11,740万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、**确实・簡便な本人確認が可能に**
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、**着実に普及**(R6.2.27現在、**民間事業者517社**がサービスを提供)

マイナポータル

- 子育て関連手続や**引越し手続**を**オンライン申請**できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認**が可能

職員証・社員証としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループ等が活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
- ⇒ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R5.6.9閣議決定)に基づく工程表に沿って推進
- 運転免許証**(~R7.3までに実現)、**国家資格証**、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワーク受付票**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- **電子処方箋**の運用開始(R5.1)。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの搭載をR5年5月に開始。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

スマホ用電子証明書搭載サービス概要



- マイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマホアプリのダウンロードサービス（カード機能のスマホ搭載）を令和5年5月11日より開始。まずはAndroid端末から開始。
- これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマホだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになる。なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能とする（※機種による）。
- マイナポータルを活用したサービスは令和5年5月11日から利用可能。その後、カードを利用した民間サービス、コンビニ端末での利用、健康保険証への利用と、順次対応サービスを拡大

■マイナポータルの利用（令和5年5月11日より）



子育て支援



引越し

※令和5年7月13日開始
オンライン申請



TAX

確定申告

※R6年度より



薬剤・健診情報



母子健康手帳

自己情報の閲覧



予防接種

お知らせ

■各種民間サービスの申込・利用 （5月11日より順次対応予定）



銀行・証券
口座開設



携帯電話申込



キャッシュレス
決済申込

■コンビニ交付サービスの 利用（令和5年12月開始）



コンビニ交付

■健康保険証としての利用 （今後対応予定）



健康保険証

デジタル庁ウェブサイトのご紹介

- マイナンバーカードを用いたサービス提供事例など、導入の検討に必要な情報を掲載しています。また、国民向けにはメリット・安全性に関する情報を掲載しています（内容は順次アップデート）
- マイナンバーカードの導入にご関心があれば、ぜひ一度、左下のURLをクリックしてご覧ください

民間事業者・自治体向けお役立ち情報

● マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス（JPKI）導入・利用のご紹介

JPKI導入に必要な基礎情報や導入を円滑に進めるためのお役立ち情報をご紹介します

JPKIを導入した約20社からご提供いただいたサービス導入事例集も掲載

<主な掲載内容>

- 公的個人認証サービスとは
- 認証の仕組みサービス利用の目的
- サービス導入事例
- サービス導入までの手順
- PF事業者等への問合せ先 など

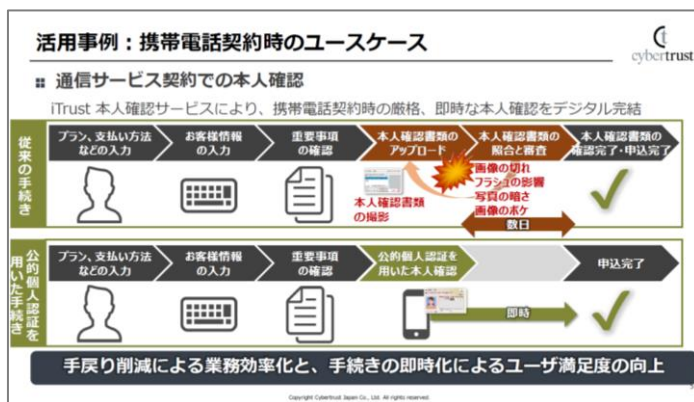
● マイナンバーカード・インフォ

国の施策、マイナンバーカードの利用事例、よくある質問への回答などをお伝えするメルマガのバックナンバーを掲載

● よくある問合せ（FAQ）

マイナンバーカードの導入を検討中の方から多く寄せられるお問合せ内容を掲載

【サービス導入事例集】サイバートラスト様の事例



カードのメリット・安全性

● リーフレット・動画

国民にカードのメリット・安全性を訴求するためのリーフレットや動画、カード紛失時の緊急連絡先など



マイナンバーカード・インフォ

デジタル庁は、自治体・民間事業者向けの「マイナンバーカード・インフォ」として、マイナンバーカードの普及利活用に関するお役立ち情報（国の施策、自治体、民間企業の先進的な取り組み事例など）をお届けしています。皆様におかれましては、是非、ご高覧いただき、マイナンバーカードの普及利活用に、お役立ていただければ幸いです。

6月7日発出の自治体向け マイナンバーカード・インフォVol.10原稿抜粋

SMILE CITY MIYAKONOJO

幸せ上々、みやこのじょう

■ 出退勤管理システムへのマイナンバーカード活用



市職員の出退勤管理をベースとした庶務事務システムを導入

○マイナンバーカード（AP方式）を活用し、職員が出退勤時に庁舎入口などに設置されたタイムレコーダーにカードをかざすことで、打刻が可能。出勤簿などの紙ベース管理から脱却することで、事務の効率化を図った。



ポイント

- ・マイナンバーカードを活用することで新たなカード作成費用等が不要
- ・出退勤だけでなく、関連する庶務事務を包括的にデジタル化

4

11月17日発出の民間事業者向け マイナンバーカード・インフォVol.24原稿抜粋



ATM窓口 サービス概要

ATM窓口

- ・セブン銀行ATMで、口座開設・住所変更等の様々な手続きを受付けるサービス
- ・マイナンバーカード等※を用いて本人確認を実施

※他に運転免許証、在留カードを利用可能

券面/IC読み取りによる本人確認

○操作イメージ

- 本人確認書類をセット
- 顔容貌撮影、照合

✓ 本人確認書類の画像取得、IC情報の読み取り
✓ 本人確認書類の顔写真と操作者顔容貌を照合

公的個人認証 ※今後対応予定

○操作イメージ

- マイナンバーカードをセット
- 署名用パスワード入力

✓ 署名用電子証明書を用いた公的個人認証を実施

Copyright (C) 2023 Seven Bank, Ltd. All Right Reserved.

マイナンバーカード・インフォURL

[マイナンバーカード・インフォ（自治体向けお役立ち情報）](#) | [デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

[マイナンバーカード・インフォ（民間事業者向けお役立ち情報）](#) | [デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

※上記ページ中ごろに関連情報として掲載しております。

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

- [vol.1](#) 「マイナンバーカード・インフォ」の趣旨について
マイナンバーカード利用シーン拡大の3つの構想について
- [vol.2](#) マイナポータル機能強化
- [vol.3](#) プラットフォームサービス事業の紹介：TOPIC「mytap」
- [vol.4](#) マイナポータルから閲覧可能な医療情報の拡大について
- [vol.5](#) マイナンバーカードの普及に向けた取組について
- [vol.6](#) マイナンバー（個人番号）制度ページについて
- [vol.7](#) サービス事例：「MaeMaaS（前橋版MaaS）」
- [vol.8](#) サービス事例：親子健康情報サービスアプリ「OYACO plus」
- [vol.9](#) マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載
- [vol.10](#) 導入事例：都城市
- [vol.11](#) 導入事例：小牧市
- [vol.12](#) マイキープラットフォームを活用した市民カード化構想の実現
- [vol.13](#) 導入事例：伊奈町
- [vol.14](#) 導入事例：和泉市
- [vol.15](#) デジタル社会の実現に向けた重点計画のご紹介
- [vol.16](#) サービス事例：シフトセブンコンサルティング「自治体マイページ」
- [vol.17](#) 導入事例：姫路市
- [vol.18](#) 導入事例：三木市
- [vol.19](#) デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（第1版）
- [vol.20](#) 導入事例：平塚市
- [vol.21](#) 自治体向けマイナンバーカードご参考資料の更新について
- [vol.22](#) 「マイナンバーカード利用のための共通基盤・汎用ツール」ページ
- [vol.23](#) 導入事例：川棚町・大川市・湯沢市
- [vol.24](#) 導入事例：中土佐町・大紀町
- [vol.25](#) ぴったりサービスの活用事例：大田原市・富里市・沼津市
- [vol.26](#) マイナンバーカードを活用した「ふるさと納税ワンストップ特例」の
オンライン申請サービス
- [vol.27](#) 地方認証プラットフォーム拡張インタフェース仕様書（1.0版）
- [vol.28](#) デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（第2版）
- [vol.29](#) コンビニ交付サービスのスマホ用電子証明書への対応について
- [vol.30](#) 引越し手続オンラインサービスにおける主な取組・効果について
- [vol.31](#) マイナンバーカードの利用シーンについて

マイナンバーカード友の会

デジタル庁では、マイナンバーカードの利用シーン拡大に向けた取り組みを進めている皆様を対象に「マイナンバーカード友の会」を設けています。マイナンバーカード友の会にご登録いただいた個々の担当者のメールアドレスにも直接、マイナンバーカード・インフォ（自治体向け）が発行されたら直ちにお送りしております。今後マイナンバーカード利用のための緊密なコミュニケーションの場としても育てていく予定です。ご興味のある方は以下リンクよりぜひ加入をご検討ください。

マイナンバーカード友の会加入ページ



マイナンバーカード友の会 加入ページ

マイナンバーカード友の会への加入を希望される方は以下のフォームに情報を入力いただき、送信ボタンを押してください。

* 必須

1. 区分（必須） *

自治体

民間事業者

その他

友の会加入ページURL

[マイナンバーカード友の会 加入ページ \(office.com\)](#)

※メールによる情報配信になりますので、「digital.go.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年7月13日	v1.0	—
令和5年7月27日	v1.1	<ul style="list-style-type: none">・アプリの概要/公的個人認証サービスの概要/マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて/公的個人認証サービスの仕組みについてスライドを追加・法改正によりマイナンバーカードについてのスライドを一部修正
令和5年10月12日	v1.2	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード交付状況の更新
令和5年10月	v1.3	<ul style="list-style-type: none">・「マイナンバーカードのアプリの概要」を追加
令和5年12月15日	v1.4	<ul style="list-style-type: none">・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新・「マイナンバーカード・インフォ」民間事業者向けスライド追加
令和6年2月28日	V1.5	<ul style="list-style-type: none">・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新・「スマホ用電子証明書搭載サービス概要」を追加・「自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）」を追加（自治体向け説明会時のみ）

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードのオンライン市役所
構想を進めるために

ご参考資料

令和6年2月（v 1. 3）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

1. 重点計画・オンライン市役所構想

(1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2) オンライン市役所構想

(3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

(1) マイナポータルの概要

(2) 利用者登録数の推移

(3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス



デジタル庁

（3）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードは、**対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である**。2024年（令和6年）秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、**その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する**。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋（令和5年6月閣議決定）

※ 『「オンライン市役所サービス」の推進』 部分抜粋

③ 「オンライン市役所サービス」の推進

スマートフォンから様々な行政手続きができ、お知らせが届く「オンライン市役所サービス」の推進に向け、マイナポータルサービスを充実させ、自治体のオンライン申請等プッシュ通知の抜本的拡大を図る。そのためマイナポータル、申請管理サーバ、ガバメントクラウド等の共通機能の整備を推進する。

公金受取口座の登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図る。

また、e-Tax、eLTax、ねんきんネット、特許等、主要サービスを中心に、国のオンラインサービスの利便性を高め、その利用を推進する。

マイナンバーの在留関連手続きへの活用については、2023年（令和5年）マイナンバー法改正を踏まえ、オンライン手続きへの活用による中長期在留者の利便性の向上とともに適正な在留管理の実現を目指す。

在留関係手続きのデジタル化については、オンライン申請の更なる利便性の向上や利用率の引上げを図るため、マイナポータルAPIを活用した民間のオンラインサービスの普及などに取り組むとともに、2025年度（令和7年度）から永住許可申請や在留カード関連手続きのオンライン化、所属機関等の職員によるオンライン申請におけるGビズIDを活用することについて検討する。在外選挙人名簿登録申請手続きにおけるマイナンバーカードの活用について検討する。

また、GビズIDのアカウント取得時の身元確認や、e-Gov等における個人事業者向けの行政サービスにおいても、マイナンバーカード利用による利便性向上の方策を検討する。

マイナポータルの更なる活用として、新しいマイナポータルで、利用者に分かりやすい画面に改善し、利用者が、少ない情報で分かりやすく簡単に手続きが行えるように抜本的な改修を実施する。具体的には、実証アルファ版として先行版をリリースしており、利用者の声を取り入れながら継続的な改善を図る。また、オンライン申請に伴う手数料等のキャッシュレス納付の実現として、まずは先行自治体で除籍・改製原戸籍の取得に係る手数料について先行導入を行っており、今後、対象自治体・手続きの拡大を図る。書かない確定申告へ向けた改善として、確定申告に必要な各種証明書等のデータの自動入力をe-Taxと連携して実現しており、今後、更に給与所得の源泉徴収票も自動入力の対象に加え、確定申告手続きの簡便化・迅速化を目指す。

1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンライン市役所構想
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス

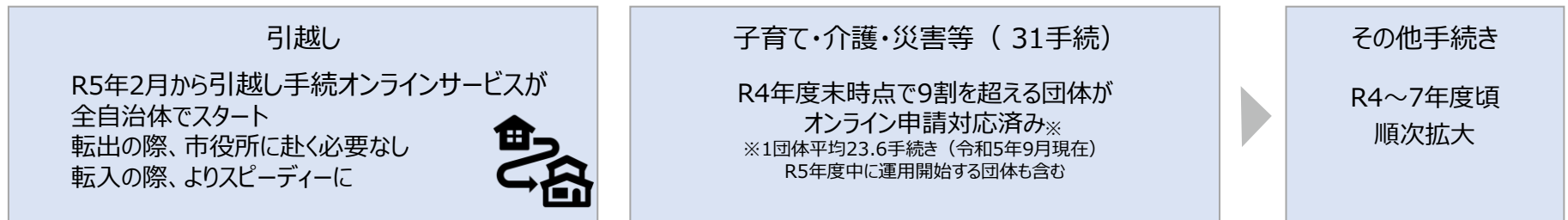


デジタル庁

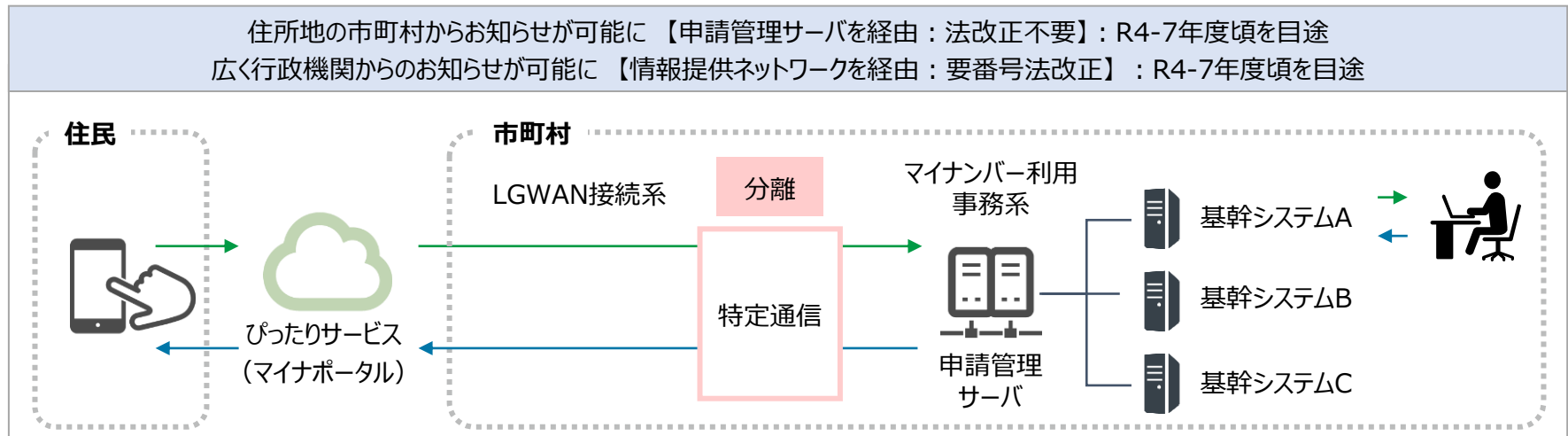
カード利用シーン拡大構想 I : 「オンライン市役所サービス」構想

デジタル庁では、マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくるために、まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みをつくります

1 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディーにできる



2 スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ(接種案内、昨年出場のマラソン大会など)が届く



引越し手続オンラインサービス

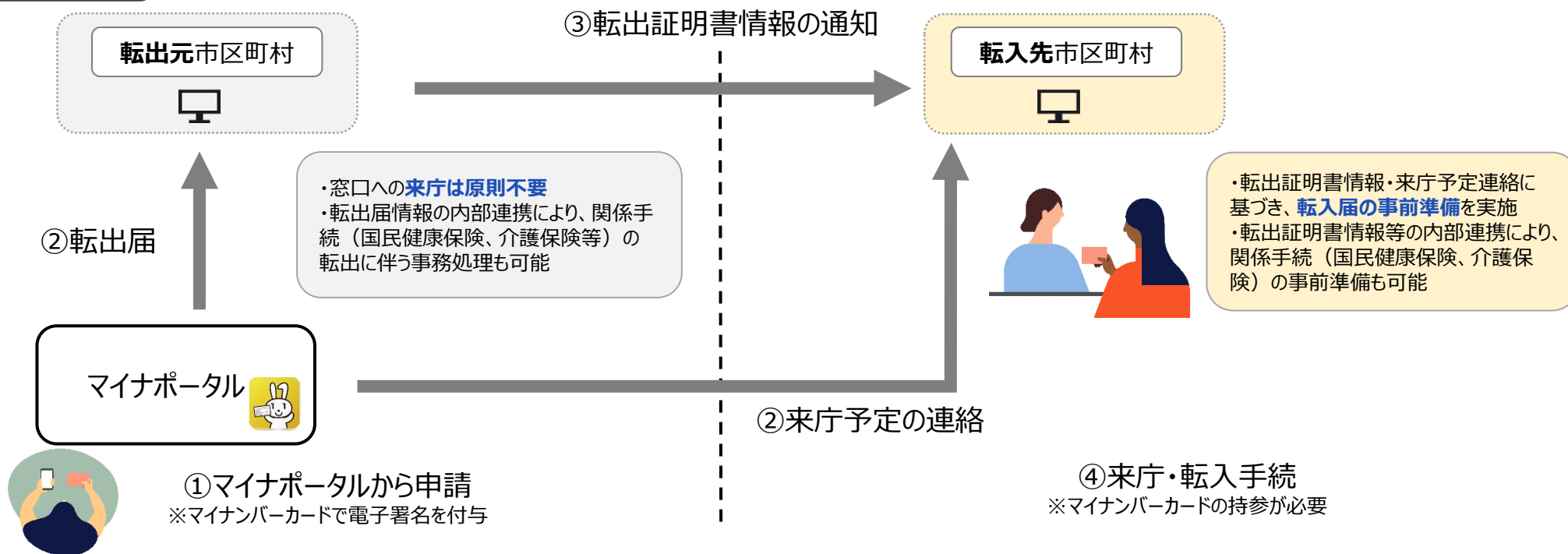
概要

2023年2月から、「引越し手続オンラインサービス」を開始。

引越し時に、転出届をマイナポータルから転出元市区町村にオンライン提出することが可能。**窓口への来庁が原則不要**
 転入時は、転入手続のため転入先市区町村へ来庁する必要があるが、市区町村側の**事前準備により**手続時間・負担を軽減可能

申請実績：**約59万件**（令和5年2月6日～令和6年1月末時点）※繁忙期である3月最終週は**約1万件/日の**申請も

手続の流れ



効果

- ・ **住民の利便性の向上**（転出元市区町村への**原則来庁不要**、転入窓口での市区町村独自の取組※による**待ち時間の短縮**）
 ※転入窓口での優先レーンの開設や、職員によるヒアリング時間の短縮等
- ・ **市区町村の事務を効率化**（事務処理のデジタル化、事前準備による転入手続の事務負担軽減、窓口混雑の緩和）

引越し手続オンラインサービスの主な取組・効果(1/2)

転出届のオンライン化

住民

- 原則、転出元自治体へ来庁不要
 - ・ マイナポータルを通じてオンラインで届出可能
- 切手や封筒の費用負担等が不要
 - ・ 郵送による転出届と比較した場合、費用負担に加え、書類等の準備も不要。書類到達のタイムラグも削減
 - ・ 記載漏れ等のリスクも軽減される。

市区町村

- 計画的な転出届の事務処理
 - ・ 窓口対応が不要となり、必要に応じた、人員配置の最適化も可能
- 住民記録システムへの入力負担や確認漏れのリスクを軽減
 - ・ 申請管理システムを導入して、エンドツーエンドで届出を受理する場合、住民記録システム上で転出届の自動連携・転記ができ、事務の効率化に寄与
- オンライン利用率の向上（全国12.8% ※サービス開始～令和6年1月末時点）
 - ・ 市区町村のHPや広報誌をはじめ、様々な媒体・機関を通じて、広く国民に周知を実施
- 窓口待機者の滞留緩和
 - ・ 窓口の待機者に対して、チラシ等で声掛けを実施し、オンラインによる届出を案内

引越し手続オンラインサービスの主な取組・効果(2/2)

転入事前準備／転入届の受理・確認

住民

- オンライン利用者の待ち時間を約10～20分削減
 - 来庁者減少（オンラインによる転出届）に加え、
 1. 市区町村の創意工夫による、番号発券機でのオンライン利用者の判別や優先案内の実施
 2. 転入届等の事前準備による、効率的な来庁者の対応
- 窓口対応時間も削減
 - 転入事前準備により、当日のヒアリングや住民記録システムへの入力作業の縮小
 - 市区町村によっては、書かない窓口や申請書自動交付機の導入により、待ち時間・対応時間の削減を後押し

市区町村

- 窓口対応時間の削減
 - 市区町村によっては、書類管理の簡素化の観点から、準備時点では印刷せず来庁時に印刷する方法を採用
 - これにより転入事前準備の事務負担を抑えつつ、窓口対応時間を削減
- 繁忙期における時間外勤務の削減
 - ある市区町村では、住民記録システムの端末追加や人員配置の適正化も相まって、118時間／月の削減（職員6名・3月実績分）

子育て・介護等（31手続）のオンライン化

- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続）計31手続
- 当該手続については令和4年度末時点で、ほぼ全ての団体においてオンライン手続が可能となる見込みであることを受け、令和5年度は「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。

特に国民の利便性の向上に資する手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 / 児童手当等の額の改定の請求及び届出 / 氏名変更・住所変更等の届出 / 受給事由消滅の届出 / 未支払の児童手当等の請求 / 児童手当等に係る寄附の申出 / 児童手当に係る寄附変更等の申出 / 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 / 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 / 児童手当等の現況届 / 支給認定の申請 / 保育施設等の利用申込 / 保育施設等の現況届 / 児童扶養手当の現況届の事前送信 / 妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請 / 要介護・要支援更新認定の申請 / 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 / 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 / 介護保険負担割合証の再交付申請 / 被保険者証の再交付申請 / 高額介護(予防)サービス費の支給申請 / 介護保険負担限度額認定申請 / 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 / 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 / 住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付 / 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 / 自動車税住所変更届 / 自動車の保管場所証明の申請

令和4年度推進

処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- (一例)
- 【個人が地方公共団体宛に申請や申込を行う手続】
- ・研修・講習・各種イベント等の申込
 - ・粗大ごみ収集の申込
 - ・職員採用試験申込 等

令和5年度推進



- 以下、取組をはじめ、実施予定
- ・当該手続での市区町村でのマイナポータルを活用支援
 - ・先進的な取組の好事例の横展開 等

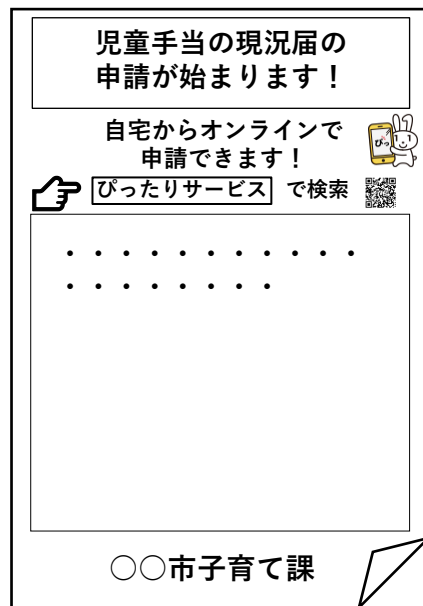
オンライン申請ができることを住民に知っていただくための取り組みについて

- オンライン申請は、住民に使っていただいはじめて、住民の負担軽減などのメリットが得られ、その存在価値が発現。
- オンライン化に止まるのではなく、オンライン申請ができることを住民に知っていただくための取り組みについても、併せて行うことが重要。
- 具体的には、オンライン申請が可能な手続ごとに、住民がその手続を確認する手段（広報、ホームページ、くらしの便利帳など）についてもれなく、オンライン申請もできることが分かるよう、必要な記載などを行うことが重要。

くらしの便利帳



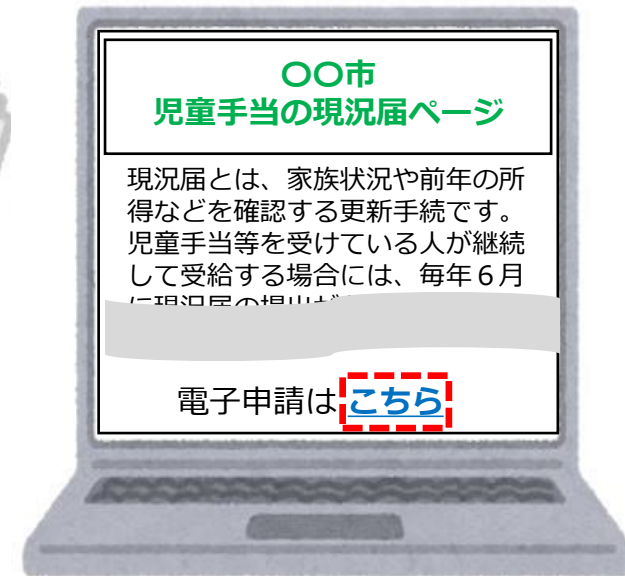
手続の案内チラシ



広報



自治体ホームページ



引越し手続きオンラインサービスの広報・周知

- 引越し手続きオンラインサービスについては、**全自治体に対応**いただいておりますが、国民へのより一層の広報周知をご依頼する事務連絡を12月18日に送付いたしました。
- 広報誌やウェブサイトに掲載可能な[サービス内容の紹介チラシ](#)をデジタル庁ウェブサイトにて公開しており、**事務連絡では掲載文例や引越し手続きページに直接アクセス可能なQRコードを提供しております。**

事務連絡
令和5年12月18日

各都道府県情報政策担当課
各都道府県市区町村担当課 御中
各都道府県社会保障・税番号制度担当課

デジタル庁国民向けサービスグループ

「引越し手続オンラインサービス」に関する広報対応について（依頼）

日頃より、デジタル庁の各施策について御理解及び御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

デジタル庁では、令和5年2月よりマイナポータルからオンラインで転出届・来庁予定の連絡（転入予約）を行うことができる「引越し手続オンラインサービス」（以下「本サービス」という。）を開始しており、本サービス開始から、全国で約48万件（令和5年10月末時点）の届出・申請が行われています。

また、令和5年7月からは、スマートフォン用電子証明書搭載サービスへの対応を開始しており、対応する端末をお持ちの方は、マイナンバーカードを持ち歩くことなくスマートフォンだけで本サービスを利用できるようになるなど、更なる利便性向上を推進しています。

例年、3月から4月にかけて引越しに伴う届出が増加するところ、より多くの国民の皆さまに本サービスを利用いただけるよう、各都道府県・市区町村において、下記のとおり周知・広報を実施いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、市区町村がこれに基づき適切に対応できるよう、管内市区町村に周知をお願いします。

ご存じですか？

マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます！**

いままで

（原則）対面で転出届を提出
これまでの住所の市区町村窓口
対面で転入届を提出
引越し先の市区町村窓口

転出届のため窓口へ
転入届のため窓口へ

引越し前後で両方の窓口に行くのは大変…

マイナポータルを利用すれば…

これから

オンライン※で転出届を提出
これまでの住所の市区町村窓口
対面で転入届を提出
引越し先の市区町村窓口

転出届はマイナポータルから
転入届のため窓口へ

引越し先の窓口だけに行けばOK！

※届出内容に不備がある場合等、来庁が必要となる場合があります

マイナポータルへのアクセスはこちら
(ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です)

デジタル庁

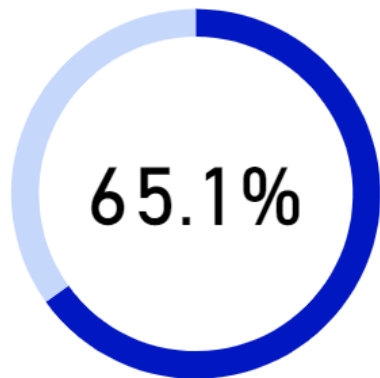
地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況 (2/3)

マイナポータルにおける子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

2023年3月31日時点の数値

デジタル庁

子育て・介護関係の全26手続をマイナポータルで
オンライン手続きできる自治体の割合



※自治体によっては、汎用的電子申請システムにより、オンライン手続きが可能となっている場合があります。詳細は[データの定義](#)を参照ください。

オンライン化が完了した自治体数 / 全自治体数 1,133 / 1,741

凡例

都道府県名 (オンライン化が完了した自治体数/全自治体数)

オンライン化が完了した割合 (%)

- 青色 : 100%
- 薄い青色 : 80%以上100%未満
- 灰色 : 80%未満

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道(151 / 179) 84.4%	茨城県(25 / 44) 56.8%	新潟県(25 / 30) 83.3%	三重県(9 / 29) 31.0%	鳥取県(13 / 19) 68.4%	福岡県(36 / 60) 60.0%
青森県(22 / 40) 55.0%	栃木県(15 / 25) 60.0%	富山県(14 / 15) 93.3%	滋賀県(4 / 19) 21.1%	島根県(13 / 19) 68.4%	佐賀県(9 / 20) 45.0%
岩手県(29 / 33) 87.9%	群馬県(18 / 35) 51.4%	石川県(14 / 19) 73.7%	京都府(9 / 26) 34.6%	岡山県(19 / 27) 70.4%	長崎県(11 / 21) 52.4%
宮城県(16 / 35) 45.7%	埼玉県(28 / 63) 44.4%	福井県(15 / 17) 88.2%	大阪府(18 / 43) 41.9%	広島県(17 / 23) 73.9%	熊本県(38 / 45) 84.4%
秋田県(15 / 25) 60.0%	千葉県(54 / 54) 100.0%	山梨県(27 / 27) 100.0%	兵庫県(28 / 41) 68.3%	山口県(9 / 19) 47.4%	大分県(17 / 18) 94.4%
山形県(20 / 35) 57.1%	東京都(19 / 62) 30.6%	長野県(71 / 77) 92.2%	奈良県(22 / 39) 56.4%	徳島県(14 / 24) 58.3%	宮崎県(23 / 26) 88.5%
福島県(46 / 59) 78.0%	神奈川県(8 / 33) 24.2%	岐阜県(37 / 42) 88.1%	和歌山県(21 / 30) 70.0%	香川県(7 / 17) 41.2%	鹿児島県(10 / 43) 23.3%
		静岡県(22 / 35) 62.9%		愛媛県(19 / 20) 95.0%	沖縄県(17 / 41) 41.5%
		愛知県(33 / 54) 61.1%		高知県(26 / 34) 76.5%	

※2：自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード | デジタル庁 (digital.go.jp)

地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況 (3/3)

[< 都道府県一覧に戻る](#)

2023年3月31日時点の数値

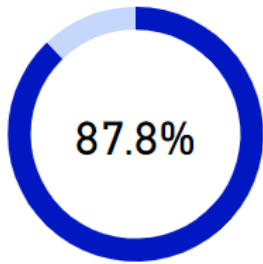
都道府県で絞り込む

北海道(道北) ▼

市区町村で絞り込む

すべて ▼

子育て・介護関係の全26手続をマイナポータルでオンライン手続きできる自治体の割合



※自治体によっては、汎用的電子申請システムにより、オンライン手続きが可能となっている場合があります。詳細は[データの定義](#)を参照ください。

オンライン化が完了した自治体数/
全自治体数

36 / 41

市区町村名	旭川市	留萌市	稚内市	士別市	名寄市	富良野市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東
マイナポータルにおけるオンライン化進捗率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
子育て													
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当等の額の改定の請求及び届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
氏名変更/住所変更等の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受給事由消滅の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
未支払の児童手当等の請求	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当に係る寄附の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当に係る寄附変更等の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当等の現況届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
支給認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保育施設等の利用申込	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保育施設等の現況届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童扶養手当の現況届(事前送信)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
妊娠の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護													
要介護・要支援認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
要介護・要支援更新認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
要介護・要支援状態区分変更認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険負担割合証の再交付申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被保険者証の再交付申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高額介護(予防)サービス費の支給申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険負担限度額認定申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 青色：マイナポータルでオンライン手続きできる ● 灰色：マイナポータルでオンライン手続きできない

※101件以上の市区町村は表示されません。全自治体数を100件以下に絞り込むと全て表示されます。

罹災証明書等のオンライン申請

- マイナポータルを活用することで、自治体は、住民に対し、これから実施される各種の被災者支援手続をわかりやすくご案内することが可能であり、かつ、そのまま住民から一連の手順でオンライン申請をお受けすることが可能である。

これによって、**住民が、申請のために役所に赴く負担を解消できるとともに、自治体においては、窓口での受付対応負担を解消でき、貴重なマンパワーをより緊急を要する他の震災対応業務に振り向けることができる。**

(※なお、別途、各自治体のシステムを通じて、オンラインで申請することも可能。)

- 罹災証明書の交付申請や重要な被災者支援手続については、国がマイナポータルで申請するための標準様式をプリセットしており、**自治体においては大きな負担なく、簡単な設定作業のみで手続案内・申請受付を可能とできるため、被災地の自治体でオンライン申請を活用いただけるよう、オンライン申請の周知・広報につとめる。**

【被災者支援関連で標準様式がプリセットされた手続き】

- ・ 罹災証明書の交付申請
- ・ 被災者生活再建支援金の支給申請
- ・ 被災者生活再建支援金の支給申請（公金受取口座利用専用）
- ・ 被災証明書の発行申請
- ・ 災害弔慰金の支給申請
- ・ 災害障害見舞金の支給申請
- ・ 災害援護資金の貸付申請

<マイナポータルによる申請フロー>



罹災証明書のオンライン申請の推進について

- 罹災証明書のオンライン申請については、令和4年度末時点でおよそ1,000自治体に対応いただいておりますが、未導入の自治体において対応いただくよう 令和5年9月25日に事務連絡を送付いたしました。
- 特に罹災証明については、国民の利便性が高いものになりますので、対応されていない自治体におかれましては、ご対応をお願いします。

事務連絡
令和5年9月25日

各都道府県防災主管部局
社会保障・税番号制度主管部局 } 御中

デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード担当
マイナポータル担当
防災担当

罹災証明書のオンライン申請について（依頼）

平素より、防災行政及び社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年10月26日付け事務連絡「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に係るガイドライン掲載様式（「罹災証明申請書」）の利用について」において、罹災証明書の発行申請に係るガイドライン掲載様式をすべての市区町村においてご利用いただけるよう、内閣府においてマイナポータルに登録したことを周知するとともに、当該様式を利用した電子申請の実現に取り組んでいただくようお願いしているところ、令和4年に総務省自治行政局地域情報化企画室において特に国民の利便性向上に資する手続等に係るオンライン化取組状況について調査を行い、罹災証明については、令和4年度末時点で1,002自治体がオンライン申請に対応いただいているところです。対応いただいた自治体の皆様におかれましては、ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

なお、各自治体のオンライン化状況一覧については、デジタル庁 HP において公開しています。

(https://www.digital.go.jp/policies/administrative_procedures_online)

まだ導入いただけていない自治体もありますが、罹災証明書のオンライン申請については、

- ・ 住民にとっては、罹災証明の申請のために、市役所を訪問する必要がなくなるとともに、災害発生後の申請が集中する時期においても、待たずにスムーズに申請することができる

罹災証明書の発行申請の マイナポータルへの登録作業について



まずは、マイナポータル申請管理サイトへ

マイナポータル申請管理サイトのアクセスはこちら。

LGWAN:<https://web.dl-mposs.hq.admix.go.jp/dls/web/login>
インターネット:<https://focus.oss.myna.go.jp/dls/web/login>

※各種マニュアル、FAQは同サイトからダウンロードできます。



登録作業手順

1. サービス・制度 → 手続を登録 <操作マニュアル～サービス登録編～（1.20版） P.9,10、P.24,25>

プルダウンから追加したいサービスを選択します。



2. 申請手続画面の掲載内容を修正 <操作マニュアル～サービス登録編～（1.20版） P.28～84>

マイナポータルの申請手続画面に掲載する内容は、あらかじめ入力された状態となっています。必要に応じて掲載内容を修正して下さい。

3. 様式を登録 <操作マニュアル～様式登録編～（1.20版） P.224～226>

標準様式を活用する場合はチェックをつけるだけです。
なお、市町村独自様式もPDFでアップロードし帳票登録を行うことで使えます。

<操作マニュアル～様式登録編～（1.20版） P.227～236>

罹災証明書のオンライン申請の推進について（令和6年能登半島地震における対応自治体の周知）

- 「令和6年能登半島地震」における災害救助法適用自治体の罹災証明書のオンライン申請の対応状況をデジタル庁ウェブで案内
- 1月末時点で、マイナポータルで約6,000件の罹災証明書のオンライン申請が行われました



1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンライン市役所構想
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス



デジタル庁

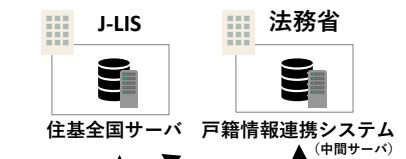
国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

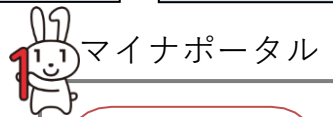
実現イメージ

施策1：オンライン申請等の実現
 マイナポータルや公的個人認証の活用による
 ①申請手続のデジタル化・オンライン化
 ②厳格な本人確認 等の実現

施策2：住基ネット・戸籍等との連携
 住基ネット・戸籍との連携により
 ①添付書類の省略や変更手続の省略
 ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



資格保有者等



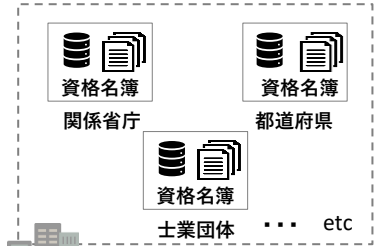
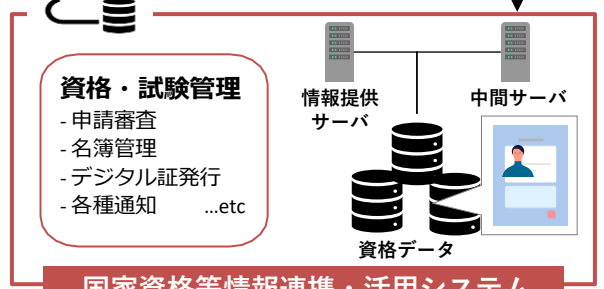
オンライン申請
 - 資格登録申請
 - 登録事項変更申請
 - 登録抹消申請
 - 受験申請...etc

各種お知らせ
 - 資格更新手続の案内
 - 申請不備通知 ...etc

資格情報提供
 - デジタル証の表示
 - 資格情報の提供 ...etc

施策3：資格情報提示等のデジタル化
 マイナポータルAPI等の活用により、
 ①スマホ等に資格情報を表示
 ②自身の資格情報の提供 等の実現

マイナンバー連携
 住所・死亡情報等の連携



資格管理者等

□：構築対象

本施策の位置付け

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

(3) マイナンバー制度の利用の推進

③ 「オンライン市役所サービス」の推進（各種免許・国家資格等のデジタル化の推進）

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、（中略）マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、令和5年（2023年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を開始したところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」より抜粋

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- 税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

※黄色を付した資格は、都道府県が資格管理者となっている。

青色を付した資格は、都道府県経由事務となっている。

(令和6年2月20日時点)

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第211回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）



国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット

本システムの利用により、資格保有者（国民）、資格管理者双方が多くのメリットを享受することができる。

資格保有者 （国民）

各種申請

- 各種申請書類のオンライン提出が可能
- オンライン支払が可能
- マイナンバーの活用により住民票等写しを省略可能
- 申請状況の確認（審査中、審査済など）が可能。また、マイナポータルからのお知らせも確認可能。

資格の維持

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携により、婚姻や引っ越し等により氏名・住所等が変更された場合や死亡時に必要となる手続きの簡略化が可能（※）
- ※資格ごとに取扱は異なる

資格の活用

- 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
- 真正性の確保や偽証防止機能等を設けた上で、資格情報を電子媒体の形式で出力、表示が可能
- マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

資格管理者

申請受付

- システムによる形式チェック等により記入漏れ等の確認・修正負荷を軽減
- マイナンバーの活用によりオンライン申請に対応可能

審査

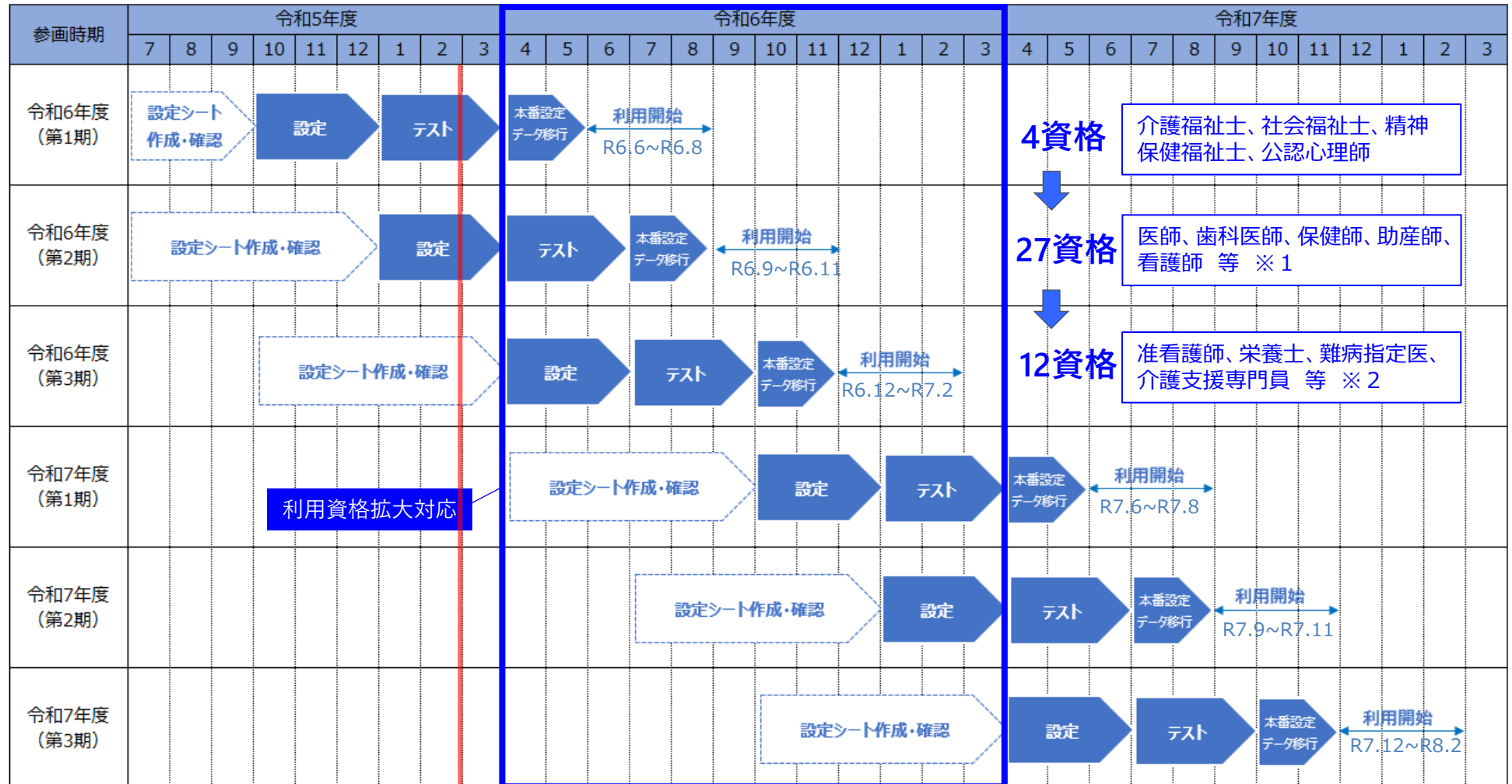
- マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能となる
- 申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信が可能（郵送や電話対応コストを削減）

名簿管理

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用により、資格者名簿の真正性・正確性を確認可能
- 国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる

国家資格システムの利用に向けた参画スケジュール

令和6年度の参画資格としては全43資格あり、これらの資格が段階的に本システムの利用を開始する予定としております。参画資格については、令和7年度以降も順次拡大していく計画です。



※ 1 医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、技師装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、医師臨床研修修了者、
歯科医師臨床研修修了者、医師少数区域経歴認定医、薬剤師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、社会保険労務士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師

※ 2 柔道整復師、精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、介護支援専門員、准看護師、栄養士、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医、税理士

各種免許・国家資格等のオンライン・デジタル化がはじまります。

新規

デジタル庁

オンラインで申請できる

マイナポータルより、資格の新規取得・住所変更の申請ができる



添付書類は省略

住民票や戸籍に関する書類はマイナンバーを活用して連携



オンライン決済に対応

申請に必要な支払いは、お知らせを受け取ってオンラインで決済



登録情報をいつでも確認

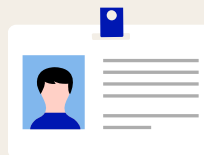
確認したい時に、すぐに閲覧できる



デジタル資格者証を閲覧できる

デジタル資格者証※を閲覧可能

※ 資格を保有していることの確認ができる電子データ



令和6年度より、それぞれの国家資格で順次サービス開始します。

(※実際の取扱いは資格により異なります。)

資格をお持ちの皆様やこれから取得される方は、新規取得や引越し手続きの際、また、デジタル資格者証が必要な際に、マイナポータルよりご利用下さい。

1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンライン市役所サービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス



デジタル庁

マイナポータル概要

- マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

ぴったりサービス

子育てをはじめとする
オンライン申請ができます
※サービスの検索や一部の申請
についてはマイナンバーカード
がなくてもできます

お知らせ

行政機関等から児童手当現
況届や確定申告などのあなた
に合ったお知らせが届き
ます

もっとつながる

(外部サイト連携)
・e-Tax
・ねんきんネット
などにつながります



わたしの情報

・税情報（所得等）
・世帯情報
・予防接種の履歴
などが確認できます



やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で
どのようにやりとりされた
かチェックできます

1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンライン市役所サービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

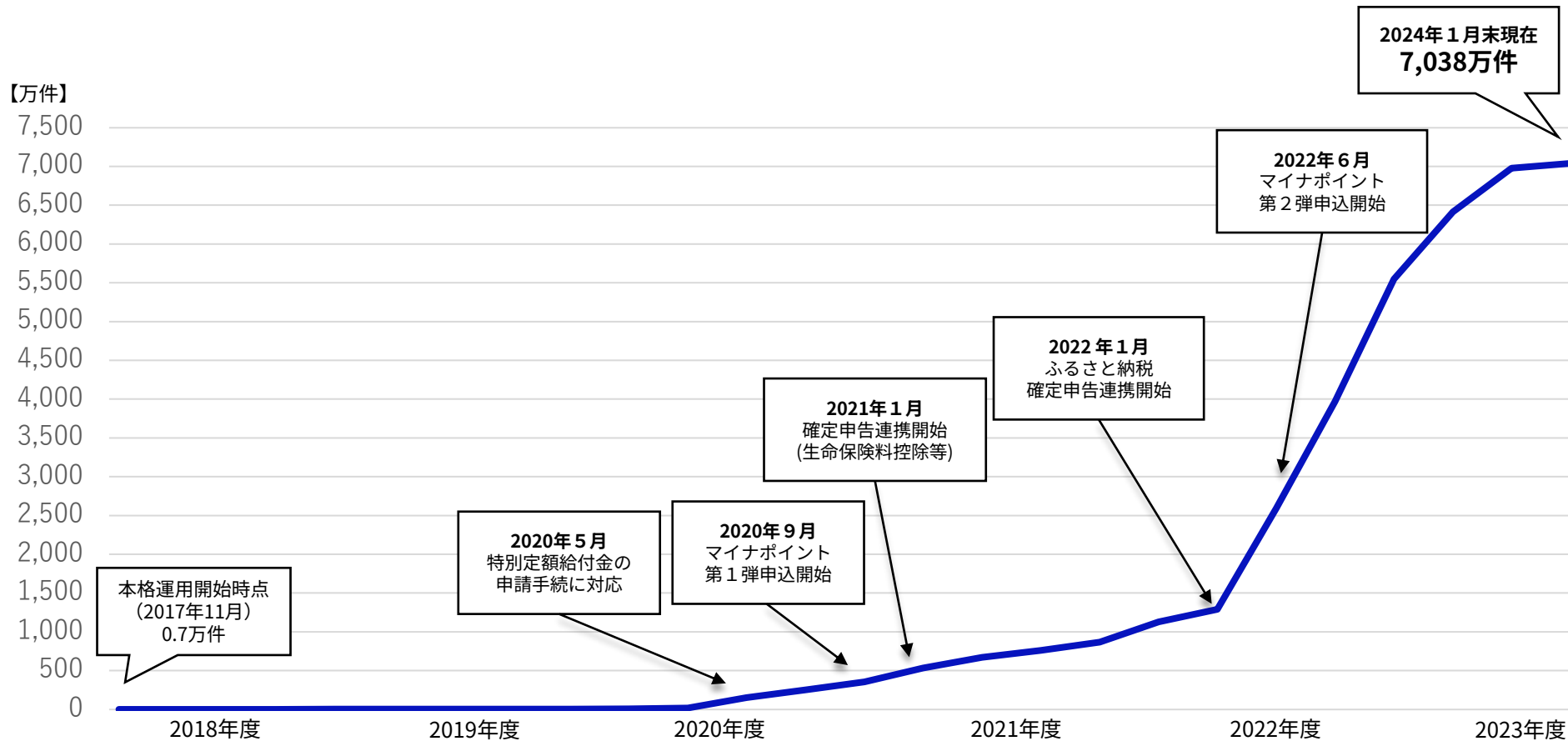
- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス



デジタル庁

マイナポータルの利用者登録数の推移



1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンライン市役所サービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス



マイナポータルによる自己情報の開示（閲覧）の仕組み

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。



マイナポータルの「手続きの検索・電子申請（ぴったりサービス）」について

- 手続きの検索・電子申請（ぴったりサービス）とは、地方公共団体が提供する行政サービスを、国民が検索・電子申請できるようにするサービスです。子育てに関する手続きをはじめとした、地方公共団体へのさまざまな申請や届出を地域別に検索し、その手続きの詳細を確認、申請することができます。



電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善①

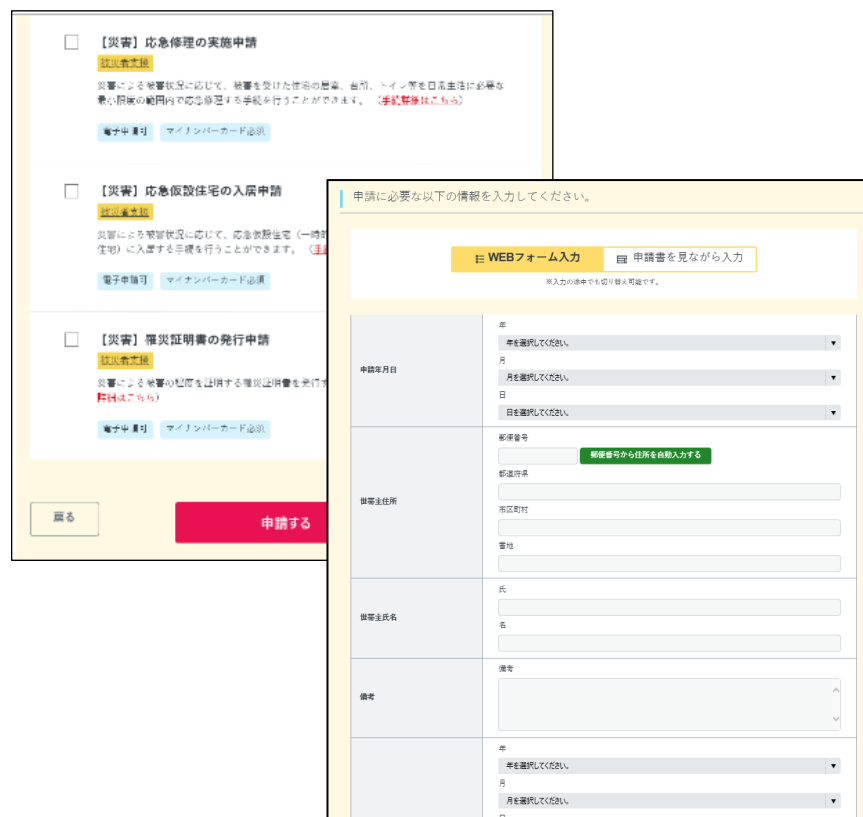
○ 各地方公共団体では、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、子育て・介護・被災者支援等の主要手続については、関係省と連携して、標準様式をプリセットしています。標準様式を利用すれば、独自に申請様式を作成しなくても、電子申請サービスを開始できます。

【罹災証明書の発行申請の例】

プリセットされた標準様式を活用
(文言変更やデータ項目追加等の編集も可能)



掲載内容の確認後、申請ページを公開



※地方公共団体では以下の作業が不要になる……

① 紙様式 (PDF等) 読込



② 申請様式の作成



電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善②

○ マイナポータルでは、関係省と協力して、子育て、介護、被災者支援等の手続きについて、標準様式のプリセットを進めています。地方公共団体は、独自に申請様式を作成することなく電子申請サービスの提供が可能になります。

令和2年度にプリセットした手続き

項番	分類	手続き	時期
1	介護	要介護・要支援認定の申請	R2.12
2		要介護・要支援認定の更新申請	
3		要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請	
4		居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
5		介護保険負担割合証の再交付申請	
6		被保険者証の再交付申請	
7		高額介護(予防)サービス費の支給申請	
8		介護保険負担限度額認定申請	
9		居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
10		居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 (住宅改修前)	
11		居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 (住宅改修後)	
12		住所移転後の要介護・要支援認定申請	
13	被災者支援	【災害】罹災証明書の発行申請	R2.10
14		【災害】災害弔慰金の支給申請	R3.2
15		【災害】災害障害見舞金の支給申請	
16		【災害】災害援護資金の貸付申請	
17		【災害】被災者生活再建支援金の支給申請	
18		【災害】被災証明書の発行申請	
19	その他	道路占用許可申請 (新規)	R2.12
20		道路占用許可申請 (変更)	
21		道路占用許可申請 (更新)	
22		道路占用工事着手届	
23		道路占用工事完成届	
24		犬の登録申請	
25		犬の登録事項変更届	
26		犬の死亡届	
27		狂犬病予防注射済票交付申請	
28		職員採用試験の受験申込	

令和3年度にプリセットした手続き

項番	分類	手続き	時期
1	子育て	児童手当等の現況届	R3.6
2		児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	
3		児童手当等の額の改定の請求及び届出	
4		氏名変更/住所変更等の届出	
5		受給事由消滅の届出	R3.7
6		未支払の児童手当等の請求	
7		児童手当に係る寄附の申出	
8		児童手当に係る寄附変更等の申出	
9		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
10		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	
11		支給認定の申請	R3.9
12		教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込	R3.10
13		保育施設等の利用に係る現況	R3.7
14		妊娠の届出	R3.6
15	健康・医療	コロナワクチン予防接種関係手続 (キャンセル待ち申込用)	R3.6
16		コロナワクチン予防接種関係手続 (基礎疾患を有する方用)	R3.7
17		コロナワクチン予防接種関係手続 (介護・障害福祉サービス従事者優先接種用)	
18		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請	R3.8
19	救急・消防	消防計画作成 (変更) 届出	R3.12
20		防火・防災管理者選任 (解任) 届出	
21		全体についての消防計画作成 (変更) 届出	
22		防火対象物点検結果報告	
23		統括防火・防災管理者選任 (解任) 届出	
24		自衛消防組織設置 (変更) 届出	
25		消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出	
26		消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告	
27		工事整備対象設備等着工届出	
28	防災管理点検結果報告		
29	その他	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求	R3.4
30		特別児童扶養手当所得状況届	R3.6
31		障害児福祉手当 (福祉手当) 所得状況届	
32		特別障害者手当所得状況届	

電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善②

令和4年度にプリセットした手続き

項番	分類	手続き	時期	
1	子育て	児童扶養手当の現況届	R4.4	
2		児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求（公金受取口座利用専用）	R5.3	
3		未支払の児童手当等の請求（公金受取口座利用専用）		
4		児童扶養手当の現況届（公金受取口座利用専用）		
5		出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給申請（公金受取口座利用専用）		
6		出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給申請（公金受取口座利用専用）		
7	介護	高額介護（予防）サービス費の支給申請（公金受取口座利用専用）		R4.10
8		居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（公金受取口座利用専用）		
9		居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後）（公金受取口座利用専用）		
10	被災者支援	【災害】被災者生活再建支援金の支給申請（公金受取口座利用専用）	R4.12	
11	救急・消防	防火対象物点検報告特例認定申請		
12		管理権原者変更届出（防火管理）		
13		防災管理点検報告特例認定申請		
14		管理権原者変更届出（防災管理）		
15		危険物製造所貯蔵所取扱所完成検査申請		
16		移送取扱所完成検査申請		
17		防火対象物使用開始届出		
18		火を使用する設備等の設置の届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯沸湯設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）		
19	火を使用する設備等の設置の届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）	R5.3		
20	自衛消防訓練実施に係る事前の届出			
21	防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請			
22	防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出			
23	引越し手続 オンライン サービス	転出届	R5.2	
24		転入予定連絡		
25		転居予定連絡		
26		転出届取消		
27		転入予定連絡取消		
28		転居予定連絡取消		

令和5年度にプリセットした手続き（令和5年12月末時点）

項番	分類	手続き	時期
1	子育て	出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給申請	R5.4
2		出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給申請	
3		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給申請（ひとり親世帯分）（公的年金給付等受給者用）	R5.6
4		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給申請（ひとり親世帯分）（公的年金給付等受給者用）（公金受取口座利用専用）	
5		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給申請（ひとり親世帯分）（家計急変者用）	
6		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給申請（ひとり親世帯分）（家計急変者用）（公金受取口座利用専用）	
7		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給申請（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）	
8		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給申請（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（公金受取口座利用専用）	

取得できる主な自己情報

取得できる主な自己情報（利用者の情報閲覧機機能）

世帯	<input type="radio"/> 世帯の属性の情報
地方税	<input type="radio"/> 所得・個人住民税情報
健康・医療	<input type="radio"/> 診療・薬剤情報 <input type="radio"/> 医療費通知情報 <input type="radio"/> 健康保険証情報 <input type="radio"/> 予防接種情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） <input type="radio"/> 乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等）
子育て	<input type="radio"/> 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報 （認定区分、認定日、支給額等） <input type="radio"/> 妊娠の届出情報 <input type="radio"/> 小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	<input type="radio"/> 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 <input type="radio"/> 知的障害者福祉法による知的障害者の情報 <input type="radio"/> 生活保護の実施に関する情報 <input type="radio"/> 介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、高額介護費等）
雇用・年金	<input type="radio"/> 雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 <input type="radio"/> 公的年金資格記録情報

マイナポータル機能強化（デジタル庁発足以降）

2021年度

- 9月 デジタル庁発足
- 10月 薬剤情報・特定健診情報の閲覧機能
- 11月 医療費通知情報の閲覧機能
- 1月 ふるさと納税控除証明書データのe-Taxとの連携機能

2022年度

- 5月 国民年金保険料免除申請のワンクリック手続き
- 9月 診療情報の閲覧機能
- 10月 国民年金保険料の控除証明データのe-Taxとの連携機能
- 12月 新しいマイナポータルアルファ版第1弾
- 1月 公的年金等源泉徴収票データのe-Taxとの連携機能
- 1月 電子処方箋情報の閲覧機能
- 2月 引越し手続きオンラインサービス
- 3月 新しいマイナポータルアルファ版第2弾
- 3月 パスポート電子申請機能
- 3月 ぴったりサービスでの公金口座情報の利用機能

マイナポータル機能強化（デジタル庁発足以降）

2023年度

- 4月 ぴったりサービスでのオンライン決済サービス連携機能
- 5月 スマホ用電子証明書対応
- 7月 引越し手続オンラインサービスのスマホ用電子証明書対応
- 8月 ぴったりサービスのオンライン決済サービス連携機能強化
- 8月 新しいマイナポータルベータ版
- 9月 年金の扶養親族等申告書の申請機能追加

- 1月頃 給与所得の源泉徴収票データのe-Taxとの連携機能
- 3月 年金の付加保険料申請手続き機能追加
- 3月 新しいマイナポータル正式版

実績



予定

2024年度～

- 国家資格システムとの連携
- 離職票の取得機能追加
- 戸籍情報連携システムとの連携
- 戸籍の振り仮名対応
- パスポート電子申請機能に新規申請を追加
- マイナンバーカードと運転免許証との一体化対応

国民年金保険料のワンクリック免除

- 2022年5月にリリース
- 国民年金保険料の免除・猶予の対象者に、申請事項が事前記入済の案内をマイナポータルからプッシュ通知し、オンラインで免除申請が簡単に。
- 対象手続は、国民年金保険料免除の申請（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、国民年金保険料納付猶予の申請。

手続きのイメージ

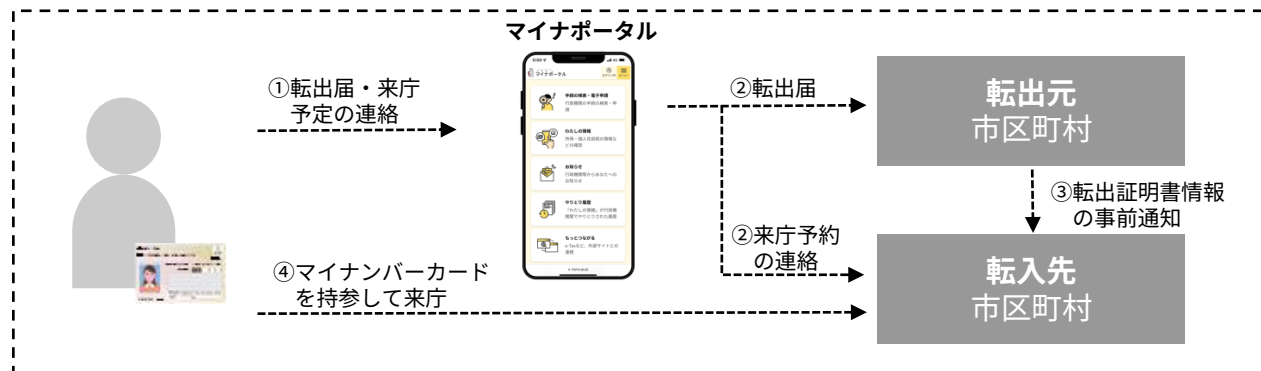


引越しの手続き

- 2023年2月7日にリリース
- マイナポータルから全ての市区町村でオンラインによる転出届の提出を転出元市区町村に、来庁予定の連絡を転入予定市区町村にできるように。



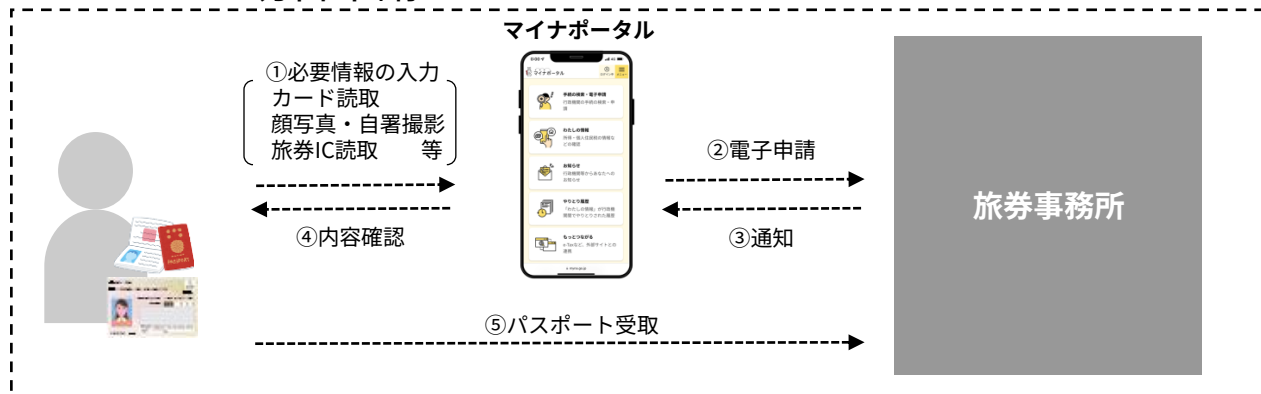
手続きのイメージ



パスポートのオンライン申請

- 2023年3月27日にリリース
- マイナポータルから切替申請をはじめとする一部のパスポートに関する手続きがオンライン申請できるように。
- これまで申請時と受取り時の2回窓口に行く必要があったが、マイナポータルから申請することで、窓口に行く回数は原則受取り時の1度だけになる。

パスポート切替申請のイメージ



マイナポータルUIUXの抜本的な改善



マイナポータルUIUXの抜本的な改善

ホーム

自分に必要な情報へ
素早くアクセス



やること

やるべきことをまとめて管理、
忘れずに確認



さがす

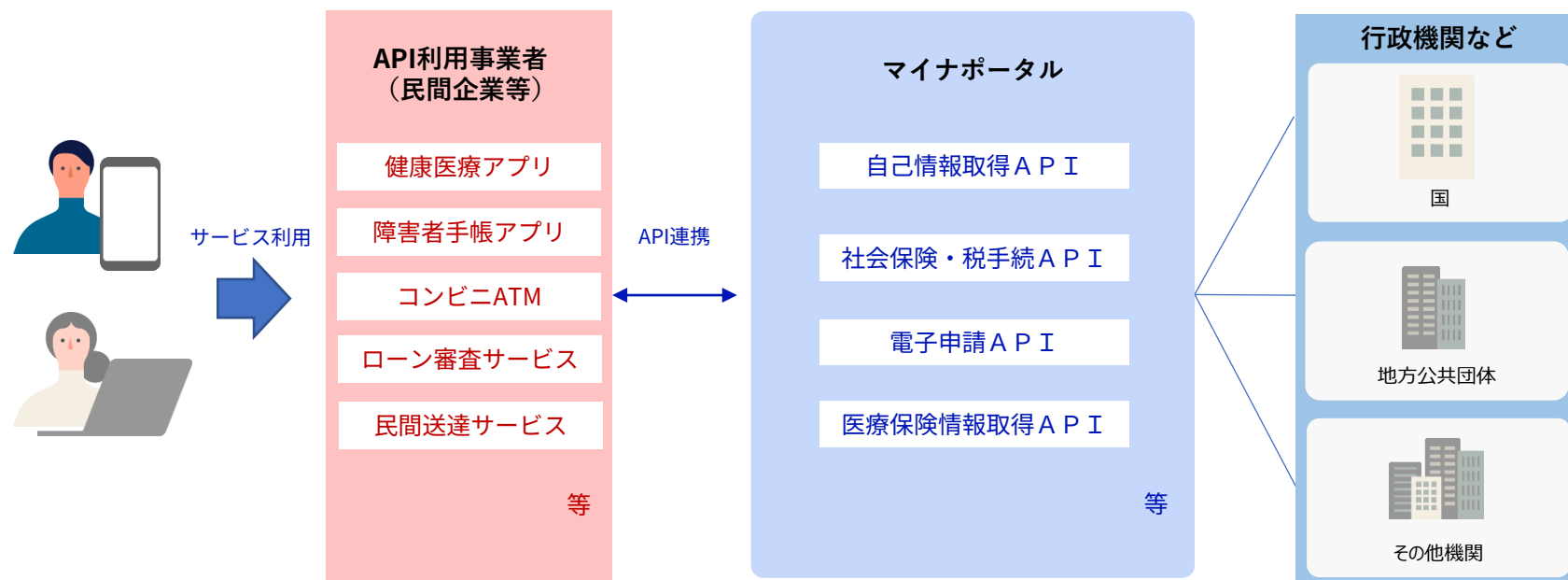
必要なサービス、手続き、情報を
発見



マイナポータルAPIの活用

マイナポータルで提供する機能を、**行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供する**ことで、自己情報や行政機関への申請機能を活用した**新たな行政サービス・民間サービスの開発につながる**ことが期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。



マイナポータルAPI仕様公開サイト (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>)

マイナポータルAPIの活用の事例

2024年2月26日にJR東日本の「えきねっと」、2024年2月26日にJR西日本の「e5489（いーごよやく）」から、マイナポータルAPIを活用した障害のある方を対象にした鉄道運賃割引の申請のオンライン申請サービスの提供が開始。これまで、当該割引の適用を受けるためには、窓口で障害者手帳を提示する必要があったが、今回、マイナポータルAPIを利用し、障害者手帳の情報を連携することにより、窓口に行くことなく、オンラインで割引を受けるための手続きを行うことができる。

【別紙】 えきねっとでの取扱いフローイメージ(マイナンバーカードを用いた手帳情報の確認)

お客さまのマイナンバーカードを読み取り、マイナポータル上の情報取得サービスを利用して障害者手帳情報を取得し、えきねっとアカウントに情報を連携します。









※画面はイメージです

出典：JR東日本「えきねっと」プレスリリースより

マイナポータルAPIの活用の事例

民間企業がリリースしているお薬手帳アプリでもマイナンバーカードを利用して薬剤情報・処方情報・調剤情報などを表示できます。

事業者名 「サービス名」	サービスについて
 日本調剤株式会社 「お薬手帳プラス」	<p>利用者は、マイナンバーカードを利用することで、薬剤情報・処方情報・調剤情報を取得することができ、保険医療機関・保険薬局等にて処方された薬剤の情報を閲覧・記録できる。また、保険薬局等に電子処方箋を事前送信できるサービスについても提供している。</p>
 株式会社ヘルステック研究所 「健康日記」	<p>自発的にアプリ内に有する歩数や体重、血圧等のライフログと共に健康記録を一元管理でき、自らの健康増進や医療の質向上を実現するサービス。利用者は、マイナンバーカードを利用することで、乳幼児期等の予防接種履歴情報や薬剤情報及び特定健診情報を取得することができ、記録の手入力の手間が軽減される。</p>
 株式会社くすりの窓口 「EPARKお薬手帳」	<p>利用者は、マイナンバーカードを利用することで、マイナポータルから薬剤情報・特定健診情報・予防接種情報・医療費通知情報を取得することができ、ご家族の医療情報を手間なく、簡単にアプリでまとめて管理することができる。</p>
 株式会社メディカルフロント 「ポケットファーマシー」	<p>利用者は、マイナンバーカードを利用することで、処方情報・調剤情報を取得することができ、スマートフォンやタブレット、パソコンなどでご自身やご家族のお薬手帳をいつでもどこでも閲覧する事ができるクラウドサービス。薬局や医療機関と共有することで安心安全な診療や服薬指導を受けられる。</p>
 メドピア株式会社 「かかりつけ薬局化支援サービス kakari」	<p>処方せん事前送信や電子版お薬手帳、薬剤師へのチャット相談など、かかりつけ薬局を便利で安心して利用できるアプリ。利用者は、マイナンバーカードを利用することで、薬剤情報・処方情報・調剤情報を取得することができ、保険医療機関・薬局等で処方・調剤された医薬品情報をお薬手帳にまとめて登録・閲覧できる。</p>
 ホッペ株式会社 「電子お薬手帳ホッペ」	<p>利用者はマイナンバーカードを利用することで、処方情報・調剤情報を取得することができ、保険医療機関・保険薬局等にて処方された薬剤の情報を閲覧・記録できる。また、保険薬局等に電子処方箋を事前送信できるサービスについても提供している。</p>

2024年1月26日現在

お薬手帳もデジタルで

マイナポータル情報一覧

マイナポータル上の電子処方箋やお薬の情報を取得し、お薬手帳プラスで閲覧できます。

電子処方箋の情報
取得・閲覧

受け取ったお薬の情報

①直近100日以内に
受け取ったお薬*1
取得・閲覧

②約40日より前に
受け取ったお薬*2
取得・閲覧

【ご注意】

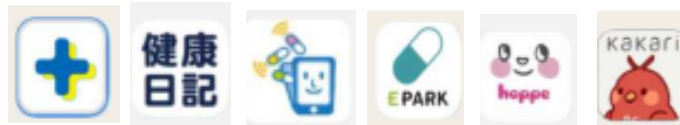
- *1 電子処方箋対応店舗で受け取ったお薬の情報のみ取得可能です。各薬局の対応状況は、[厚生労働省のホームページ](#)をご確認ください。
- *1 病院やクリニック内で処方されたお薬は含まれません。
- *2 毎月11日に前月分のお薬情報が取得できます。
- *2 取得できる情報は最大で過去3年分となります。
- *2 2021年8月以前に受け取ったお薬の情報は取得できません。

[*セキュリティ対策について](#)

受け取った薬のチェック

- ✓ 処方薬の情報をマイナポータルから確認

民間のアプリと連携

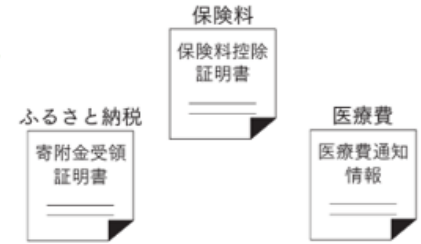


- ✓ マイナンバーカード利用で薬の情報を確認
- ✓ 予防接種・特定健診などの記録の確認も



確定申告をもっと簡単に

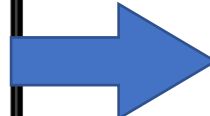
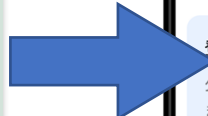
マイナポータルからまとめてデータを取得



申告書に自動入力自動計算

e-Tax

税務署





確定申告をもっと簡単に



メリット

マイナポータル連携

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申請書に自動入力



メリット

e-Tax

- ✓ 税務署への持参不要
- ✓ 確定申告期間24時間利用可能
- ✓ 印刷・郵送料不要





確定申告をもっと簡単に

新たに自動入力が可能になる項目も

- ✓ 給与所得の源泉徴収票
- ✓ 国民年金基金掛金
- ✓ iDeCo・小規模企業共済掛金



1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンライン市役所サービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介

3. 民間システム/サービス



令和5年11月～12月にかけて開催された自治体向け説明会にご紹介いただいたシステム／サービスのうちオンライン市役所構想の実現に寄与するマイナンバーカードを活用した民間システム／サービス事例は以下のとおり

行かない窓口・電子申請



GovTech Express 株式会社Bot Express

自治体のLINE公式アカウント上で、申請手続き・予約が可能な「行かない窓口」を実現するオンライン行政窓口プラットフォームサービス。スマホ市役所導入自治体は220以上（2024年2月時点）

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/application/7546/>

行かない窓口・電子申請



LINE Pay 公的個人認証サービス LINE Pay株式会社

LINEとマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでも簡単に、本人確認ができる公的個人認証サービス

[自治体向けインフォvol.23 \(PDF/1,846KB\)](#)

行かない窓口・電子申請

株式会社グラファー

Graffer スマート申請 株式会社グラファー

市民や事業者が24時間365日いつでもオンラインで手続きの申請を行うことが可能なサービス

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/application/7543/>

防災・避難所受付



しらせあい 京セラみらいエンビジョン株式会社

アプリをダウンロードした住民がいつでも自治体 or 緊急災害の情報をPush通知で受けることが可能なサービス。また、災害時にマイナンバーカードの認証情報を利用して、即座に避難所受付の開始が可能。

[しらせあい | 防災DXサービスマップ \(bosai-dx.jp\)](#)

行かない窓口・電子申請



MiiD / mila-e 申請 株式会社ミラボ

認証サービス「MiiD」および電子申請サービス「mila-e申請」を併用することで、公的個人認証サービスによる本人確認・自己情報取得・電子署名・各種申請提出ができます。安全性を担保した上で、住民の利便性向上、自治体の業務負担を軽減

[民間事業者向けインフォvol.20 \(PDF/1,136KB\)](#)

行かない窓口・電子申請



LoGoフォーム 株式会社トラストバンク

職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し一元管理できる自治体専用のノーコード電子申請システム。令和4年度デジ田交付金スタートアップ別採択件数最多。2023年11月現在626自治体が導入

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/application/7544/>

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年7月	v1.0	—
令和5年9月	v1.1	「1自治体辺りの平均オンライン申請手続き受付数」を追加／「行政手続きのオンライン化対応状況について」を更新／「マイナポータルの利用者登録数の推移」を更新／「マイナポータルの機能強化について」資料の追加
令和5年10月	v1.2	「罹災証明書のオンライン申請の推進について」を追加／「国家資格等オンライン・デジタル化の概要」ほか関連4ページを追加
令和6年2月	V1.3	「引越し手続オンラインサービス」を更新／「引越し手続オンラインサービスの主な取組・効果」を追加／「引越し手続オンラインサービスの広報・周知」を追加／「地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況」を修正／「罹災証明書等のオンライン申請」を追加／「罹災証明書のオンライン申請の推進について」を追加／「国家資格等オンライン・デジタル化の概要」、「国家資格等のデジタル化に関する取組状況①」を更新／各種免許・国家資格等のオンライン・デジタル化の案内、メリットのスライドを追加／「マイナポータルの利用者登録数の推移」の更新／プリセットされた手続き一覧表の更新／「マイナポータル機能強化」の時点更新／「マイナポータルのUIUXの抜本的な改善」の更新／マイナポータルAPIの活用事例の追加／「オンライン市役所を実現するマイナンバーカードを活用した民間システム／サービス事例」を追加／

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードの市民カード化構想を
進めるために

ご参考資料

令和6年2月（v 1. 6）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

（3）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードは、**対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である**。2024年（令和6年）秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、**その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する**。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

※ 『マイナンバーカードの「市民カード化」の推進』 部分抜粋

④ マイナンバーカードの「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

第一に、自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や、優良ケースの徹底的な横展開を進めるため、**デジタル田園都市国家構想交付金により、優れた利活用ケースの創出を後押し**するとともに、**優良な事例を支えるシステム/サービスのカタログを作成**する。また、カタログに掲載されたシステム/サービスの調達を容易とするよう、モデル的な仕様書の作成や導入する試みへの支援を進めるとともに、デジタルマーケットプレイスの実証的適用に取り組む。

第二に、暗証番号の入力等を行わない利用方法の規定の整備を行うとともに、これに対応し読み取りアプリの開発・提供、さらに、手ぶら観光やオンラインチケットなどに使うための基本的な利活用システムの開発と廉価な提供に取り組み、**官民連携した利活用ケースの拡大を支える**。

また、マイナンバーカードの認証体験の共通化、類似機能の重複開発の排除、円滑な機能拡張及び実装の実現を目的として、2024年度（令和6年度）中の運用開始に向けて個人認証用アプリケーションの開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進めることにより、マイナンバーカードの利活用シーンの更なる拡大を目指す。

第三に、図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き推進する。

第四に、教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人においては、デジタルキャンパスの推進について第4期中期目標・中期計画へ記載しており、2026年度（令和8年度）から、設定された中期目標・中期計画に基づき、マイナンバーカードの活用を含めた業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価を開始し、運営費交付金の配分に反映する。

カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想

デジタル庁では、マイナンバーカード1枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくるために、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組を支援していきます。なお、暗証番号なしでのマイナンバーカード利用も推進するほか、市町村の要望への対応や、メリットや利用方法の助言を行います

- 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取組も、デジタル社会実現に向けた重点計画（R5.6.9）閣議決定に基づき、推進する。

1 様々な市役所サービスを受けられるようにする



2 職員カードとして利用し効率よくセキュリティを高める



図書館カード 印鑑登録証	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
コンビニ交付	現在、対象人口は1億人 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す
その他、避難所受付等、 様々な利用	現在、先進自治体の取組 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す

出退勤等、様々な利用	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
------------	----------------------------------

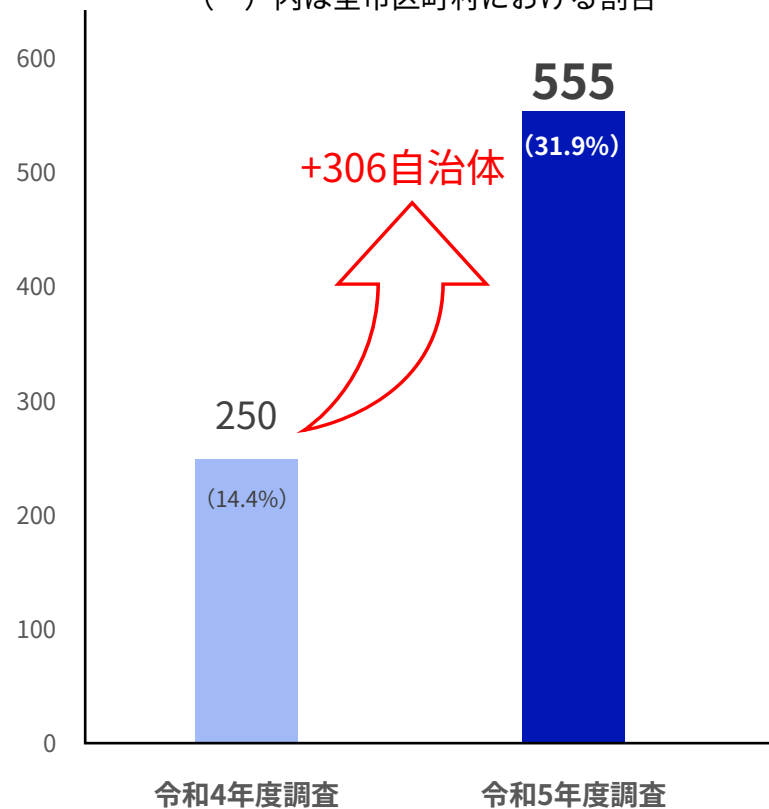
自治体のマイナンバーカード利活用状況

- デジタル庁が令和5年度に全市区町村に対して行った調査によると、555の自治体において792のマイナンバーカードを活用した独自サービスを提供
- 令和4年度に実施した調査と比較すると、サービス導入自治体数・サービス件数ともに大幅な増加

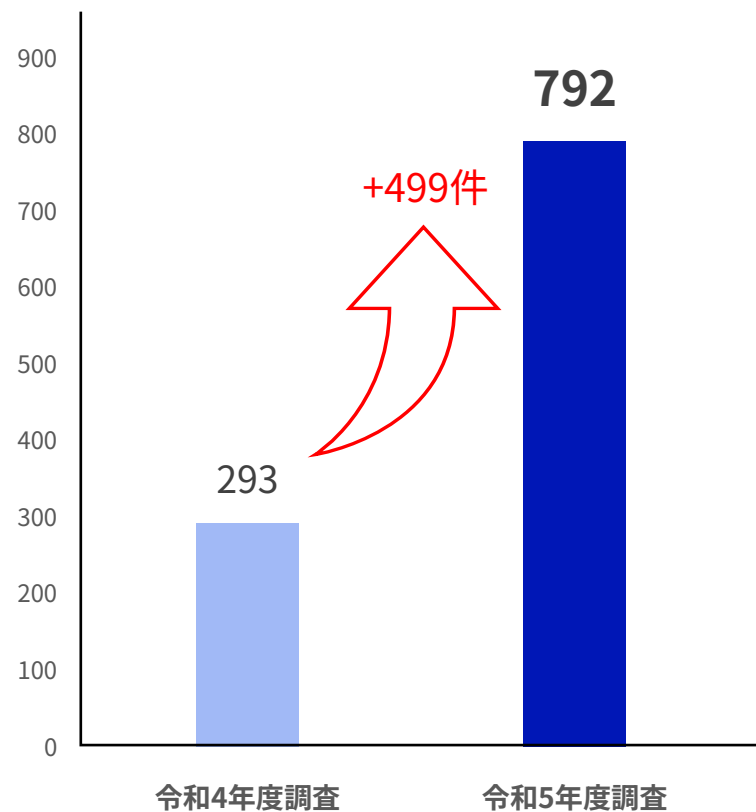
R5.11.15時点

利活用サービス導入自治体数

() 内は全市区町村における割合



利活用サービス件数

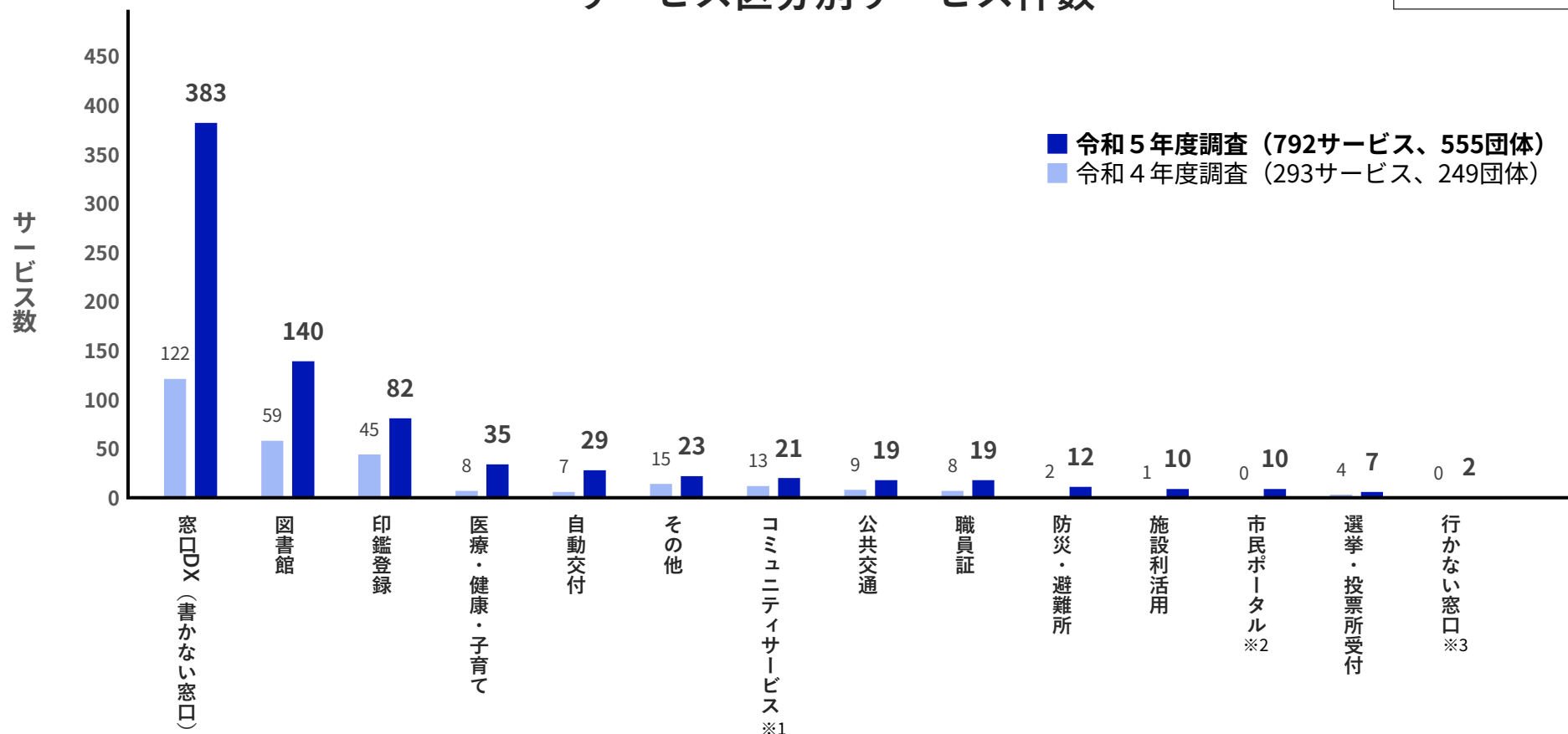


自治体のマイナンバーカード利活用状況（サービス内訳）

- 利活用サービス内容の内訳については、『窓口DX（書かない窓口）』が、特に大きく増加
- 次いで、『図書館』、『印鑑登録』において利活用されている

サービス区分別サービス件数

R5.11.15時点



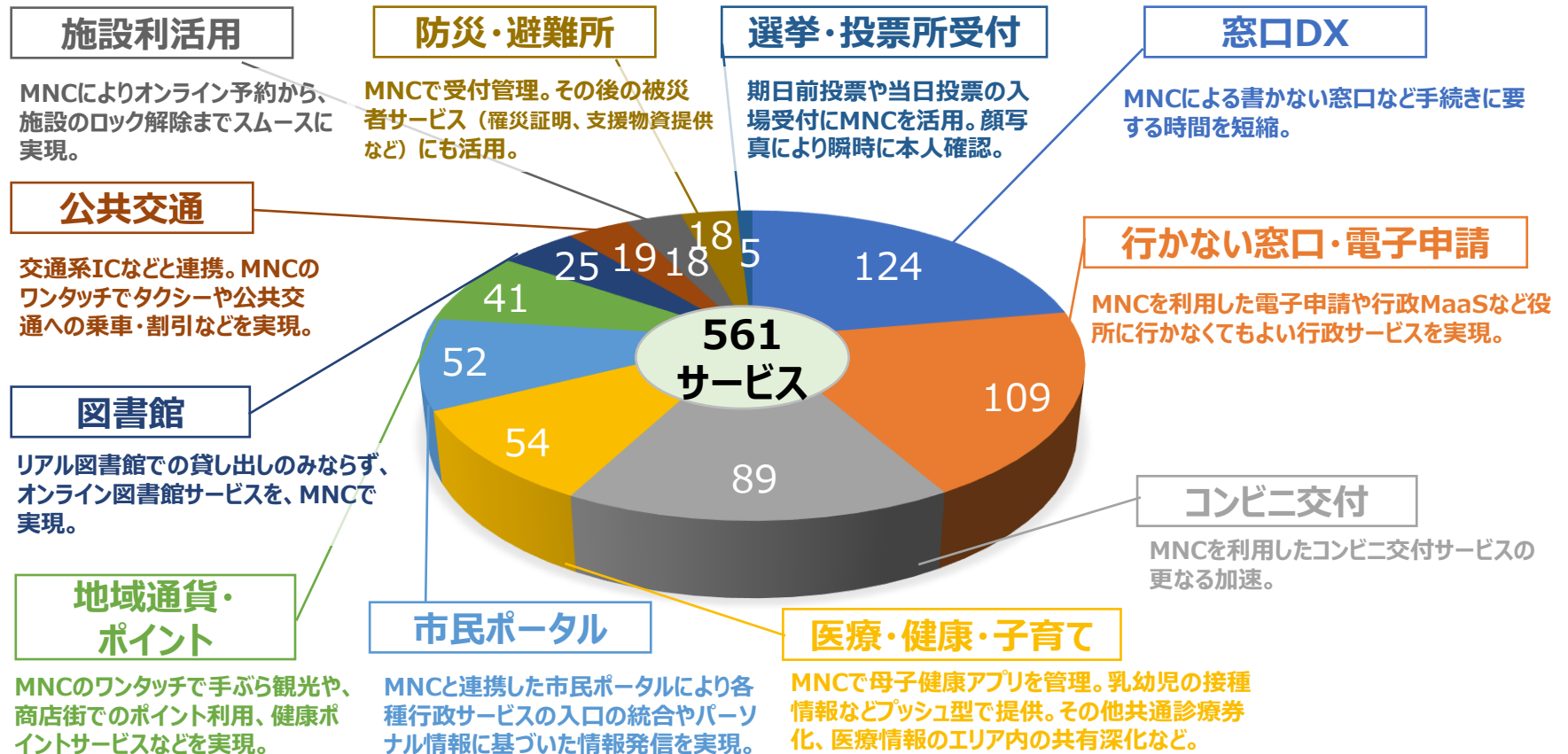
※1 地域通貨等

※2 特段の取組に限る

※3 移動窓口（電子申請を除く）

デジタル田園都市国家構想交付金による令和5年度に実現予定のカード利活用事例

■ 令和4年度第2次補正予算のデジタル田園都市国家構想交付金により、デジタル実装タイプTYPE1、TYPE2/3、マイナンバーカード利用横展開事例創出型で561のマイナンバーカード利活用サービスがスタート



URL: https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/dejidenkoufukin_saitaku.pdf

※団体数は計393団体
 ※これらの分類に当てはまらないその他のサービス7つについても561サービスに含まれている

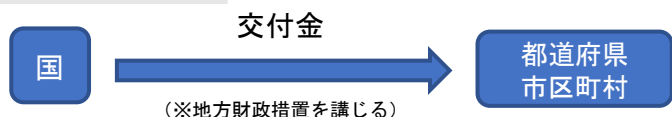
デジタル田園都市国家構想交付金 (内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局)

令和5年度補正予算額 735億円

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。
- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援する。
- 「デジタル行財政改革」の改革分野における社会変革につながるような先行モデル的な取組を支援する。

資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- ・ TYPE1 及び TYPE2 : 1/2
- ・ TYPE3 : 2/3
- ・ TYPES : 3/4
- ・ 地方創生テレワーク型 : 2/3 又は 1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプ/地方創生推進タイプの交付割合は1/2。

(注3) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ(仮称)の交付割合は5.5/10等。

事業イメージ・具体例

○ 主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- ・ 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 (TYPE1)
- ・ オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 (TYPE2)
- ・ (TYPE2の要件を満たす) デジタル社会変革による地域の暮らしの維持に繋がり、かつ総合評価が優れている取組 (TYPE3)
- ・ 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組 (TYPES) ※利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業を含む。
- ・ サテライトオフィスの整備・利用促進等 (地方創生テレワーク型)

【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

【地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ(仮称)】

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。



【地方創生推進タイプ】

万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組を支援。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援	
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 【TYPE3】(TYPE2の要件を満たす) デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組 【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組	
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立	
詳細	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p><TYPE別の内容></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>デジタル行財政改革 先行挑戦型 【TYPE S】</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組 </div> <div style="text-align: right;"> <p>事業費：5億円 補助率：3/4 + 伴走型支援</p> </div> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>デジタル社会変革型 【TYPE 3】</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 下記いずれかを満たし、総合評価が優れているもの・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓 New! AIを高度活用した準公共サービスの創出 </div> <div style="text-align: right;"> <p>国費：4億円 補助率：2/3</p> </div> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>データ連携基盤活用型 【TYPE 2】</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> データ連携基盤を活用した、複数のサービスの実装を伴う取組 </div> <div style="text-align: right;"> <p>国費：2億円 補助率：1/2</p> </div> </div> </div> <div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>優良モデル導入支援型 【TYPE 1】</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 優良モデル・サービスを活用した実装の取組 </div> <div style="text-align: right;"> <p>国費：1億円 補助率：1/2</p> </div> </div> </div> </div> <div style="width: 35%; margin-top: 20px;"> <p><対象事業（一例）></p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【TYPE2/3】 複数分野データ連携の促進による共助型スマートシティ（会津若松市）</p>  </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>【TYPE1】 書かない窓口 地域アプリ 遠隔医療</p>  </div> </div> </div> <p>(注) 上記のほか、計画策定支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援し、地方創生テレワーク型において、サテライトオフィスの整備・利用促進等を支援。</p>	

デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3 マイナンバーカードの扱い

マイナンバーカードを活用することで、行政サービスはもとより、交通、観光など地域の様々なサービスの活性化が可能です

そのため、デジタル実装タイプにおいては、

- (1) マイナンバーカードの利活用を行う地方公共団体の取組に対し優遇措置を行うとともに、
 - (2) 今後の情報提供等の支援も含め、利用シーン拡大に向けて積極的に支援していきます
- 国としても、全地域でのカードの普及・浸透に向け、各省の施策を総動員していきます

【デジ田事業におけるマイナンバーカードの活用イメージ】

※庁内に止まらず住民等に裨益することが必須

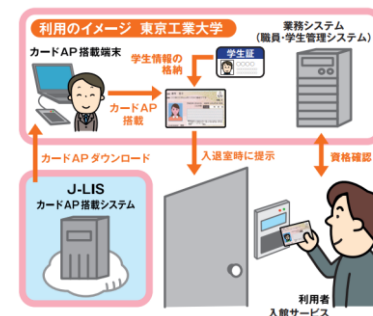
マイナンバーカードの認証による手ぶら観光

- マイナンバーカードで本人確認を行うことにより、おもてなしサービスが受けられる、手ぶら決済が可能になる、ポイントを獲得できる等



大学における学生証利用等

- 学生利用PCのログイン、学内施設の入退館管理等にマイナンバーカードを利用



オンライン市役所サービス

- 市役所に行かなくてもサービスが受けられる（出張行政サービスなど）



避難所の受付

- マイナンバーカードを提示することで避難所への入所が可能（入所登録の迅速化・効率化）





デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のスケジュール

各TYPE等毎に一部スケジュールが異なるため、必ず確認の上余裕を持った提出に御協力願います。

特に、事前相談及び実施計画の締切日時に御注意ください。

※TYPE5スケジュール目安はQA参照

項目		TYPE1	TYPE2	TYPE3	(参考) デジタル実装計画 策定支援事業
事前相談	開始日	12月13日(水)	12月27日(水)	12月12日(火)	
	締切日	1月19日(金)10時 (1月26日)	事業性：1月22日(月)13時 モデル性：2月19日(月)13時	1月31日(水)	
実施計画	開始日	2月8日(木)	2月27日(火)	2月1日(木)	
	締切日	2月15日(木)10時 (現時点で未定)	3月5日(火)10時	2月28日(水)	
審査期間		(内示・公表、交付決定) 3月中旬	(内示・公表、交付決定) 3月中下旬	3月上旬	
交付決定		4月1日(月)	4月1日(月)	(採択内示) 3月下旬	

※令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体については、デジ田交付金の事前相談及び実施計画等の提出スケジュールについて、被災状況に応じ、個別に対応する。

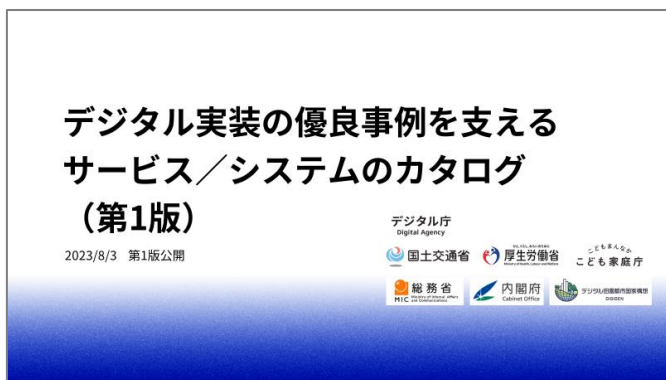
※赤字は令和6年能登半島地震の被災を受けた地方公共団体のメ切的目安。

※「デジタル実装タイプTYPE2/3」については、すでに変則的に全体のスケジュールが後ろ倒しにはなっているが、事業性事前相談のメ切において期限までの提出が難しい該当団体は、個別に連絡いただきたい。

デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ

デジタル庁では、デジタル実装の横展開を加速するため、
「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ（第1版）」を令和5年8月3日に公開。

- サービスカタログ第1版（<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/>）



- 第1版では、R4補正デジ田交付金採択事業においてマイナンバーカードを活用しているサービスよりカタログ化。
(11分野68サービスが対象)

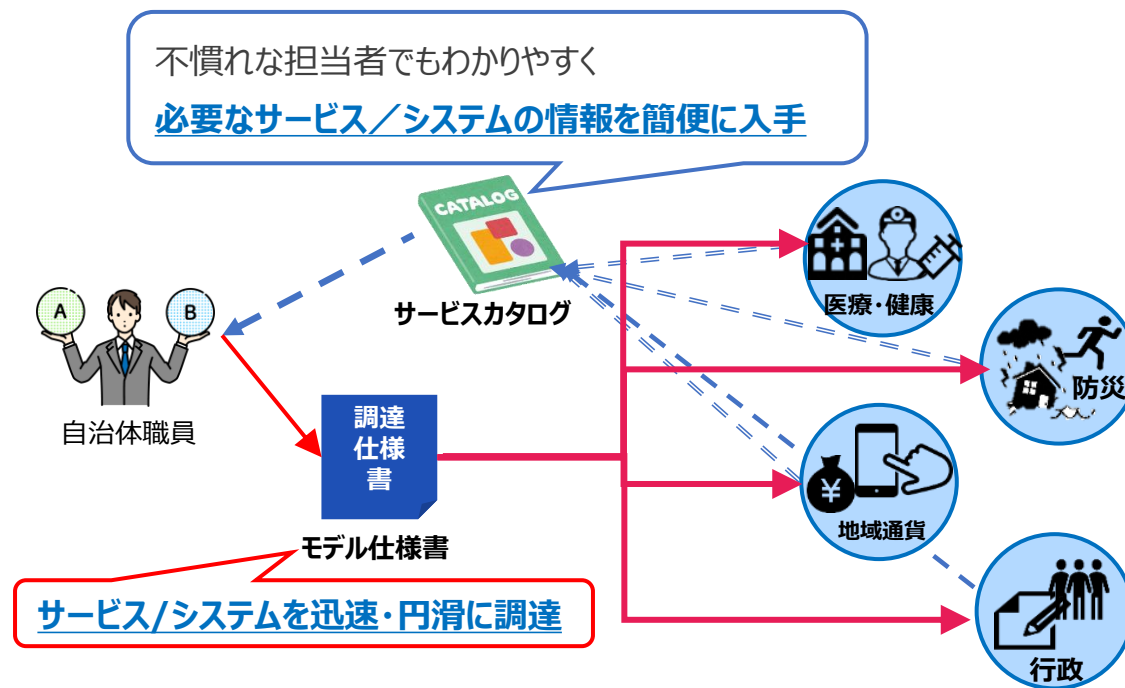
マイナンバーカード利用サービスカタログの対象分野

窓口DX ・窓口DXSaaS	行かない窓口・電子申請 ・オンライン申請 ・行政MaaS ・リモート窓口	医療・健康・子育て ・母子保健 ・健康管理 ・見守り ・業務改善	市民ポータル ・住民等向けポータル ・特定個人向け情報配信
コミュニティサービス (地域通賃等) ・商店街・経済活性化 ・行動変容促進 ・域内コミュニティ形成 ・関係人口創出	図書館 ・図書館カード ・電子図書館 ・スマート図書館	公共交通 ・予約 ・決済・割引 ・配車・運行管理 ・モビリティ×他分野連携 ・AIオンデマンド交通 ・交通機関のデジタル化	
施設利活用 ・施設予約 ・施設利用 ・利用状況分析	防災・避難所 ・避難誘導 ・避難所受付 ・避難生活支援	選挙・投票所受付 ・期日前投票 ・投票所受付	その他 ・その他 EV充電等

サービスカタログ第2版としてリニューアル

サービスカタログ第2版とモデル仕様書の公表

- 地方公共団体におけるデジタル実装の検討に係る負担を軽減し効率化しつつ、
選択の幅を広げるため、「**推奨機能を有するサービス/システム**」について**カタログに追加掲載**。
- 共通化・標準化を促進することでデータの相互運用性等を高め、提供されるサービス等の質を向上
させることを企図しつつ、**円滑かつ迅速な調達を支援するためモデル仕様書を作成し公表**。
- **デジ田交付金において優先採択する仕組みを導入し、活用を後押し**。



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

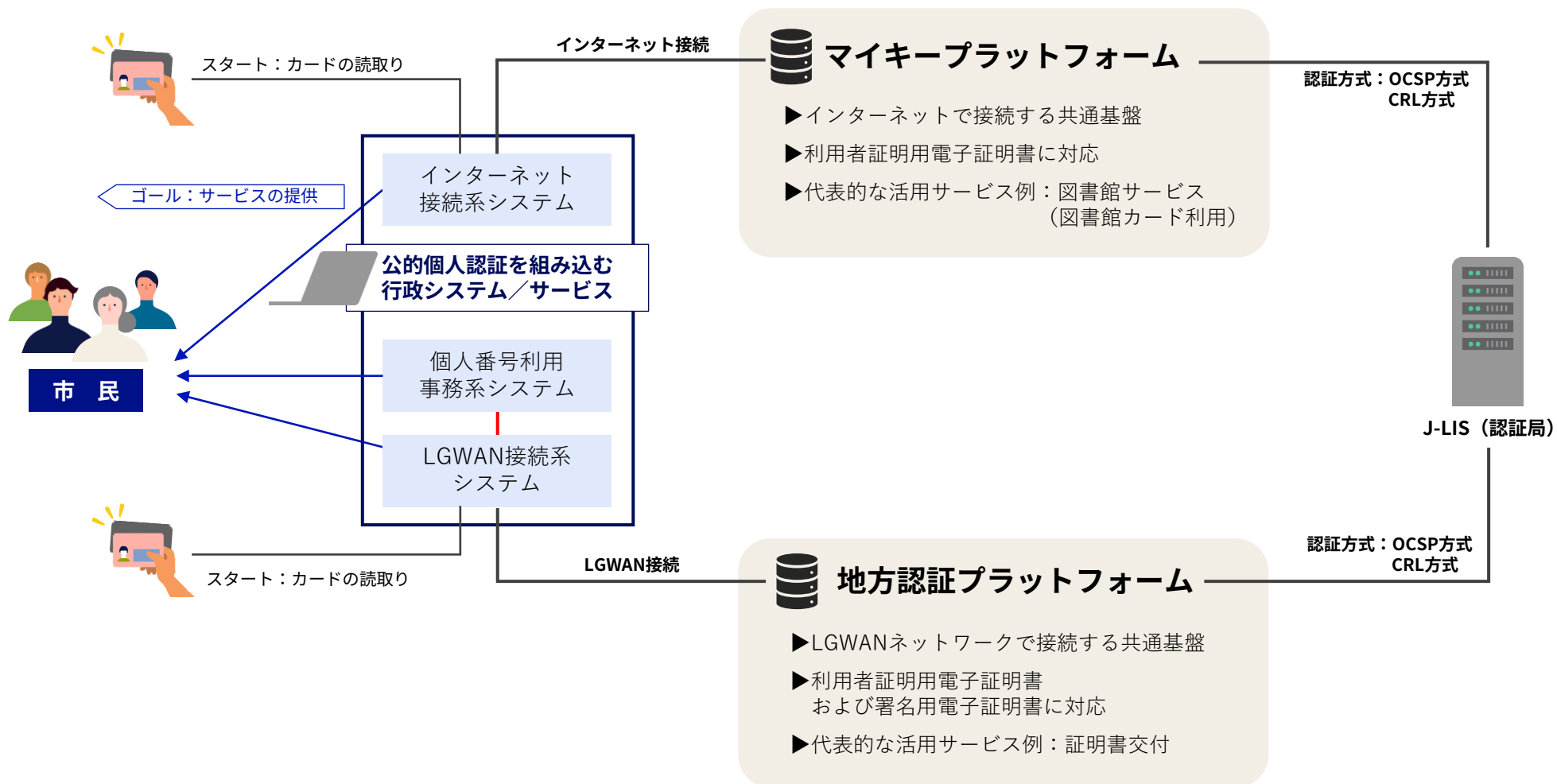
3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

自治体が公的個人認証を行うための共通の認証基盤（プラットフォーム）

- マイナンバーカード（電子証明書）を自治体サービスで活用するためには、自治体サービス側で署名等の検証および証明書の有効性確認を行うための認証基盤が必要になる
- この認証基盤を個々のシステムごとに個別に実装しようとする、と、多大なコストと開発期間が必要になる
- そこで自治体サービスにおいてマイナンバーカード（電子証明書）の利用をスピーディーかつ安価に実現するため、2つの共通基盤が存在する



2つの共通認証基盤の拡充

- オンライン市役所構想や市民カード化構想を推進していくため、マイナンバーカードの活用に必要な2つの共通認証基盤の機能追加を進めている（令和5年度において、以下の機能拡充を実現）

①マイキープラットフォームの機能追加

1) PPID機能の実装（類型①、②ともに対応）

マイナンバーカードの利用者用電子証明書を起点に複数のサービスIDとの払出ができる機能を実装

→マイキーPFで自治体の様々なサービスでのマイナンバーカード活用が可能となり、市民カード化構想を推進

2) 認証機能の提供（類型①、②ともに対応）

利用者用電子証明書の認証（有効性確認）機能を無償で提供

→オンラインサービスや独自の読取インターフェースをもつシステムにおける認証基盤として活用可能に

3) かざし利用の実装（類型①のみ対応）

利用者用電子証明書の認証に必要な4桁の暗証番号入力を一定条件で不要とする「かざし利用」に対応した機能を実装

→カードのタッチのみで利用者証明用電子証明書の認証ができるようになり、利便性が向上

他のプラットフォームでも活用できるように機能をライブラリ化（令和5年10月windows版リリース）

②地方認証プラットフォームの機能追加

1) CRL提供方式の実装

1件毎に認証を行う従来のOCSPレスポンド方式に加え、一括リストによる有効性確認を行うCRL提供方式を実装

→迅速で一括処理可能な有効性確認の方式を追加することで、ユースケースの拡大をはかる

2) スマホ用電子証明書の認証対応

スマートフォンに搭載した電子証明書の認証が可能となる機能を実装

→カード本体を用いることなく、スマホで電子証明書の認証が可能になり、利用シーンの拡大をはかる

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

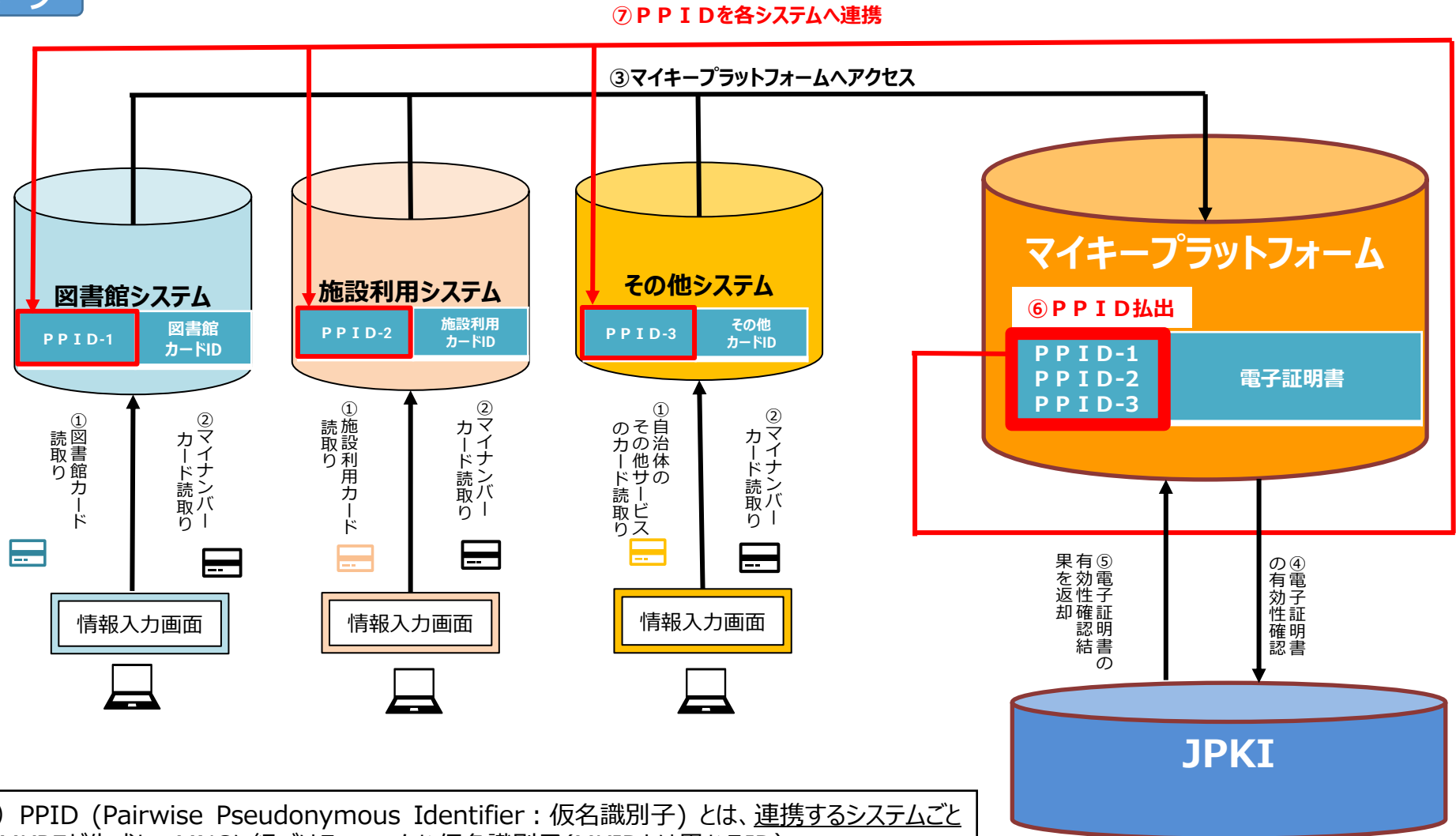
4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

マイキープラットフォームを活用した市民カード化構想の実現

- マイキープラットフォームは、現在、約90団体の図書館サービスにおけるマイナンバーカードの利用基盤としても活用されている。
- この機能を拡充し、図書館サービスのみならず、様々な自治体の窓口サービスにおけるマイナンバーカードの利用基盤として、活用できるようにする。⇒ 自治体の様々なサービスにおけるマイナンバーカードの利用（市民カード化構想）を推進する。

イメージ



(※) PPID (Pairwise Pseudonymous Identifier : 仮名識別子) とは、連携するシステムごとにMKPFが生成してMNCに紐づけるユニークな仮名識別子(MKIDとは異なるID)。

マイキープラットフォームのサービス概要について

インターネット接続系の自治体システムに対し、**類型①②**に分けてサービスを提供

○ **類型① (対象 : Windows PC)**

カード読取画面・機能、利用者証明用電子証明書の有効性確認機能を提供。カード読取機能は、PINなしのかざし利用に対応。(OCSPを利用 ※メンテナンス等OCSPが不通の場合はCRLを利用)

○ **類型②**

利用者証明用電子証明書の有効性確認機能のみを提供。(OCSP/CRLに対応)

○ **類型①②共通**

利用者証明用電子証明書に紐づく署名用電子証明書の失効状況を確認し、4情報の変更有無等を確認できる機能を提供。本人確認した利用者に対し、仮名識別子 (PPID) を提供

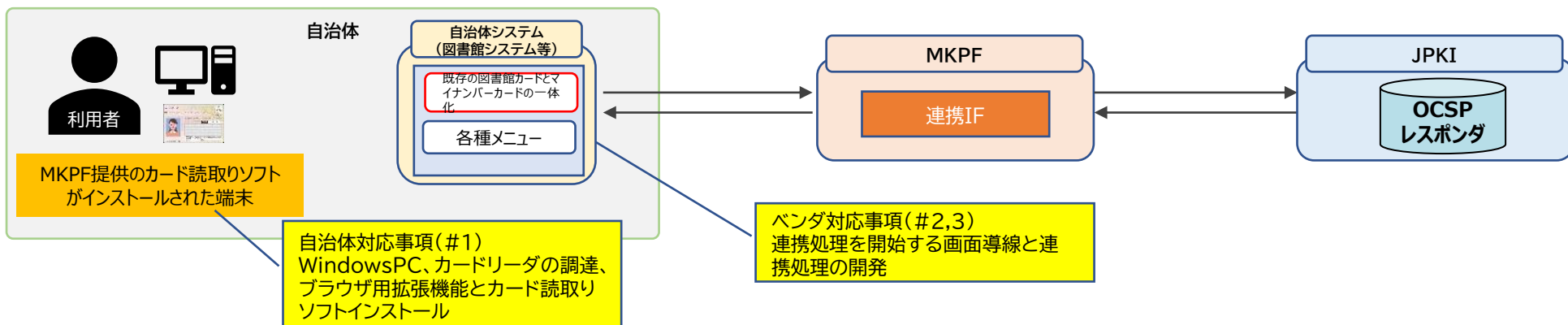
類型① 概要と対応事項

○類型①概要

- ・自治体システムは、マイキープラットフォーム(以降、MKPF)を利用してJPKI認証等で必要なカード読取り機能、証明書の検証機能等を実施可能。
- ・また、自治体システムは、利用者証明用電子証明書に紐づく、各サービス毎に固有のユーザ識別子(以降、PPID)を取得可能。
- ・上記により、自治体システムは利用者証明用電子証明書を管理せずに、MKPFから提供されるユーザ識別子(PPID)を元にユーザ識別が可能。

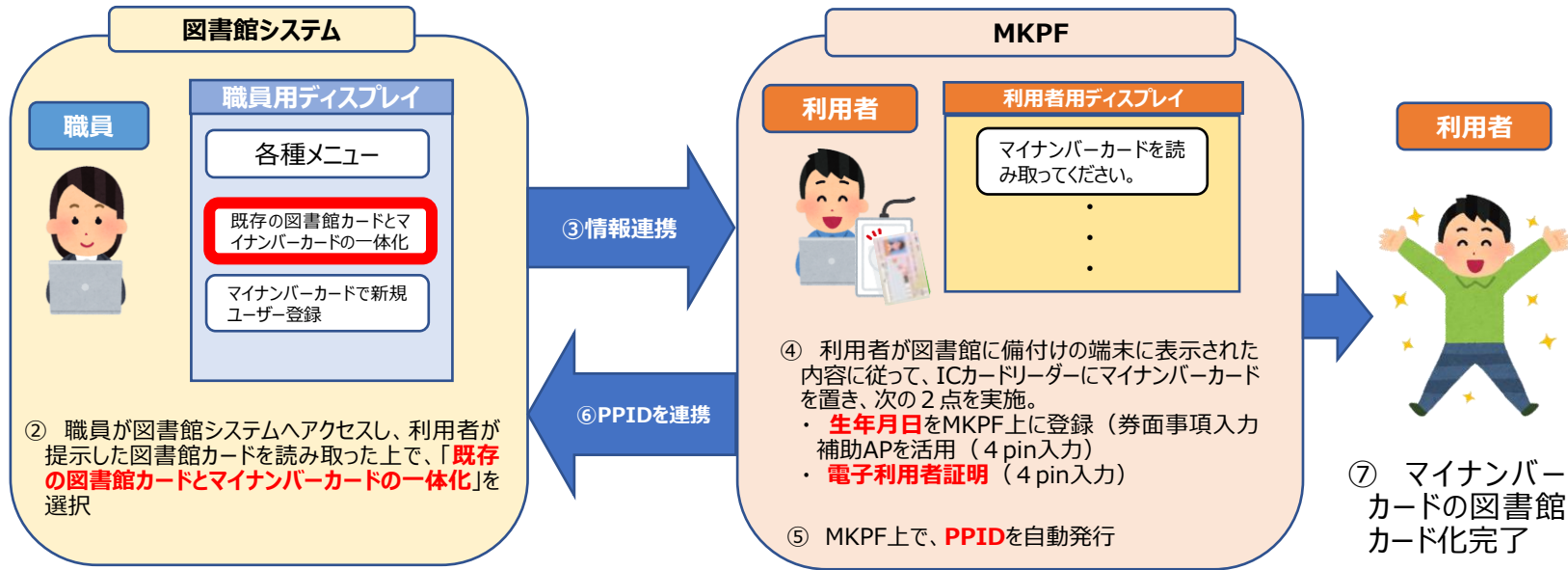
○自治体、システム開発ベンダにおける対応事項

#	担当	対応事項	内容
1	自治体	窓口端末用のWindowsPC、カードリーダーの調達及び、MKPF提供のブラウザ用拡張機能、カード読取りソフトのインストール	・カード読取りソフトをインストールすることにより、JPKI認証等で必要なカード読取り機能、証明書の検証機能等を利用可能 ※ブラウザ用拡張機能、カード読取りソフトの提供方法は決定次第、公開予定
2	ベンダ	MKPF連携に係る画面UIの開発	MKPF連携を行うための画面UIを開発する ※カード読取りや、情報連携の同意に関する画面はMKPF側で表示するため、開発不要
3		サーバ間連携IFの開発	MKPFの以下機能を利用するための認証、認可API(認可コードフロー)を開発する ・PPID提供 ・4情報提供 ・CRLを使用した署名用電子証明書のステータス確認 ・利用者証明用電子証明書の有効性確認

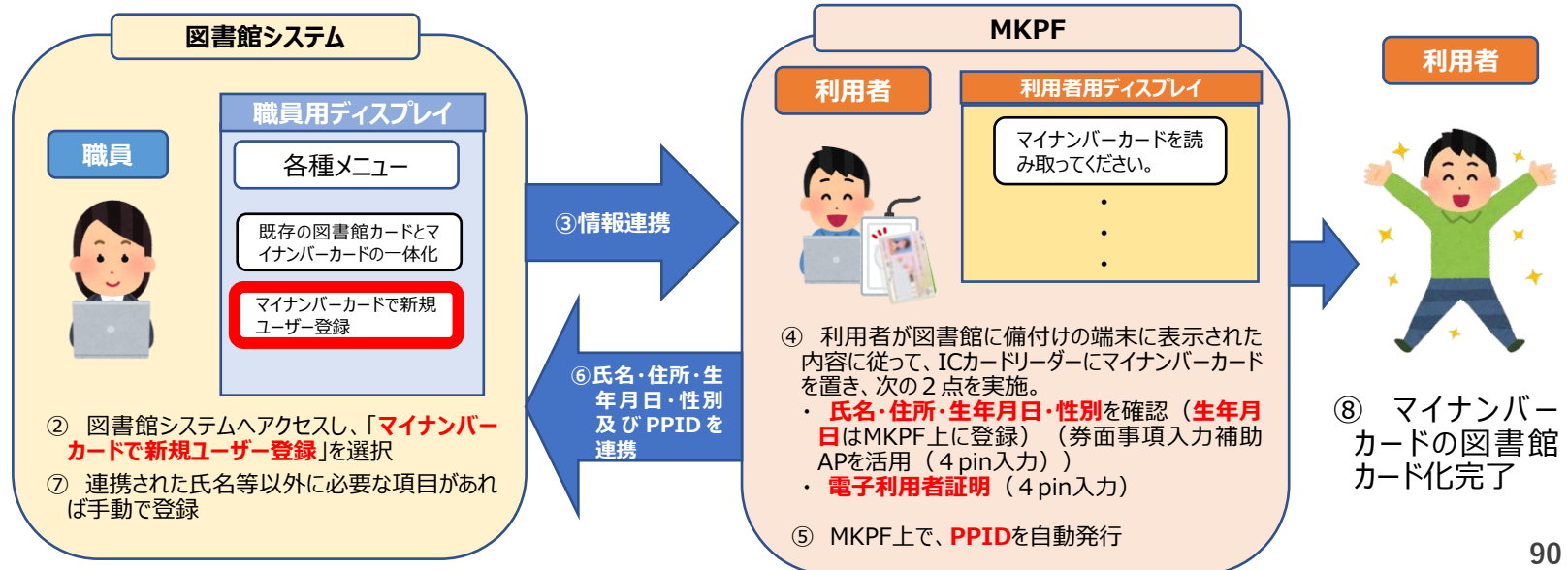


類型①の例：図書館カードとしての活用イメージ（1 / 2：登録時）

図書館カード取得済みの場合



図書館カード未取得の場合



図書館窓口

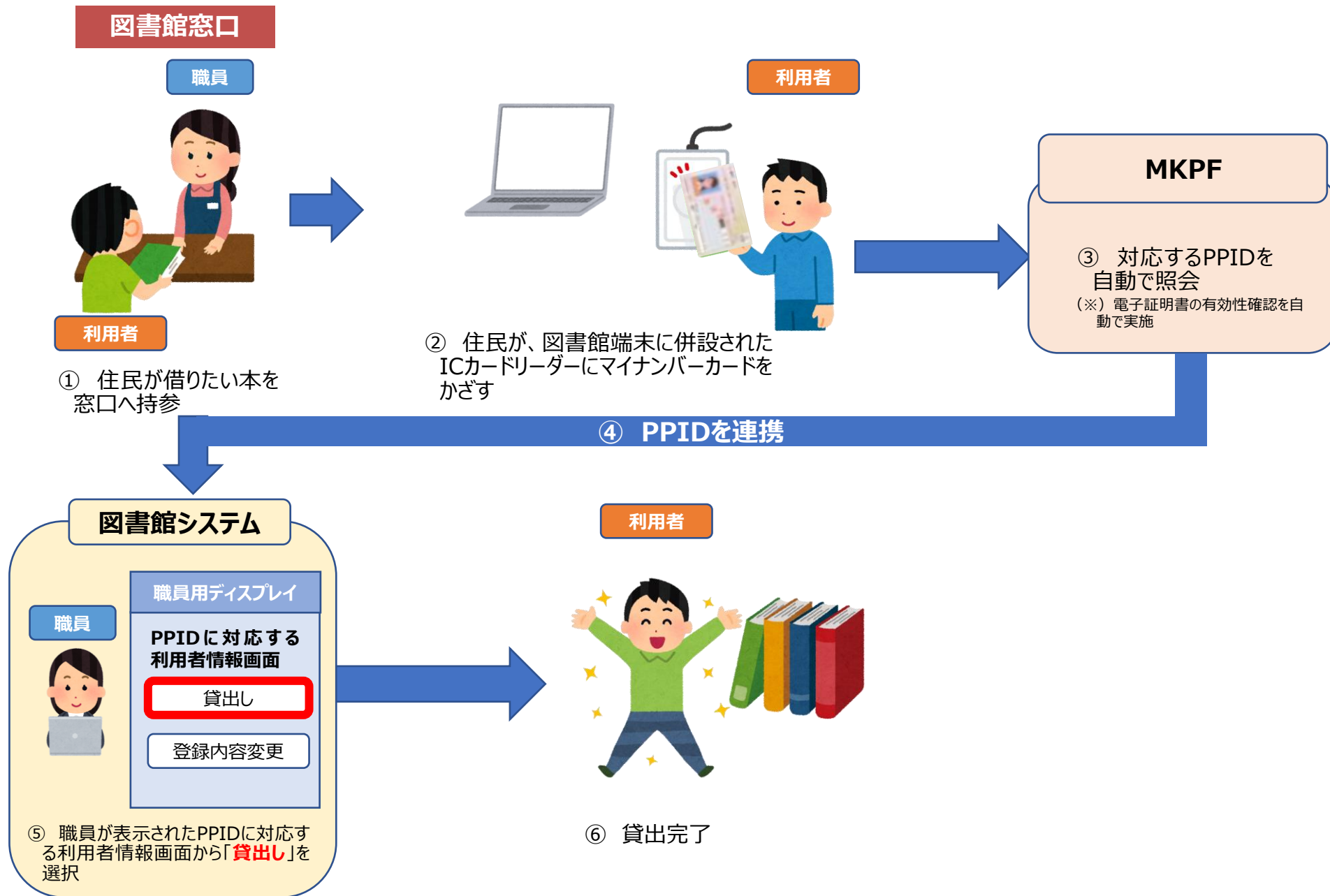
職員

利用者

利用者

利用者

類型①の例：図書館カードとしての活用イメージ（2 / 2：利用時）



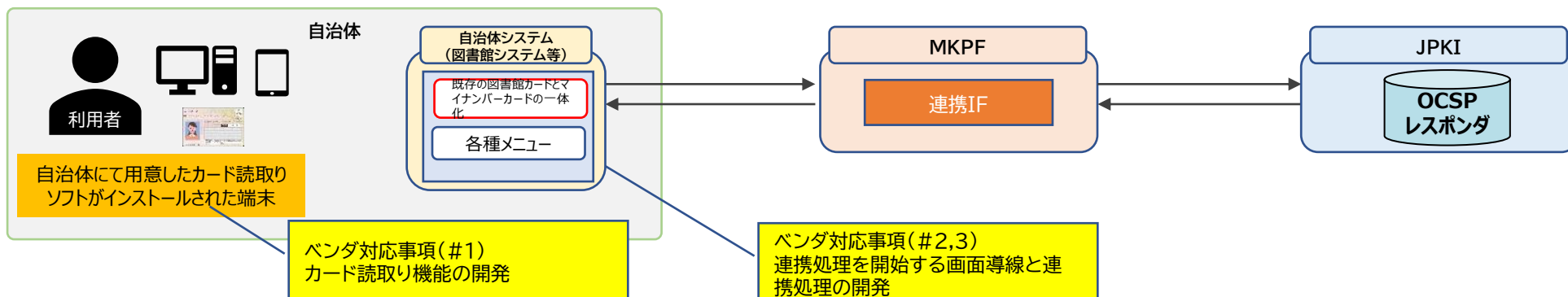
類型②概要と対応事項

○類型②概要

- ・自治体システムは、MKPFを利用してマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性確認を実施可能。
- ・また、自治体システムは、利用者証明用電子証明書をMKPFに送付することで、各サービス毎に固有のユーザ識別子(以降、PPID)を取得可能。
- ・上記により、自治体システムは利用者証明用電子証明書を管理せずに、MKPFから提供されるユーザ識別子(PPID)を元にユーザ識別が可能

○自治体、システム開発ベンダにおける対応事項

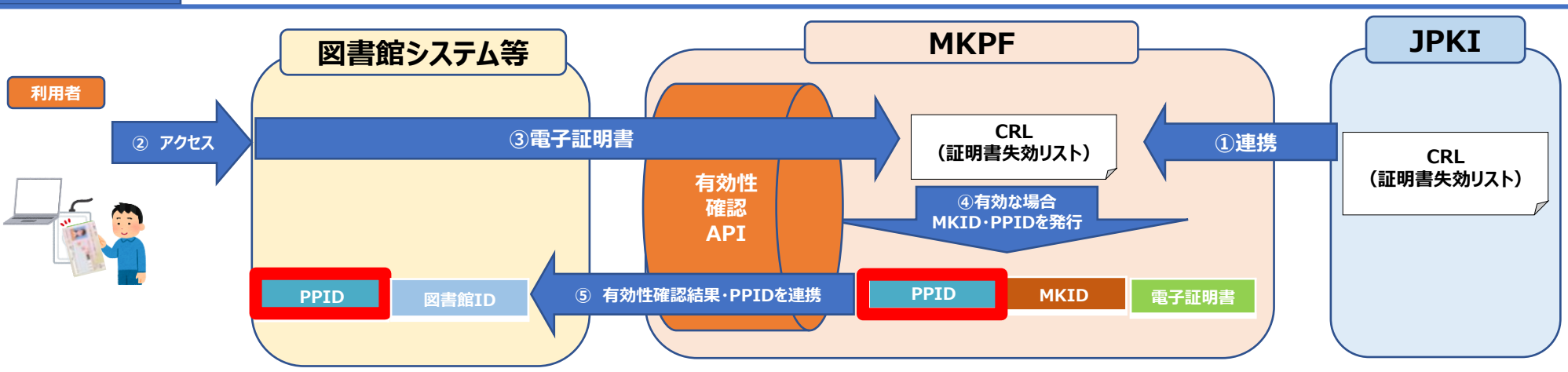
#	担当	対応事項	内容
1	ベンダ	カード読取り機能の開発	利用者証明用電子証明書の読み取り、署名検証の機能を開発する。 マイナンバーカードの4情報を取得する場合は、券面事項入力補助AP等の読み取り機能を開発する。 JPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)や、デジタル庁のマイナポータルアプリ等を利用してカード読み取り機能の開発工数削減が可能。
2		MKPF連携に係る画面UIの開発	MKPF連携を行うための画面UIを開発する ※類型②では、カード読取りや、情報連携の同意に関する画面も開発が必要
3		サーバ間連携IFの開発	MKPFの以下機能を利用するための認証、認可API(クライアントクレデンシャルズフロー)を開発する。 ・PPID提供 ・CRLを使用した署名用電子証明書のステータス確認 ・利用者証明用電子証明書の有効性確認



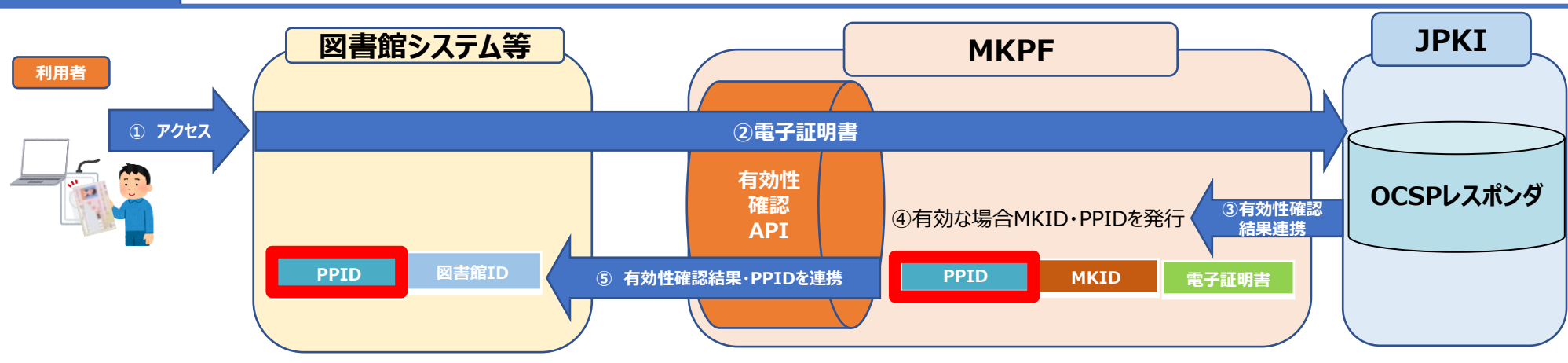
類型②：マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性確認機能の利用

- 図書館システム等で読み取った利用者証明用電子証明書について、MKPFのAPIを利用し、JPKIへの有効性確認を実施できるようにする。
- 具体的には、利用者証明用電子証明書を用いて、CRL方式又はOCSP方式のいずれかで有効性確認を実施。
⇒ 「有効」の場合：PPIDを図書館システム等へ連携

CRL方式



OCSP方式



MKPF機能一覧

MKPFが提供する機能は以下の通りです。

○:提供あり、-:提供無

#	区分	機能名称	概要	類型 ①	類型 ②
1	カード読取りソフト (ブラウザ用拡張機能)	ブラウザ用拡張機能	ブラウザからマイナンバーカードの読取りを可能とする。提供方法は決定次第、公開予定。	○	-
2	カード読取りソフト (インストーラ形式)	マイナンバーカード読取り機能	MKPFよりインストーラ形式で提供。WindowsPC端末にインストールして使用する。提供方法は決定次第、公開予定。	○	-
3	API	PPID提供	利用者証明用電子証明書に紐づく自治体システム毎に異なるユーザ識別子(PPID)をMKPFから提供する。	○	○
4		4情報提供	マイナンバーカードの券面事項入力補助APから読み取った4情報をMKPFから自治体システムへ提供する。	○	-
5		CRLを使用した署名用電子証明書のステータス確認	署名用電子証明書が失効した場合(失効事由:記載事項変更)は、4情報に変更があるため、住所変更等の可能性がある。 MKPFから、署名用証明書のステータスを返却することで、自治体システムにて住所変更の可能性を検知し、登録情報の確認等に利用する。	○	○
6		利用者証明用電子証明書の有効性確認	利用者証明用電子証明書のステータスをMKPFより自治体システムに提供する。	○	○

【参考】市民カード化構想マイキープラットフォーム接続システム一覧

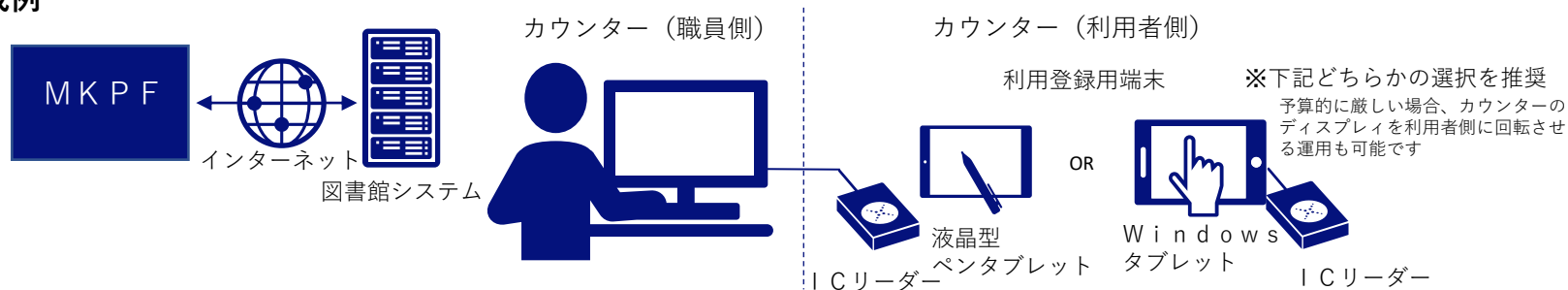
(凡例) 太字・セル着色：すでにMKPF接続済み
細字・セル無色：これからMKPFに接続予定

#	サービス名	ベンダ名	システム/パッケージ名	クラウド/オンプレ	利用団体数 (MKPF未接続を含む)	MKPF接続日 (予定日含む)
1	図書館サービス	富士通Japan株式会社	WebiLis	クラウド	約450	R6.1.16
2			iLiswing V4	オンプレ	約120	
3	電子申請システム	RELATION株式会社	スマホdeすまそ (電子申請)	クラウド・オンプレ	2	R6.2.1
4	ポータルサイト	株式会社JAPANDX	DX-Pand (商標登録中)	クラウド	1	R6.2.5
5	マイナンバーカード 共通機能	株式会社日立製作所	都市OSサービス	クラウド	1	R6.2.26
6	図書館サービス	京セラコミュニケーション システム株式会社	ELCIELO Ver3.7	クラウド・オンプレ	約100	R6.3.1
7	市民向け認証プリント	株式会社シーイーシー	SmartSESAMESecurePrint マイキープラットフォーム対応版	オンプレ	1	R6.3.11
8	図書館サービス	富士通Japan株式会社	iLisfiera V3	クラウド・オンプレ	約75	R6.3月中旬
9		NECネクサソリューションズ 株式会社	LiCS-Re for SaaS	クラウド	約315	R6.4.1
10			LiCS-Re2 Ver2.2.0 / LiCS-Re3 Ver1.4.0	オンプレ	約125	
11		株式会社ネクシモ	みなLib Ver1.30	クラウド・オンプレ	8	調整中

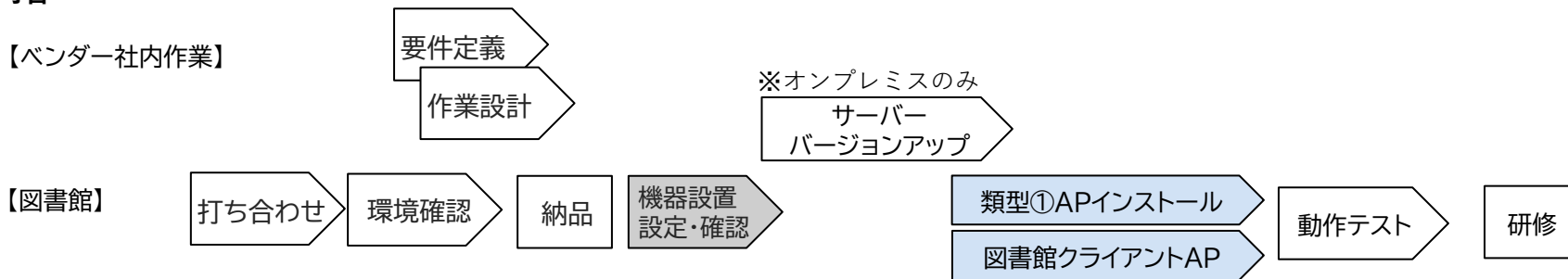
自治体サービスでのマイナンバーカード利用に係る手続き

対象サービス	事業者	対応ソフト名
図書館サービス	NECネクサソリューションズ株式会社	Lics-Re for SaaS
		Lics-Re2, Re3

1. 対応構成例





2. 作業内容



作業内容		クラウド LiCS-Re for SaaS	オンプレミス LiCS-Re2, Re3
打ち合わせ・環境確認	ネットワークの状況確認、作業全般について確認します	○	○
要件定義・作業設計	打ち合わせに基づきパラメータ等の作業手順を整理します	○	○
納品・設置	利用者側機器納品・設置・初期設定（ユーザ作業可）	△ (作業範囲調整)	△ (作業範囲調整)
サーバーバージョンアップ	PPID対応バージョンへアップデートします（2h〜）	— (サービス費に包含)	2hより 運用バージョンによる
類型①APインストール クライアントAPインストール	PPID対応アプリケーションをクライアントにインストールします。標準工数として3h/台を見込みます	○	○
テスト	動作確認を設置場所毎に行います	○	○
研修	運用に関する手順について現地説明を行います	○	○

自治体サービスでのマイナンバーカード利用に係る手続き

3. 利用者登録用機器（例）

	液晶型ペンタブレット	Windowsタブレット
メーカー 型番	ワコム DTH134W5Z	NEC VKT40/S4-J PC-VKT40S4GJ
概算価格（1式）	10万円／式	30万円／式
APのインストール	接続先のクライアント	タブレット
運用	クライアントのディスプレイ接続 マルチディスプレイ	利用者登録用の端末として利用
外観		

自治体サービスでのマイナンバーカード利用に係る手続き

対象サービス	事業者	対応ソフト名
図書館サービス	富士通Japan株式会社	WebiLis
		iLiswing
		iLisfiera

【富士通】図書館ソリューションのラインナップとMKPF対応の手順



システムごとの新MKPF (PPID類型①) 対応の考え方

現在お使いのシステムが最新バージョンであれば、新MKPF対応はオプション製品的にスムーズに対応できます。もし旧バージョンをお使いの場合は、最新化のうえで適用する必要がある点にご留意ください。

名称	システム形態	適用ユーザー	稼働実績	新MKPF	旧⇒新バージョン最新化の手順	新MKPF適用期間の目安
WebiLis (ウェブアイリス)	SaaS (クラウド型)	市町村	約450 自治体	済	・最新版ライセンスは月額使用料に含む ・クライアント端末は推奨スペックが必要 ・端末入替、セットアップ作業が必要	1～2ヵ月程度
iLiswing (アイリスウィン)	オンプレミス (サーバ設置型)	市町村	約120 自治体	済	・サーバシステムのアップグレード購入 ・サーバ機器、クライアント端末の更新 ・データ移行等のシステム更新作業	2ヵ月程度
iLisfiera (アイリスフィエラ)	IaaS (クラウド型) オンプレミス (サーバ設置型)	・都道府県 ・政令市、中核市 ・特別区 ・準中核市	約75 自治体	構築中	・サーバシステムのアップグレード購入 ・サーバ機器、クライアント端末の更新 ・データ移行等のシステム更新作業	3～4ヵ月程度

新MKPF (PPID類型①) 対応に必要なハードウェア類

標準的な館内業務には以下機材の追加整備が必要です

- ・利用者登録窓口：16インチ程度の外付けタッチパネルディスプレイ + テンキー + マイナンバーカード対応カードリーダー
- ・館内OPAC 等：マイナンバーカード対応カードリーダー

※窓口での初回登録時に4PIN入力が必要なため、カウンターで利用者自身に暗証番号登録等の操作をして頂くために上記機材を使用します。
※IC自動貸出機、予約受取ロッカーに関しては当社製ではないソフトを用いている場合がありますので、個別に御相談ください。



© 2024 Fujitsu Japan Limited

本資料掲載の情報は2024年2月29日時点のものとなります。

対象サービス	事業者	対応ソフト名
図書館サービス	富士通Japan株式会社	WebiLis
		iLiswing
		iLisfiera

【富士通】具体的な利用シーンと、PPID類型②の利活用



新MKPF対応のサービス範囲の考え方

マイナンバーカード利活用という観点では、まずは類型① STEP1からのミニマムスタートが考えられます。IC自動貸出機や、予約本受取棚等のサービス提供をしている場合にも類型①が活用できます。いずれも図書館システムに若干の機器・MKPF連携の追加整備で対応できます。

PPID類型①方式（館内における利用券）

STEP1：全ての図書館

利用者登録



館内OPAC



STEP2：ICタグ整備館

自動貸出機



予約本受取



PPID類型②方式（自宅等からの認証手段）

STEP X：非来館サービス

Web登録



利用者（住民）



電子図書サービスの利便性向上、市域が広い、交通網が乏しい等の地域課題は類型②活用による整備も併せてご検討ください。

※カード認証サービスの選定が必要になるため個別にご相談ください。

従来方式と比較した際の期待効果

- 有効性と信頼性が常に確認されます（PPID①）
- “かざし”だけで館内OPAC等をID/Pass入力無しで利用可能（PPID①）
- 自宅で新規登録ができるため利便性が向上（PPID②）
 - ➡登録したマイナンバーカードは来館時にそのまま利用券として使えます。
 - 「書かない窓口」を実現し、市民サービス向上と職員作業削減を実現（PPID②）

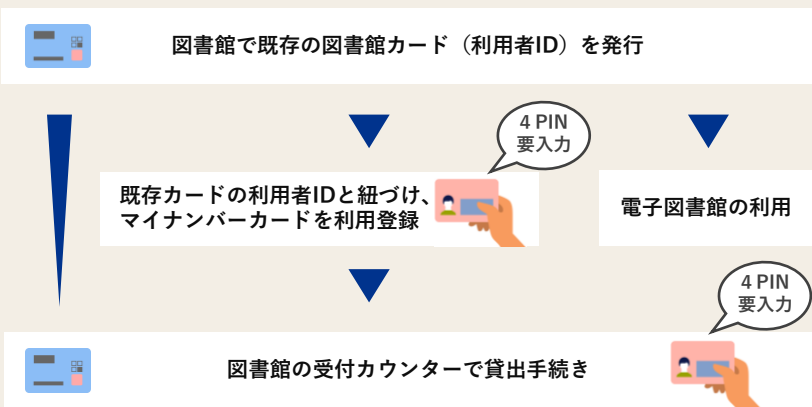


© 2024 Fujitsu Japan Limited

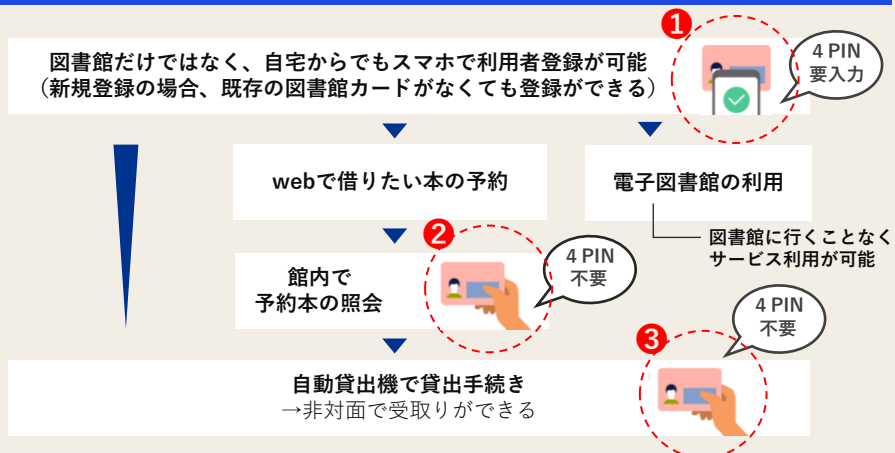
○ マイキープラットフォームの機能拡充により実装されたオンライン対応やかざし機能を活用した図書館システムでのマイナンバーカード利用における先進事例を紹介

マイナンバーカードを活用して「来館しなくてもサービスの利用が始められる図書館」の実現

これまでのマイナンバーカード活用



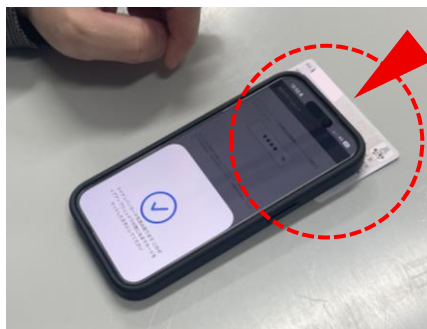
現在のマイナンバーカード活用



凡例：サービス内でのカードの活用場面 ：対面利用 ：オンライン利用

- ▶ ユーザー登録から本の予約・貸出まで非対面で完結できる
- ▶ カウンターでも利用者登録を受付。新規登録の場合は、申込書不要
- ▶ 館内で利用するたびに利用者の有効期限を自動延長、更新手続きが不要

① オンラインで利用者登録が可能に
（MKPF類型②の活用）



② かざし利用で予約本の照会・受取
（MKPF類型①の活用）



③ かざし利用で貸出手続き
（MKPF類型①の活用）



▶ マイキープラットフォームの
新機能を活用したUXの向上

市民カード化構想マイキープラットフォームの利用に係る手続きの流れ

- 市民カード化構想の実現のためにマイキープラットフォーム（以下、「MKPF」という。）を利用する場合には、主に「**利用申請**」、「**検証環境における疎通・連携テスト**」、「**本番環境における疎通・運用テスト**」が必要となる。
- **既にMKPFに接続しており、他団体において利用実績のあるパッケージシステム等（別添表のとおり）を利用する場合**、検証環境における疎通・連携テストを省略することができるため、**サービス開始までに最短で2週間程度**かかると想定される。
- **新たにシステムを開発してMKPFに接続する場合**、これらの作業の実施に当たり、**最短で5週間程度**かかることが想定される。
 ※ 新たにシステムを開発してMKPFに接続する場合は、上記の作業のほか、**自治体システムの開発期間**が必要となることに留意。

<サービス開始までの手続きの流れ>

凡例: 自治体(システムベンダ)の作業
(最短対応期間目安) MKPFの作業
(最短対応期間目安)



<サービス開始までに自治体において実施する手続きの詳細>

自治体システム	MKPF検証環境の利用申請 (最短3営業日)	MKPF検証環境での疎通・連携 テスト (最短5営業日)	MKPF本番環境の利用申請 (最短3営業日)	MKPF本番環境での疎通・運 用確認 (最短3営業日)
①既にMKPFに接続されたシステムを利用する場合	(省略可能)			<ul style="list-style-type: none"> • MKPFが発行する、本番環境への接続に必要な自治体毎の識別情報を設定する。 • MKPF本番環境との疎通確認や、サービスの運用確認を行う。
②新たにシステムを開発してMKPFに接続する場合	申請書及びヒアリングシートを記入し、デジタル庁に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> • MKPFが発行する、検証環境への接続に必要な自治体毎の識別情報を設定する。 • デジタル庁が提供する「疎通・連携テストシナリオ」を消化する。 	ヒアリングシートを記入し、デジタル庁に提出する。	

- MKPFの利用をご希望の場合は、申請に必要な書類等をお送りしますので、マイキープラットフォーム担当（メール：mykeypf@digital.go.jp）までご連絡ください。

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N ・ マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

地方認証プラットフォームについて - 概要 -

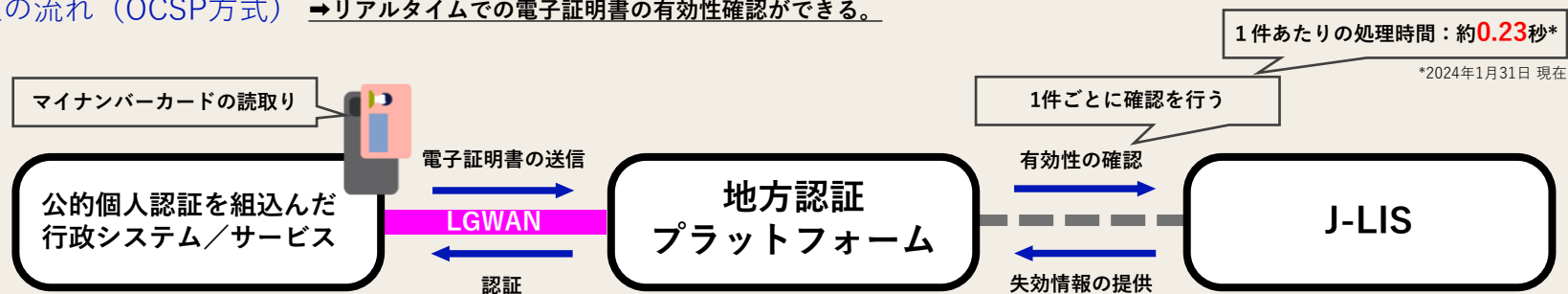
地方認証プラットフォームとは、LGWANや個人番号利用事務系ネットワーク上のシステムにおいてマイナンバーカードの電子証明書を用いた公的個人認証を利用するための共通認証基盤で行政システム／サービスに公的個人認証機能を実装するために迅速・安価に活用できます。

地方認証プラットフォームの主要機能

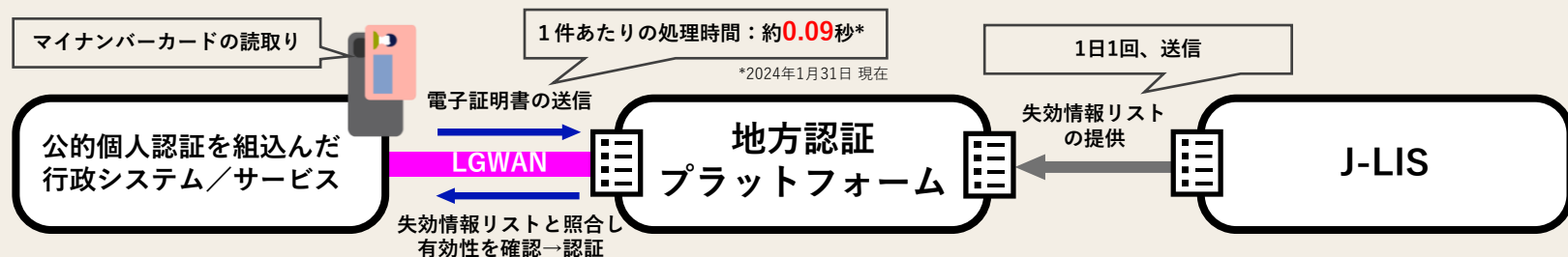
- ①マイナンバーカードそのものの読取りによる電子証明書の認証機能
- ②スマホ用電子証明書の認証機能 (2023年10月31日 拡充機能)

●認証の方式は2種類あり、認証が必要な行政サービスの特性に応じて選択が可能

認証の流れ (OCSP方式) →リアルタイムでの電子証明書の有効性確認ができる。

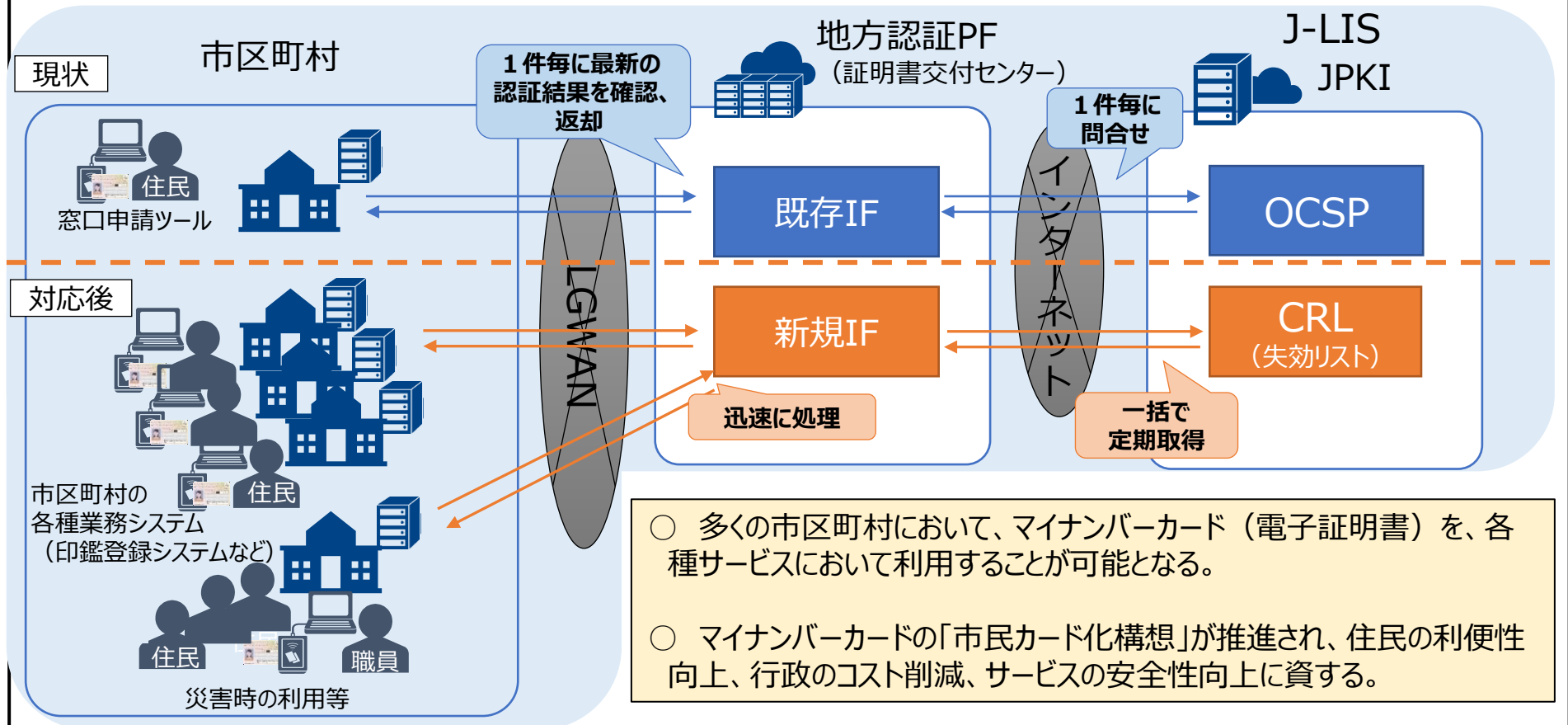


認証の流れ (CRL方式) (2024年1月31日 拡充機能) →リスト照合で電子証明書の有効性確認ができるため、迅速かつ大量 (一括確認) の認証が可能



市民カード構想の推進のために ～地方認証プラットフォームの拡充

- 地方認証PFは、LGWAN経由で市区町村と接続され、公的個人認証サービス（JPKI）の検証・有効性確認機能を提供。現在、各種申請書窓口交付サービス（窓口申請ツール（J-LIS提供））や、市区町村の独自開発システム向けに、その機能を提供。マイナンバーカード（電子証明書）を各種サービスにおいて利用するための基盤となっている。
- 現状は、1件毎にJ-LISに問い合わせを行う方式（OCSP方式）のみ。経済対策により、証明書失効リスト方式（CRL方式）による失効確認機能（迅速で一括処理可能な失効確認機能）を2024年1月に追加した。



- 多くの市区町村において、マイナンバーカード（電子証明書）を、各種サービスにおいて利用することが可能となる。
- マイナンバーカードの「市民カード化構想」が推進され、住民の利便性向上、行政のコスト削減、サービスの安全性向上に資する。

地方認証プラットフォームの改修内容（らくらく窓口証明書交付サービスでの流れ）

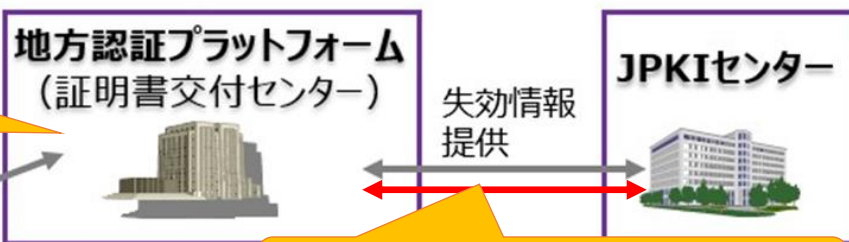
【改修内容】

・証明書交付センター内で提供している地方認証PF及び窓口申請ツールについて、以下の改修を行った。

- (1) 証明書失効リスト（CRL）認証対応 ※2024年1月リリース
- (2) スマホ用電子証明書の認証対応 ※2023年10月リリース

○利用イメージ（拡張対応後）

- (1) 有効性確認を一括処理（CRL）で行うことが可能となるよう改修。
- (2) スマホ用電子証明書で認証を行うことが可能となるよう改修。



- (1) CRL方式による定期取得機能を追加
- (2) スマホ用OCSPへの検証機能を追加

利用者操作用端末
(パソコン)

交付要求

受付票・証明書等印刷要求

証明発行サーバ
(市区町村)

- (1) CRL対応改修
- (2) スマホ対応改修

② (申請終了後、)
受付票印刷
→利用者が受領

② (申請終了後、)
証明書 (申請書/
領収書も) 出力

同時に処理

- ・市区町村窓口で使用する
改ざん防止用紙を使用。
- ・事業者を経由しないため
委託手数料がかからない

① 証明書
取得申請

③ 受付票、交付手数料と引き換えに証明書交付

窓口カウンタ
内プリンタ

地方認証プラットフォームについて – 活用事例 –

LGWANおよび個人番号利用事務系のネットワーク上で運用される、様々な行政サービス/システムにおける本人認証機能について、地方認証プラットフォームを活用できます

地方認証プラットフォームを活用した行政システム/サービスの事例

証明書交付・書かない窓口での活用 (パッケージ・サービス)

らくらく窓口証明書交付サービス / 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

窓口付近に設置したパソコンから、利用者がコンビニ交付と同じ画面を操作することで、証明書を自動作成するサービス
利用者をお待たせすることなく、証明書交付作業が円滑に行える

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93099520_1.html

利用申込団体数：156団体

証明書交付・書かない窓口での活用 (パッケージ・サービス)

証明書窓口受付システム まどうけ / 富士フィルムシステムサービス株式会社

マイナンバーカードを活用して、庁内に設置されたKIOSK端末で申請書の記入を簡素化し、かつ、証明書交付を連動させることで、住民の皆さまの待ち時間や、職員様の証明書交付にかかる負担を軽減する、導入費用と運用コストを抑えた、「書かない窓口」を実現する証明ソリューション

<https://www.fujifilm.com/fbss/solution/public/madouke>

証明書交付・書かない窓口での活用 (パッケージ・サービス)

TASKクラウドかんたん窓口システム / 株式会社TKC

マイナンバーカードとタブレット端末を活用することで窓口での案内や申請手続きをデジタル化し、住民の利便性向上と職員の業務負担の軽減を実現。設問に答えるだけで、住民のライフイベントや世帯状況等に応じて必要な手続きを自動判定し、手続き案内票や各種申請書の作成を支援する

<https://www.tkc.jp/lg/solution/jumin/>

導入団体数：100団体超

図書館サービスでの活用 (独自構築)

図書館利用・セルフ貸出機 / 姫路市

利用者証明用電子証明書を活用してマイナンバーカードによる図書館カード利用およびセルフ貸出機(自動貸出機)利用を実現

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004230.html>

庁内DXでの活用 (独自構築)

庁内プリンタ認証 / 姫路市

マイナンバーカードの利用者用電子証明書を活用して、庁内プリンタでの職員認証が可能となり、セキュアなプリントを実現

▶ 地方認証プラットフォームがCRL方式に対応したことや、スマホ用電子証明書に対応したことで更なる活用の拡大が期待されます

地方認証PFの活用事例イメージ

災害時の利用

○災害時の
本人確認



パソコン認証

○パソコンログイン時の
本人認証



書かない行政窓口

○各種証明書の
申請書を出力



プリンター認証

○プリンター使用
時の本人認証



地方認証プラットフォームについて－活用手順－

地方認証プラットフォームを利用するためには、主に次の手順が必要となります。



① 『業務運用システム（BOS）※1』 から地方認証プラットフォーム導入のための仕様書※2を取得する。

※1 <https://sbos.lg-waps.go.jp/bos/> ログインのための利用者ID・パスワードはコンビニ交付の開始により付与される。

※2 仕様書は『電子証明書検証インタフェース仕様書（OCSP方式）』『地方認証PF拡張インタフェース仕様書（CRL方式）』がある。

② 仕様書にもとづき、地方認証プラットフォームの導入対象となる行政システム／サービスへの実装に係る技術的な検討や設計・開発を行う。

③ 実装したシステムのサービス開始前にBOSから地方認証プラットフォームの利用申請を行い、地方認証プラットフォームのアクセス情報を取得し、接続テストを行う。（テストの結果に問題がなければ実装完了）

問合せ先

地方公共団体情報システム機構（J-LIS） 地方認証プラットフォーム担当

メールアドレス：icss01@j-lis.go.jp

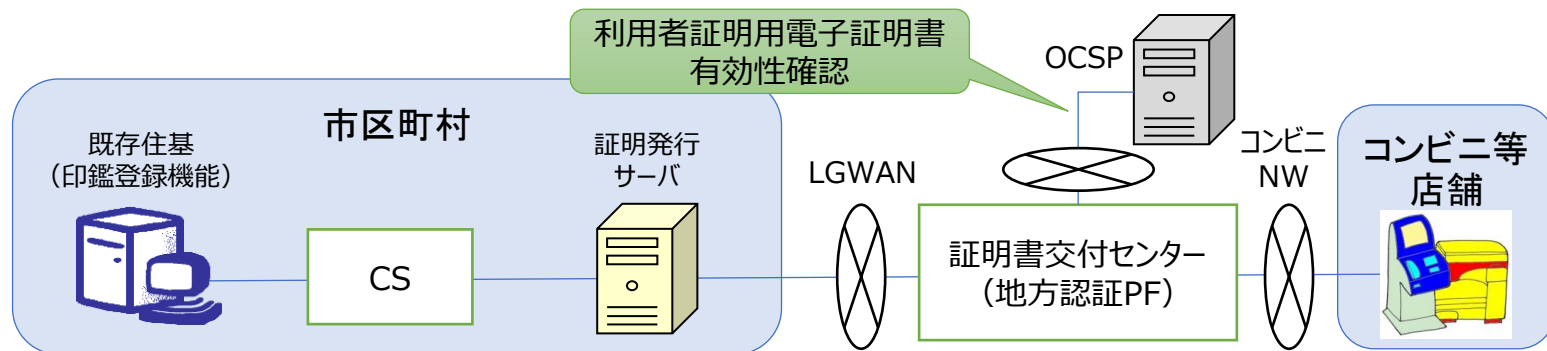
件名：「地方認証プラットフォームに関する問い合わせ（自治体名）」

本文：問合せ内容、自治体名、部署名、連絡先等を記載する

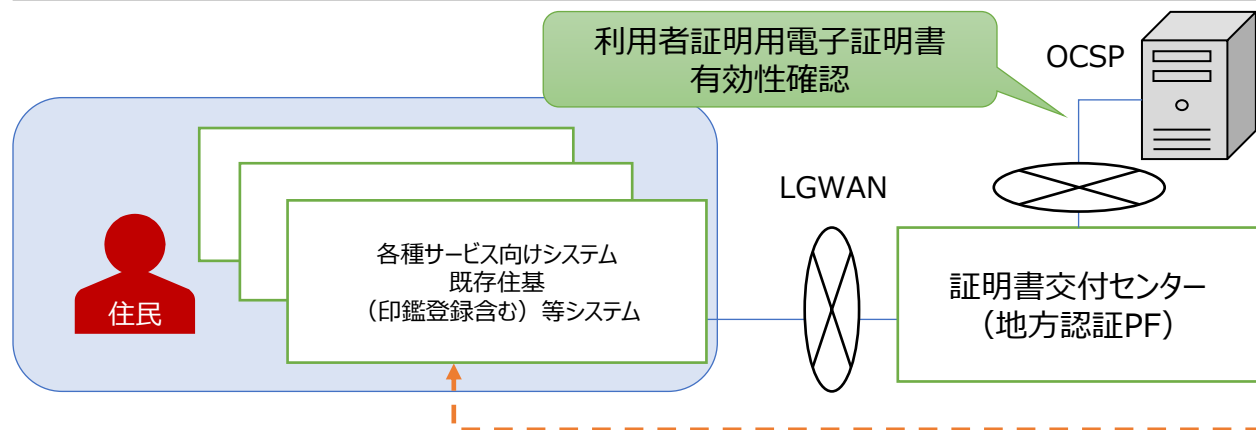
マイナンバーカードの印鑑登録証としての利用を実現するために (地方認証プラットフォームの利用)

コンビニ交付団体に提供している電子証明書有効性確認機能を活用することで、マイナンバーカードの印鑑登録証としての利用を実現することができます。

- コンビニ交付団体においては、コンビニ等の各店舗で印鑑登録証明書を発行する際に、コンビニNW、LGWAN等の各ネットワークを介して証明書交付センター（地方認証プラットフォーム）にて利用者証明用電子証明書の有効性確認を実施しています。



- 証明書交付センター（地方認証プラットフォーム）は、利用者証明用電子証明書の有効性確認機能を既に各自治体へ提供しているため、この仕組みを活用することで市町村は容易にマイナンバーカードの印鑑登録証としての利用を実現できます。



【各種サービス向けシステムの改修】

- マイナンバーカードから利用者証明用電子証明書を読み出し、地方認証PFへ証明書検証を依頼する処理を追加等の改修が必要となる想定

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

はじめに～暗証番号の入力を要しないこととされている様々な場面

- 行政・民間サービスとも、各種サービス・業務でのカード利用、職員証・社員証としてのカード利用において、暗証番号の入力は不要、カードのタッチのみ、とされている場面は多い。
- これらの場面における、マイナンバーカードの利用推進は、カードのメリット拡大の鍵。

● サービス・業務での利用

- 図書館／貸出・返却
- 各種スポーツ施設／利用
- 各種文化施設／利用
- 各種観光施設／利用
- 避難所／入場・退場受付
- バス等の交通機関／利用
- 各種イベント／入退場
- 行政窓口／受付
- 各種サービス／年齢・住所等の確認
- 各種ポイント／付与・利用



● 職員証・社員証としての利用

- 入退館・入退室管理
- PC認証・プリンタ認証
- 出退勤管理



- 市町村等の様々な市民サービス、職員証
⇒ 「市民カード構想」を実現したい！
- 民間も、図書館、各種施設、各種イベントなど、
⇒ マイナンバーカード利用を実現したい！

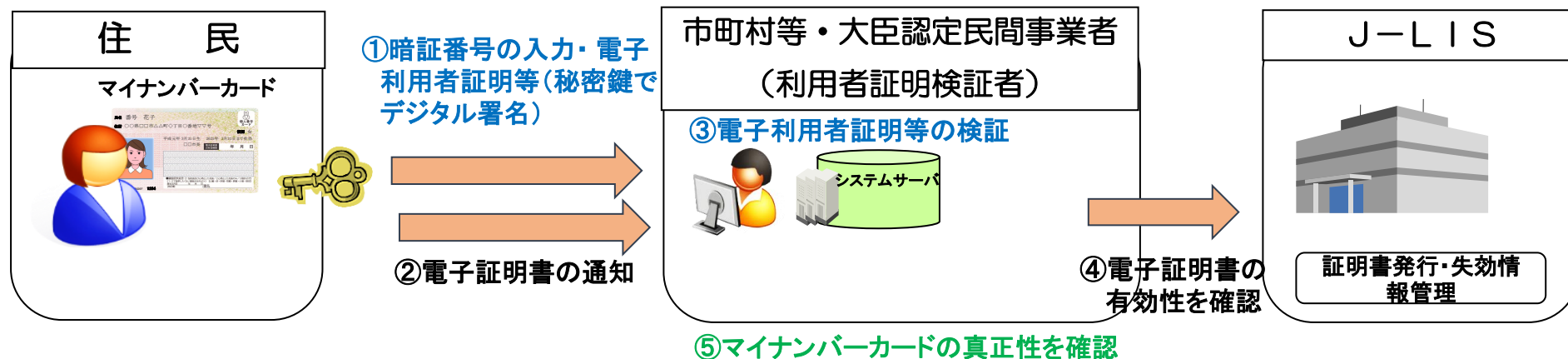
暗証番号を要しない場面におけるマイナンバーカードの利用（かざし利用）方法

- 現在、約90の市町村で、マイナンバーカードを図書館カードとして活用。（デジタル庁がその基盤を提供。）
⇒ 電子証明書を活用。登録の場面では、暗証番号の入力を求める。利用（貸出・返却）の場面では、必要な認証強度と利用者の利便性を勘案し、「暗証番号の入力・電子利用者証明※」を求めない。
- この方法により、暗証番号を要しない場面（前ページの場面）を含め、マイナンバーカードの利用が可能。

※電子利用者証明 カードに格納された利用者オリジナルの秘密鍵でデジタル署名を行うこと。

● イメージ

- 対面等の環境（※対面の環境のほか、管理され監視された施設内や区域内の環境、利用者に貸し出され管理される端末の環境。オンラインや屋外は不可。）
 - 必要な認証強度が低い場面（※「オンラインにおける行政手続の本人確認の手法に関するガイドライン」のリスク評価で保証レベル1。具体例は前ページ。）
- 最初の登録場面：「①暗証番号の入力・電子署名又は電子利用者証明」を求める(①～④)
2回目以降の利用場面：「①暗証番号の入力・電子利用者証明」を求めない(②④⑤)



この方法を検討する際には、当面、必ず、巻末に記載のデジタル庁国民向けサービスグループ マイナンバーカード・OSS班までご相談ください（マイキープラットフォーム・地方認証プラットフォームを利用する場合を除く）。また、不明点がある場合もお気軽にご相談ください。

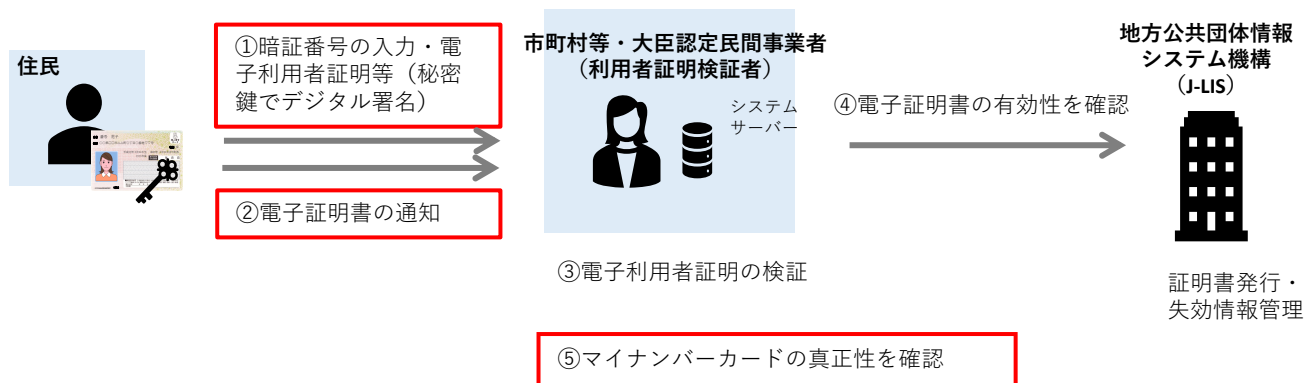
マイナンバーカードがざし利用クライアントソフトについて①

1. 本資料について

- 図書館サービスにおける対面の利用(貸出・返却)の場面など、一定レベルの確認で足りるサービスの利用場面において、暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明が行われずに、利用者証明用電子証明書の通知を受取する場合、当該電子証明書の有効性確認を行い、一定レベルの確認を行う方法の規定(以下、**かざし利用**)が番号法一部改正法案に盛り込まれ、成立した。
※電子利用者証明:カードに格納された利用者オリジナルの秘密鍵でデジタル署名を行うこと。暗証番号の入力又は顔認証が必要。
- 一定レベルの確認で足りるサービスの利用場面において、**かざし利用**を実施いただけるよう、「**マイナンバーカードがざし利用クライアントソフト**(以下「**かざし利用ソフト**」という。)」を公開いたします。

○対面等の利用(※対面の環境のほか、管理され監視された施設内や区域内の環境、利用者に貸し出され管理される端末の環境。オンラインや屋外は不可。)

- 最初の登録場面:①暗証番号の入力・電子利用者証明等(秘密鍵でデジタル署名)(①②③④)
- 2回目以降の利用場面:「①暗証番号の入力・電子利用者証明」を求めない(②④⑤)
⇒「**かざし利用ソフト**」では、①②⑤の機能を提供



マイナンバーカードがざし利用クライアントソフトについて②

2. ざし利用ソフト（Windows版）の概要

○ ざし利用ソフト(Windows版)の概要

- ・ ざし利用ソフト(Windows版)は、ざし利用を行うサービス提供者のシステムと連携するクライアント端末にインストールしていただきます。
- ・ Windowsについて、[公的個人認証AP\(利用者証明用電子証明書\)](#)、[券面事項入力補助AP](#)、[券面事項確認AP\(内部認証\)](#)の機能を提供します。
※券面事項確認APは生年月日PINを利用した内部認証のみ対応であり、4情報取得、顔写真取得、個人番号画像取得等の機能は対象外

○ 機能(IF)

#	マイナンバーカードのアプリ	機能
1	公的個人認証AP (利用者証明用電子証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者証明用電子証明書を抽出する機能 ・乱数と4PINをインプットとして、乱数を秘密鍵で暗号化する機能。 ※利用者証明検証者は、マイキープラットフォームまたは、その他の大臣認定サービスを選択可能とする。
2	券面事項入力補助AP	券面事項入力補助APの4PINをインプットに4情報を応答するIFを提供する。
3	券面事項確認AP (内部認証のみ)	生年月日PINをインプットに内部認証結果を応答するIFを提供する。 ※マイナンバーカードの真正性を確認するために使用

○ 動作環境

#	項目	内容
1	OS	Microsoft Windows 10、11
2	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Chromium版Edge 79.0.309.65以上 Edge標準モード Internet Explorerモード ・GoogleChrome 69以上
3	ランタイム	NET Framework 4.5～4.8

マイナンバーカードかざし利用クライアントソフトについて③

3. かざし利用ソフト（Windows版）の利用に係る手続きについて

- かざし利用ソフト（Windows版）を利用するためには、デジタル庁に利用申請をした後、仕様書やかざし利用ソフト（Windows版）のインストーラー等の提供を受け、これらを活用してサービス提供者側でシステムを開発することが必要となる。
- 利用申請には、最短で2.5週間程度かかることが想定される。

<サービス開始までの手順の流れ>

凡例:

サービス提供者の作業

デジタル庁の作業

利用申請(守秘義務誓約書)の
提出～申請通過
(3営業日～)

仕様書・インストーラー
等の開示
(3営業日～)

①ブラウザ拡張機能版、
②DLL版のどちらを利用するか
申請(3営業日～)

かざし利用ソフトの利用設定
(4営業日～)

各サービスの開発・テスト

サービス開始

開発までに必要な作業(最短約2.5週間)

サービス提供者が実施

- かざし利用ソフト（Windows版）には「①ブラウザ拡張機能版」と「②DLL版」の2通りがあり、サービス提供者は、開発するシステムに適した方法を選択し、システム開発が可能。

<ブラウザ拡張機能版とDLL版の違い>

かざし利用ソフト (Windows版)	特徴	申請にあたり必要となる事項
①ブラウザ拡張機能版	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラウザで動作するシステムのカード読取ソフトとして提供。 ・ マイキープラットフォーム（以下「MKPF」という。）（インターネット環境）に接続する必要がある。 ・ MKPFの検証環境を活用したテストが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者・利用目的等 ・ 【必須事項】 MKPFの本番環境に登録するドメイン（URL） ・ 【希望者のみ】 MKPF検証環境の利用を希望する場合、サービス提供者側のシステムのグローバルIPアドレス、ドメイン（URL）
②DLL版	<ul style="list-style-type: none"> ・ Windowsアプリで動作するシステムのカード読取ソフトとして提供 ・ 利用には、MKPFが提供する固有のパスワードの設定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者・利用目的等

- MKPFの利用をご希望の場合は、申請に必要な書類等をお送りしますので、マイキープラットフォーム担当（メール：mykeypf@digital.go.jp）までご連絡ください。

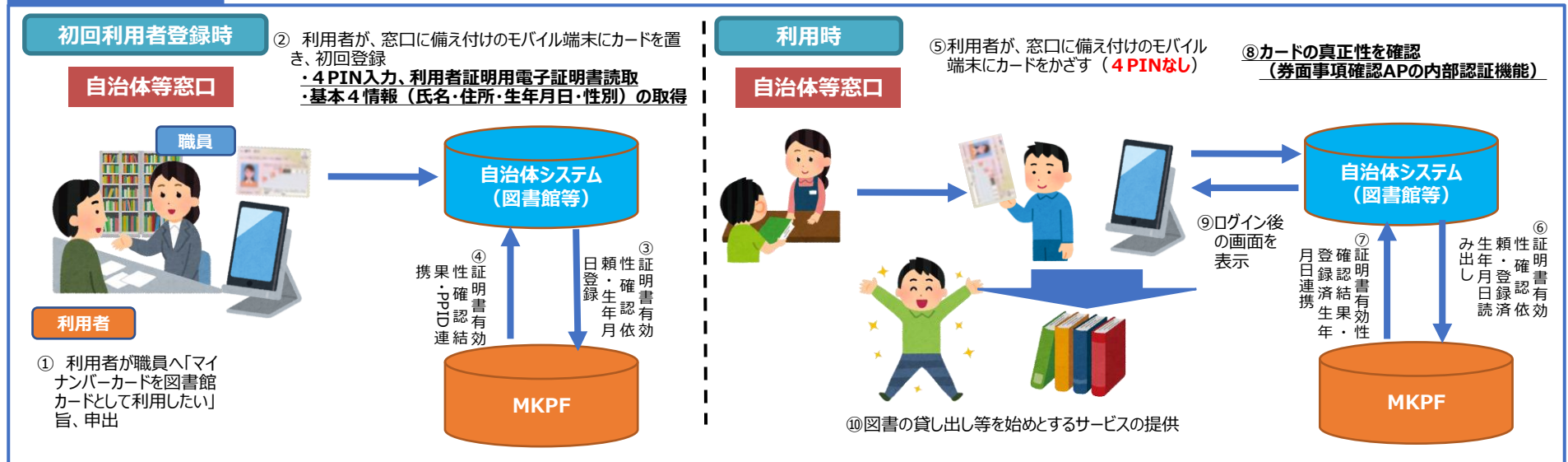
マイナンバーカードがざし利用クライアントソフトについて④

4. ざし利用ソフト（モバイル版）の概要

概要

- MKPFでは、各サービスの初回利用者登録時を除いて、対面等の利用時に限り、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号の入力の省略（以下「ざし利用」という。）する仕組みを実装するとともに、この仕組みをMKPF本体から分離させ、「部品化」し、官民間問わず様々なサービスへ提供するよう目指しているところ。
- ただし、現在、PC端末（WindowsOS）、それに付属したカードリーダーで、マイナンバーカードを読み取ることを前提とした設計。
- **広く普及したモバイル端末（スマートフォン、タブレット）にも対応するため、専用の仕組みを実装するとともに、「部品化」＝「アプリ」を開発し、幅広く提供することで、マイナンバーカードの「市民カード化」を推進し、カードの利活用拡大を図るもの。**なお、アプリとして開発するのは、下図で**太字下線**の機能。

活用イメージ



マイナンバーカードかざし利用クライアントソフトについて⑤

5. かざし利用ソフト（モバイル版）の機能等

○かざし利用ソフト(モバイル版)の概要

- かざし利用ソフト(モバイル版)は、スマホ(iOS及びAndroid)のアプリから呼び出せる部品(カード読取りライブラリ)です。
- スマホ(iOS及びAndroid)について、[公的個人認証AP\(利用者証明用電子証明書\)](#)、[券面事項入力補助AP](#)、[券面事項確認AP\(内部認証\)](#)の機能を提供します。

※券面事項確認APは生年月日PINを利用した内部認証のみ対応であり、4情報取得、顔写真取得、個人番号画像取得等の機能は対象外

○機能(IF)

#	マイナンバーカードのアプリ	機能
1	公的個人認証AP (利用者証明用電子証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者証明用電子証明書を抽出する機能 ・乱数と4PINをインプットとして、乱数を秘密鍵で暗号化する機能。 ※利用者証明検証者は、マイキープラットフォームまたは、その他の大臣認定サービスを選択可能とする。
2	券面事項入力補助AP	券面事項入力補助APの4PINをインプットに4情報を応答するIFを提供する。
3	券面事項確認AP (内部認証のみ)	生年月日PINをインプットに内部認証結果を応答するIFを提供する。 ※マイナンバーカードの真正性を確認するために使用

○動作環境

#	項目	内容
1	iOS	iOS15以降
2	Android	Android9(Pie)以降

マイナンバーカードかざし利用クライアントソフトについて⑥

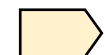
6. かざし利用ソフト（モバイル版）のスケジュール

- 3月末に外部IF仕様書、4月中旬にかざし利用ソフト(モバイル版)(暫定版)、5月中旬にかざし利用ソフト(モバイル版)(正式版)を公開いたします。
- 自治体様等は、かざし利用ソフト(モバイル版)(暫定版)を使用して、システム改修作業に着手いただけます。
- ただし、テストについては、かざし利用ソフト(モバイル版)(正式版)にて実施いただくことを想定しております。

項目	2023年度(R5)			2024年度(R6)					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
MKPF開発			外部IF仕様書初版完成 ▲	(仮)スマホ部品 (暫定版) ▲	(仮)スマホ部品 (正式版)公開 ▲				
	要件定義、設計～結合テスト			総合テスト					
自治体システム開発	自治体、ベンダ			連携元スマホアプリ 改修・テスト					



:MKPF開発作業

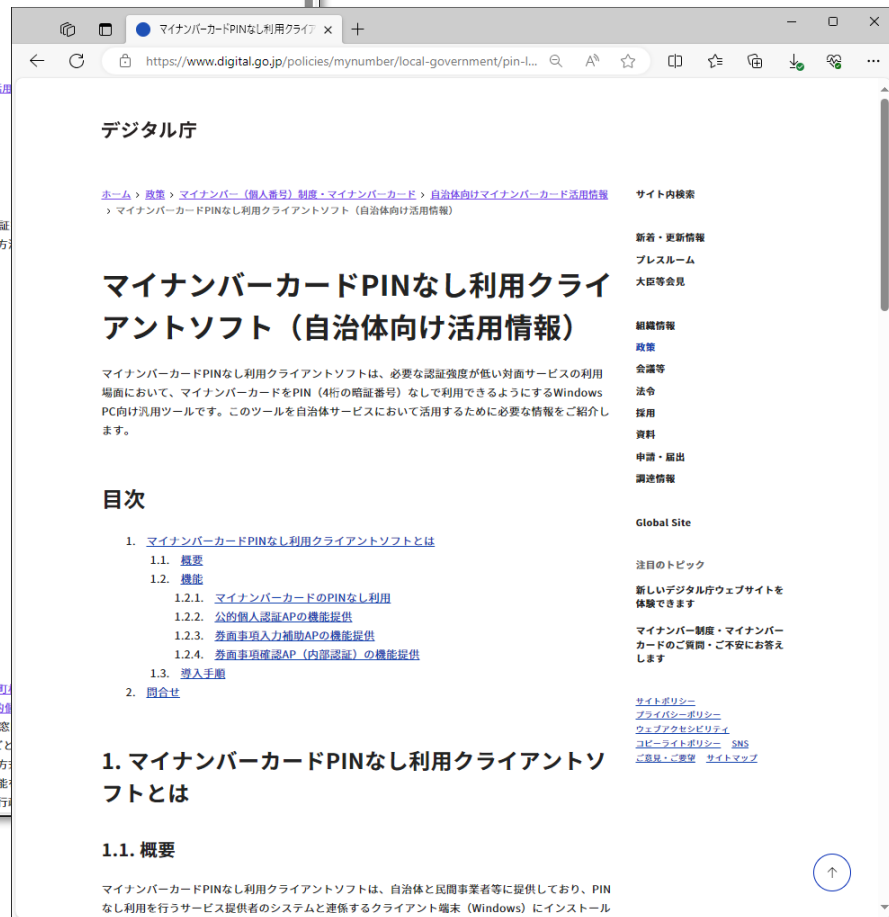
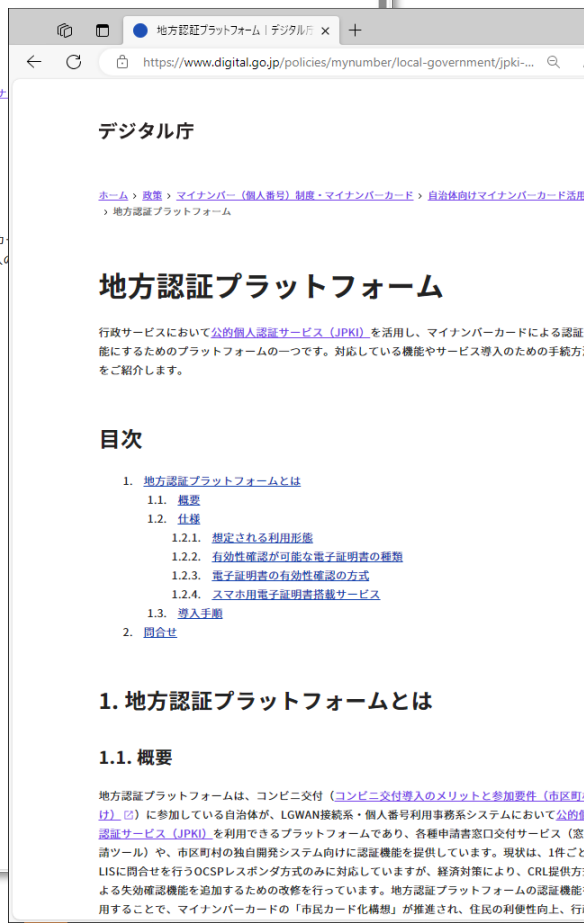
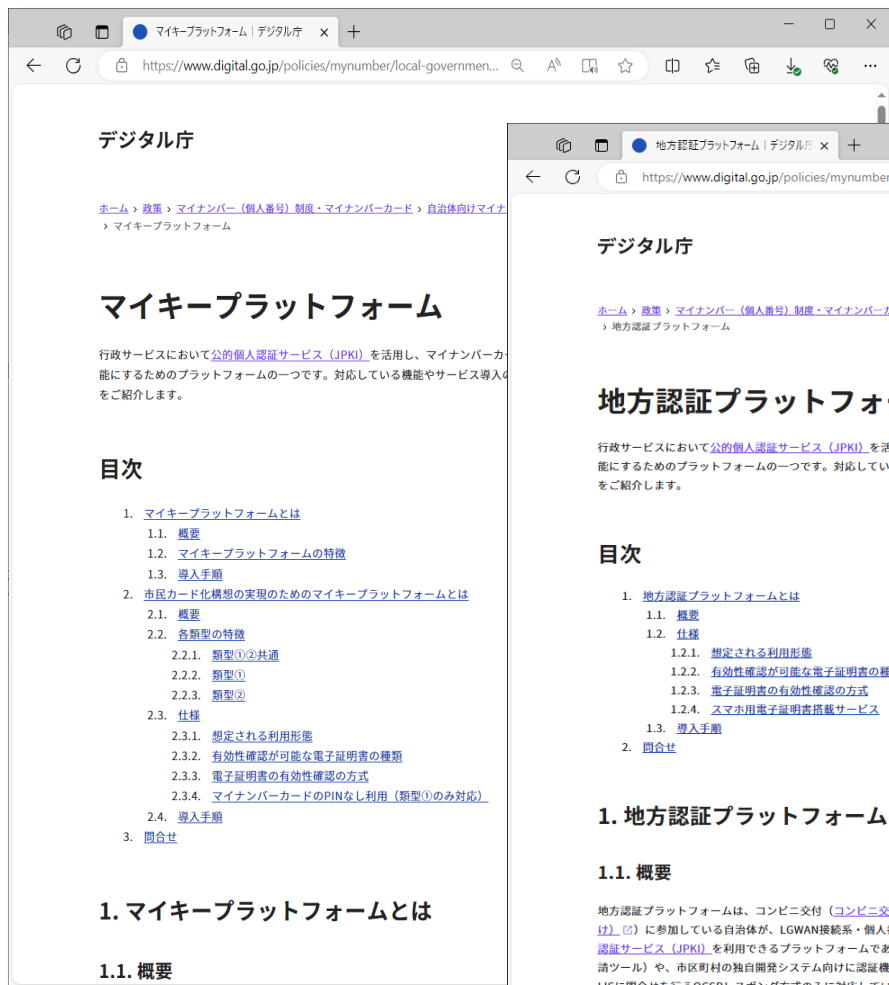


:自治体、ベンダ作業

- 本件に係るお問い合わせは、マイキープラットフォーム担当（メール：mykeypf@digital.go.jp）までご連絡ください。

マイナンバーカード利用のための共通基盤・汎用ツールの情報発信

10月18日：デジタル庁ウェブページに紹介ページを公開



自治体向けマイナンバーカード活用情報 / サービス導入にあたっての技術的な情報
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/local-government/>

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

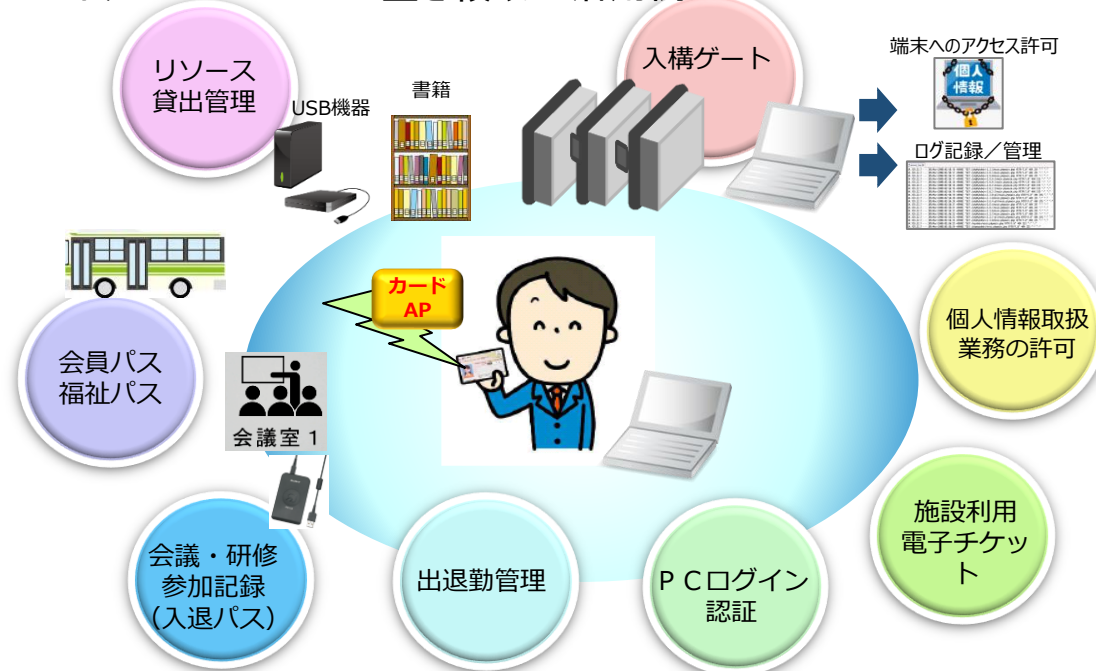
4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

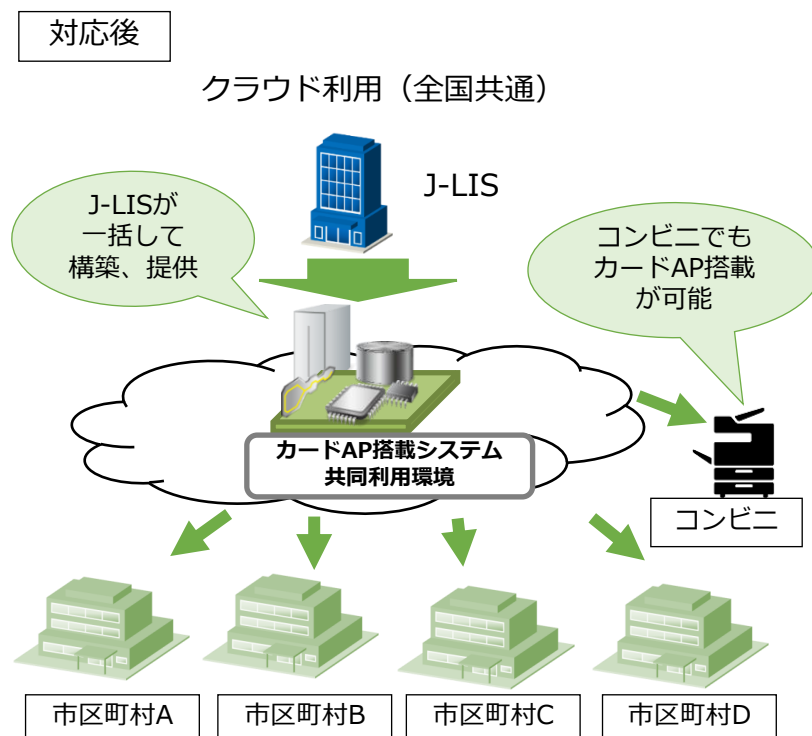
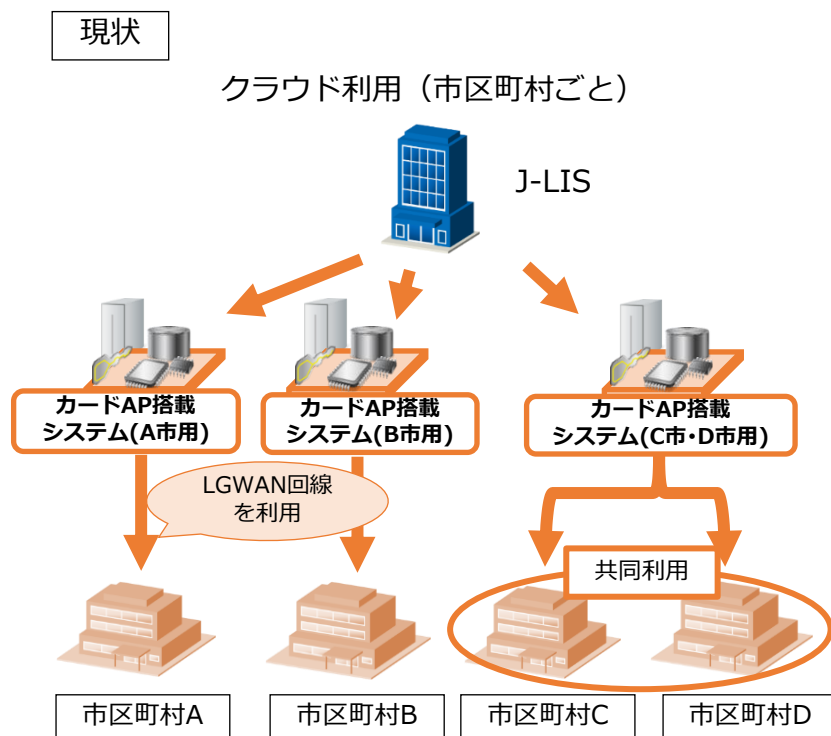
カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

カードアプリを活用する方法の推進

～マイナンバーカードAP搭載システムの全国展開に向けた対応

現状、マイナンバーカードAP搭載システム（カードAP搭載システム）を市区町村が利用する際は、J-LISが市区町村ごとにクラウドサービスを構築するか複数団体での共同利用という方法となっており、構築・運用やサービス開始の準備に一定の負担（コストや期間）がかかっているところであるが、J-LISが全国で1つのカードAP搭載システムに集約できるよう改修・システム構築することで、市区町村がカードAP搭載システムを利用しやすい環境を提供する。また、コンビニのキオスク端末でもカードAPが搭載できるように環境を準備。



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

掲載事例の一覧

- ▷ 市民カード化を実現するマイナンバーカードを活用した民間システム／サービス事例
- ▷ 図書館、書かない窓口、投票所受付、施設利活用 | 立山町（富山県）
- ▷ 図書館、避難所受付、子育て | 延岡市（宮崎県）
- ▷ クラウド型被災者支援システム | 内閣府
- ▷ 図書館サービス | 小牧市（愛知県） | 電子証明書
- ▷ 図書館サービス | 小牧市（愛知県） | 利用者証明用電子証明書
- ▷ コンビニ交付の利用拡大
- ▷ 期日前投票での活用 | 日進市（愛知県） | 券面事項入力補助AP
- ▷ 公共交通での活用 | 前橋市（群馬県） | カードAP（空き領域活用）
- ▷ 公共交通での活用 | 中土佐町・高知県（高知県） | カードAP（空き領域活用）
- ▷ 健康分野での活用 | 三木市（兵庫県） | 署名用電子証明書
- ▷ 避難所受付 | 養父市（兵庫県） | 利用者証明用電子証明書
- ▷ データ連携基盤の活用 | 養父市（兵庫県） | 電子証明書

令和5年11月～12月にかけて開催された自治体向け説明会にご紹介いただいたシステム／サービスのうち市民カード化構想の実現に寄与するサービス/システムは以下のとおり

<p>医療・健康・子育て</p> 	<p>ASTER II for LINE 株式会社エッグ</p> <p>自治体公式LINEから住民はいつでもフレイル度チェックが可能。マイナンバーカードの公的個人認証、マイナポータル連携による健診情報の取得・閲覧が可能。住民情報とチェック結果の管理により自治体の介護費削減に向けたEBPMを支援</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7513/</p>
<p>医療・健康・子育て</p> 	<p>健康増進・母子健康等の住民向けPDS型PHRサービス シミックソリューションズ株式会社, 株式会社オキオイス</p> <p>健康・医療分野におけるデータを本人同意に基づき情報共有できる基盤技術をつかい、保健師の事務作業負担の軽減とあわせて、住民向けアプリサービスを伴走型で支援をおこなう。母子健康、後期高齢者向けの事例を紹介</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7519/</p>
<p>医療・健康・子育て</p> 	<p>ケアエール SOMPOケア株式会社</p> <p>「ケアエール」は、住民にケアが必要と思った際に、ご本人や家族、ケアに関わっている方々が、日々の体調・生活情報をはじめ嬉しかったことや気になることも写真や動画も使って暮らしの様子を共有しながら、無理のないチームケアを実現できるサービス</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7514/</p>
<p>選挙・投票所受付</p> 	<p>インターネット投票システム スパイラル株式会社</p> <p>地域に住む人も地域外に住む人も、様々な事情で移動や自書が困難な人も、マイナンバーカードで公的個人認証を行うことで、時間や場所の制約を受けず、いつでもどこからでも投票することができるサービス</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/election/7556/</p>
<p>医療・健康・子育て</p> 	<p>MINET（ミネット） 株式会社パシフィックメディカル</p> <p>地域の医療・介護・薬局関連関係者が、診察・訪問看護・介護時等に、患者情報等（既往歴、処方歴、医師所見等）を相互で共有・参照できる共通プラットフォーム</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7517/</p>
<p>公共交通</p> 	<p>マイナンバーカードと交通系ICカードの連携 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>利用者が、検索・予約・決済までをシームレスかつワンストップで利用可能なWEBサービス。マイナンバーカードと連携することで、利用者の本人確認を正確に行い、市民割引や高齢者割引など、個人の属性情報に応じたサービスを提供が可能</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/transportation/7500/</p>

令和5年11月～12月にかけて開催された自治体向け説明会にご紹介いただいたシステム／サービスのうち市民カード化構想の実現に寄与するサービス/システムは以下のとおり

<p>医療・健康・子育て</p>  <p>TIS TIS INTEC Group</p>	<p>ヘルスケアパスポート TIS株式会社</p> <p>住民の普段の健康情報やマイナポータルAPIからの健診結果、医療機関での検査結果など、生活者個人に紐づく健康・医療情報を一元的に管理・蓄積し、本人やご家族、医療従事者に共有し活用するPHR基盤サービス</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7508/</p>
<p>庁内DX</p>  <p>CEC Computer Engineering & Consulting</p>	<p>マイナンバーカードを使った職員認証プラットフォーム</p> <p>株式会社シーイーシー</p> <p>マイナンバーカードを自治体職員の職員認証カードとして利用できるサービス。FeliCa、Mifareの混在環境でも使用でき、業務システムのIDも一元管理ができる統合ID/認証基盤</p> <p>自治体向けインフォvol.17 (PDF/781KB)</p>
<p>窓口DX</p>  <p>GYOSEI SYSTEM</p>	<p>マイナピット申請書作成システム 行政システム株式会社</p> <p>マイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助APを活用し、マイナンバーカードリーダー機能とタッチ入力パネルを併せ持った専用システム</p> <p>自治体向けインフォvol.20 (PDF/1,118KB)</p>
<p>コミュニティサービス</p>  <p>giftee*</p>	<p>e街プラットフォーム 株式会社ギフティ</p> <p>マイナンバーカード情報を使用し、市内外の在住や年齢等を判定の上、市民等が地域の電子チケットや通貨を配布・購入することが可能です。その他、様々な施策（観光施策や地域ポイント、現地型ふるさと納税等）への転用も可能</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/community/7525/</p>
<p>選挙・避難所・行かない窓口</p>  <p>HITACHI Inspire the Next</p>	<p>オンライン投票サービス/避難所管理システム/汎用デジタル窓口</p> <p>株式会社日立製作所</p> <ul style="list-style-type: none">・市民が自宅でスマートフォンなどからオンラインで期日前投票宣誓や期日前投票ができる仕組み・避難所名簿や避難所への入退管理を行う仕組み・オンラインで住民からの相談や手続きを可能とするリモート窓口サービス <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/datalinkbase/7574/</p>

令和5年11月～12月にかけて開催された自治体向け説明会にご紹介いただいたシステム／サービスのうち市民カード化構想の実現に寄与するサービス/システムは以下のとおり

<p>公共交通</p>  <p>一般社団法人 ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構</p>	<p>マイナンバーカードを活用したタクシー運賃割引補助システム(空き領域活用) 一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構</p> <p>利用者がタクシーの利用時に、マイナンバーカードを使用し、サービス利用の資格確認と利用回数の確認、減算を行うサービス。オンライン/オフライン運用に対応</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/transportation/7498/</p>
<p>公共交通</p>  <p>建設技術研究所</p>	<p>AIオンデマンドモビリティサービス/シティMobi 株式会社建設技術研究所</p> <p>スマホアプリでオンデマンド交通の乗車予約と決済等が可能なサービス。AI配車システムによる自動配車計画立案など利便性・効率性の高いオンデマンド交通の運行を支援。加えて、マイナンバーカードによる本人情報確認により、住民限定割引など、柔軟な施策を実現可能</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/transportation/7503/</p>
<p>医療・健康・子育て</p>  <p>株式会社NTTデータ関西</p>	<p>健康サポートアプリ「アスリブ®」 株式会社NTTデータ関西</p> <p>健康活動や街づくりイベントへの参画等で市民に付与されるポイントを電子マネー等特典に交換。特典交換前にマイナンバーカードを使った本人確認ができ、健康づくりと行政DXをサポートするアプリ</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7507/</p>
<p>コミュニティサービス</p> 	<p>地域通貨サービス/よむすびRSA フェリカポケットマーケティング株式会社</p> <p>市民や市内就業者・通学者がサービスを受ける際に、マイナンバーカードの認証情報を使用して、市内外の在住や年齢などを判定してプレミアム商品券の購入や子育て世帯など限定された市民に地域通貨を付与するサービス</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/community/7520/</p>
<p>図書館</p>  <p>富士通 Japan</p>	<p>公共図書館ソリューション/iLiswing、WebiLis、iLisfiera 富士通Japan株式会社</p> <p>マイナンバーカードの個人認証機能活用をはじめ、公共図書館の各業務やDXサービスの提供を可能とするシステム</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/library/7554/</p>
<p>図書館</p>  <p>NECネクサソリューションズ</p>	<p>図書館サービス「L i C S - R e f o r S a a S」 NECネクサソリューションズ株式会社</p> <p>従来の図書館サービスに加え、市民や市内就業者・在学生が本を借りる際、マイナンバーカードを使用しポイントアプリと連携することで、地域通貨を付与することが可能なサービス</p> <p>https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/library/7553/</p>

マイナンバーカードの活用事例 立山町 (富山県)

1 図書館

予約本貸出ロッカーにマイナンバーカードをかざすことで、利用者がオンラインで予約した図書を閉館時でも受け取ることができる。

マイナンバーカードを利用して、図書の貸出しをスマート化。



カード利用方式：電子証明書 (MKPF活用)
サービス開始：令和6年3月

2 書かない窓口

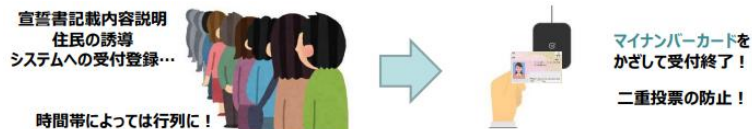
住民が窓口で各種手続きを行う際、マイナンバーカード対応記帳台に、マイナンバーカードを挿入することで、カードの基本情報を読み取り、氏名、住所、生年月日、性別の情報が印字された申請書が印刷されることで、町民の負担を軽減する。



カード利用方式：券面事項入力補助AP
サービス開始：令和6年2月

3 選挙・投票所受付

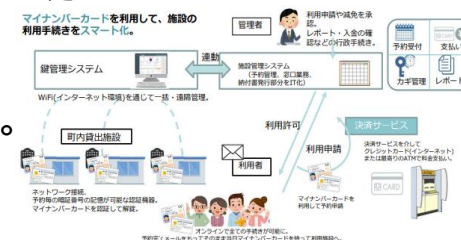
マイナンバーカードの券面事項を読み取ることにより、対象者の資格情報等を画面に表示し、宣誓書を出力、投票用紙を交付することができ、期日前投票及び当日投票において、二重投票の防止につながる。



カード利用方式：券面事項入力補助AP
サービス開始：令和6年3月

4 施設利活用

公共施設の予約や決済をオンラインで実施できるサービスを導入し、施設の鍵をマイナンバーカードにすることで、町民が来庁しなくても施設の利用が可能となる。



カード利用方式：カードアプリ (空き領域)
サービス開始：令和6年3月

マイナンバーカードの活用事例 延岡市（宮崎県）

① 図書館

新マイキープラットフォームを活用して、マイナンバーカードを図書館カードとしても利用可能とするほか、図書館の利用申請や電子図書の貸出等を行うシステムを構築する。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

② 防災・避難所

本市が構築するシステム上に事前登録した方について、避難所でカードリーダーによるマイナンバーカードの固有IDの読み取り（マイナンバーの個人番号は読み取らない）を行い、避難施設毎の避難者把握や安否確認を行う。

カード利用方式：カードアプリ（空き領域）
サービス開始：令和6年1月

③ 医療・健康・子育て

のべおかポータルとマイナポータルをAPI連携し「子ども医療費受給資格証」の交付申請からデジタル資格証の交付までを、一気通貫のデジタル対応を実現し、利用者の利便性向上、及び行政事務の効率化を図る。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

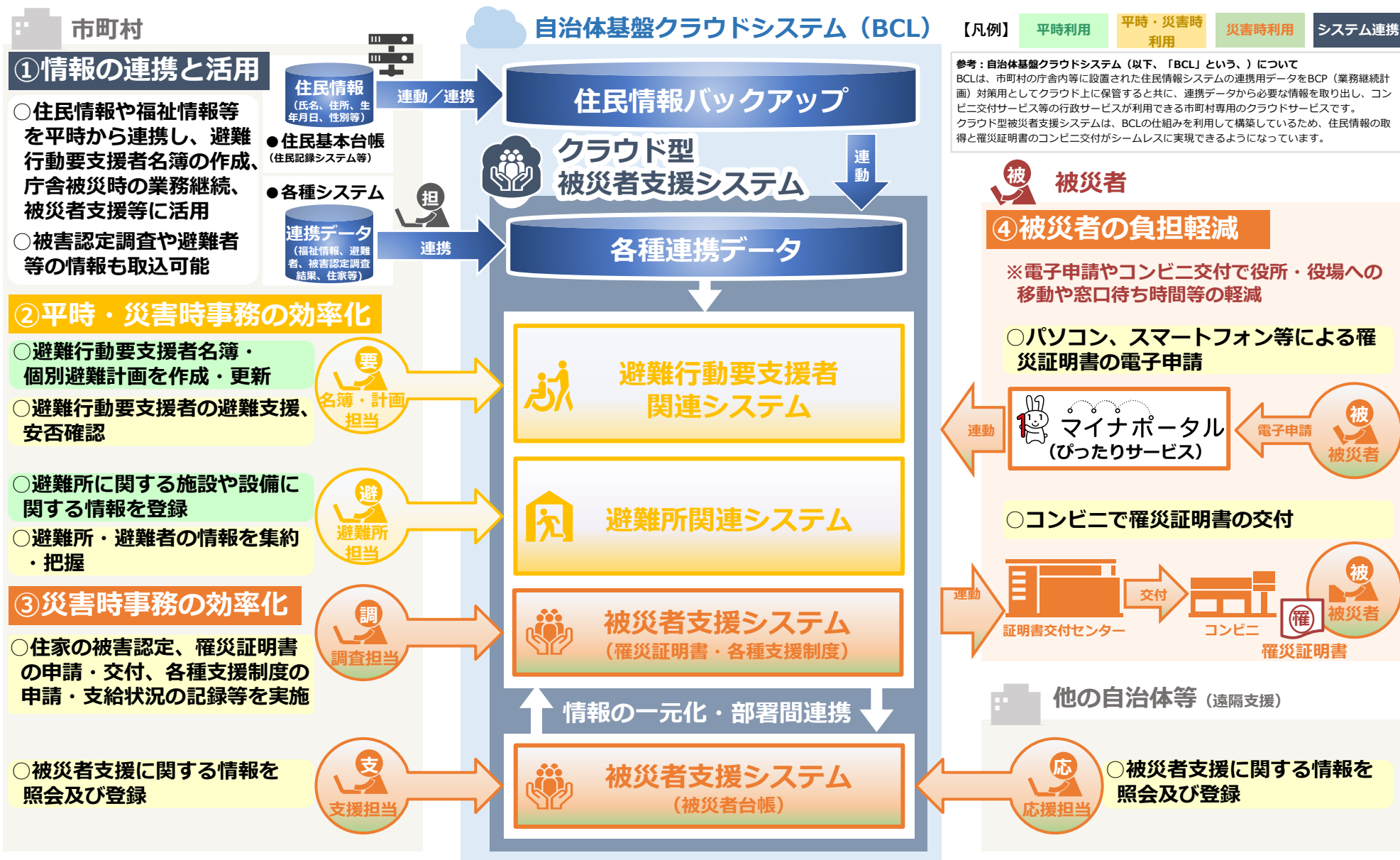
④ 医療・健康・子育て

保育所入所等に係る面談について、スマートフォンを利用したオンライン相談を実施する。新マイキープラットフォームを活用して、本人確認を行うことでオンラインでも窓口面談と同等の機微な行政相談を可能にする。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

クラウド型被災者支援システムの概要



クラウド型被災者支援システム（災害発生時の活用）

- クラウド型被災者支援システムの活用により、災害発生時には、避難所業務の効率化や、迅速な被災者台帳の作成など、**地方自治体における被災者支援業務を効率化するとともに、マイナンバーカードを活用し、罹災証明書のコンビニ交付など被災者の利便性を向上。**

【 災害発生時 】

クラウド型被災者支援システム

○避難所関連機能

- ・避難所の開設状況や、停電・断水等の状況を一元把握
- ・避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握が可能

○被災者台帳機能

- ・住民基本台帳データを活用し、被災者支援に必要な情報を集約した被災者台帳を迅速に作成
- ・住家の被害認定調査や罹災証明書の交付状況等を一元管理

○オンライン申請・コンビニ交付等機能

- ・マイナンバーカードを活用し、自宅や遠隔地から被災者支援手続きのオンライン申請や、コンビニでの罹災証明書の交付が可能

《 効果 》

・避難所の管理・運営業務の効率化

・一人ひとりの状況に応じたきめ細かな被災者支援の実施

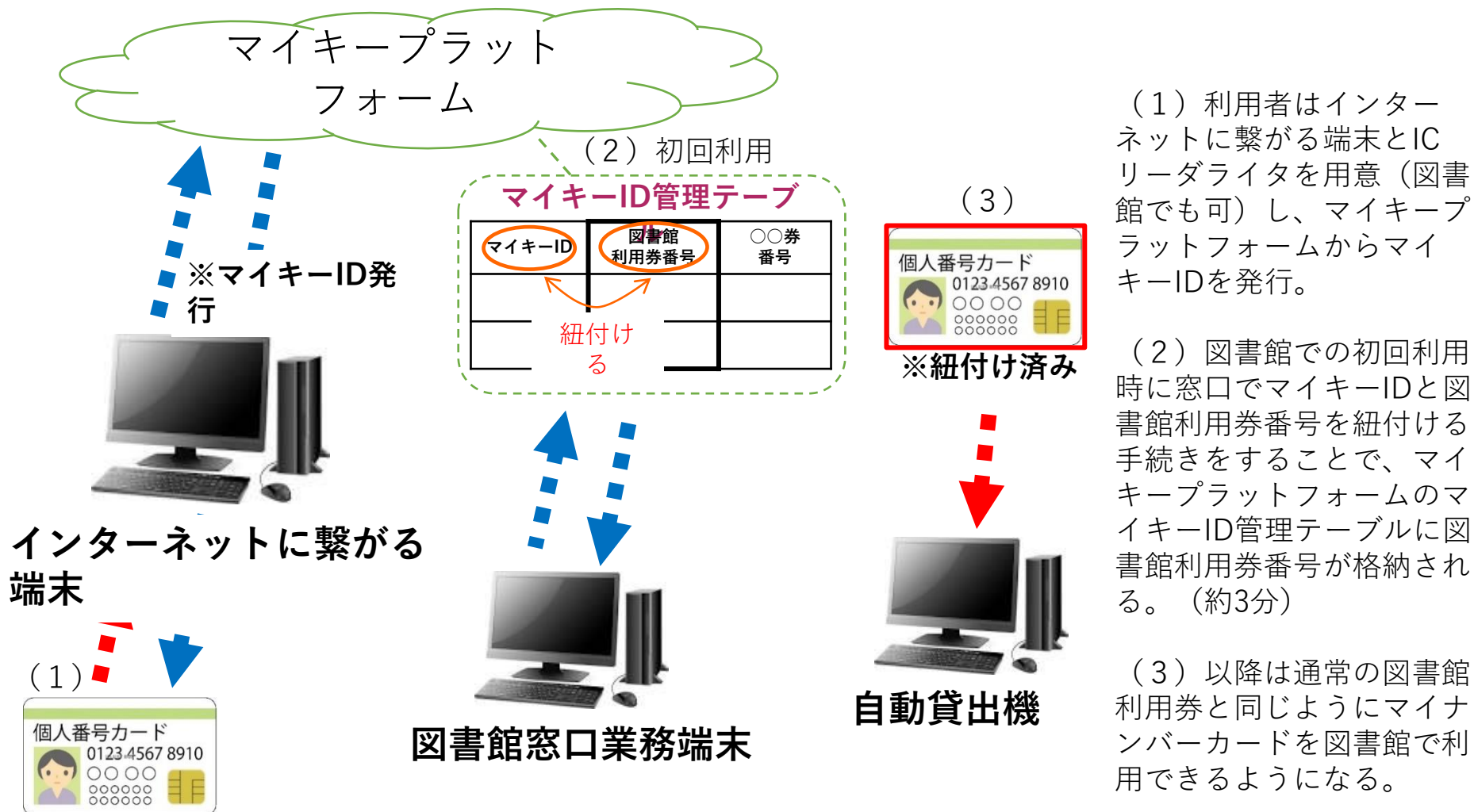
・被災者の利便性向上・負担軽減



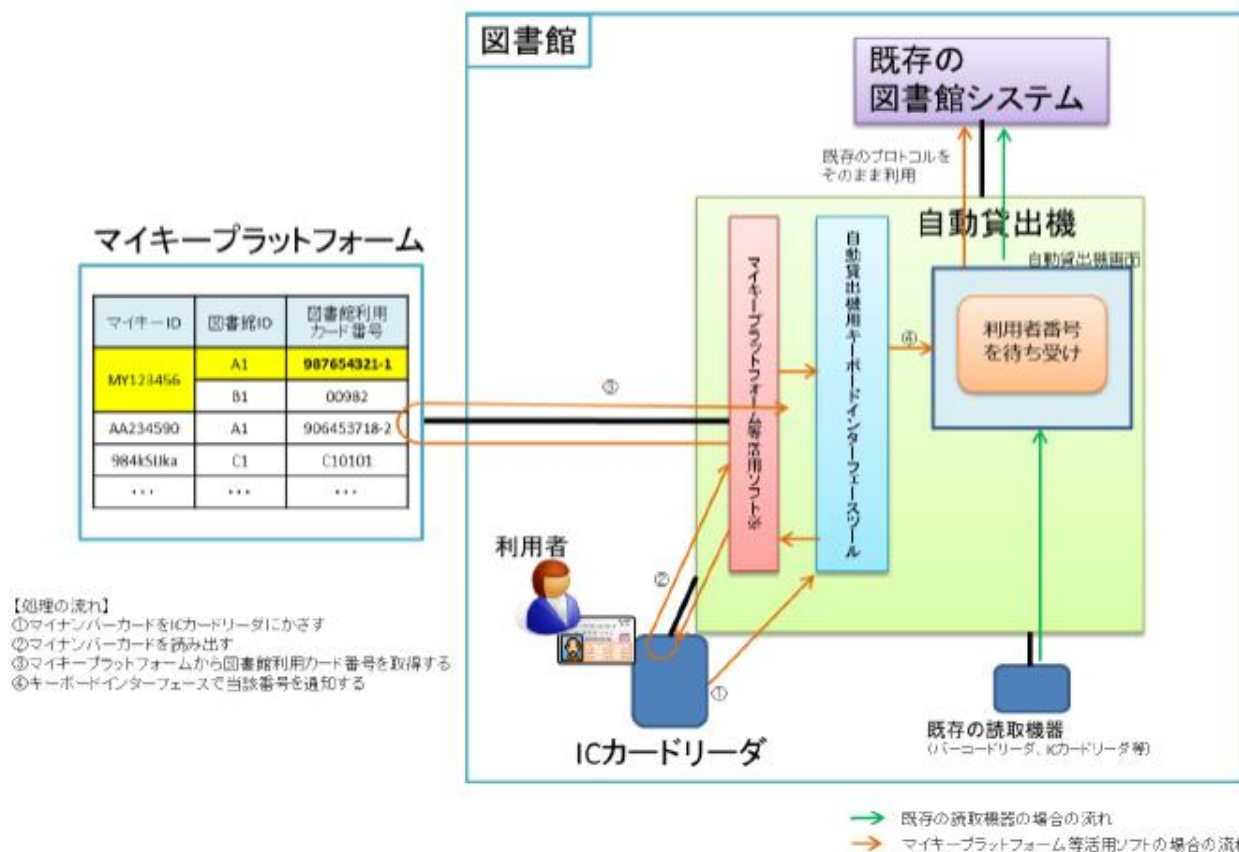
<オンライン申請> <証明書のコンビニ交付>

デジタル技術の活用により、地方自治体における災害対応や被災者支援を円滑化

約3分の手続きでマイナンバーカードでの貸出が可能に



利用者番号を紐付けることで、利用者カードがなくても貸出が可能



- ①マイナンバーカードをICカードリーダーにかざす。
- ②マイキープラットフォーム等活用ソフトを使用しマイキーIDに紐付いたサービスIDをマイキープラットフォームへ照会。
- ③照会したサービスIDを自動貸出機用キーボードインターフェースツールがアクティブになっている画面に表示。



自動貸出機とICカードリーダー

図 自動貸出機用キーボードインターフェースツールを用いた連携イメージ

平成31年1月 | 図書館共同システム-自動貸出機キーボードインターフェースツールインストール手順書」より

広報誌への掲載

4 ページに渡り中央図書館を紹介するとともに、マイナンバーカードを利用者カードとして利用できる旨を掲載



利用者の利便性向上のため、マイナンバーカードやスマートフォンを利用者カードとして利用できるサービスも行います。
なお、図書館の利用には、利用者番号 (ID) が必要です。登録の際には、住所・氏名・生年月日が確認できるものをご持参のうえサービスデスクまでお越しください。

マイナンバーカード交付時にチラシの配布

市民窓口課にて、マイナンバーカード交付時にサービス案内のチラシを配布してもらうよう依頼

マイナンバーカードが、図書館の利用者カードに！

マイナンバーカードがあれば小牧市図書館利用者カードの持参が不要です。ご利用には事前にマイナンバーカードへ図書館情報の登録手続きが必要となります。(無料)

手続きできる場所
中央図書館、えほん図書館、各市民センター図書室

必要なもの

- ① ご自身のマイナンバーカード
- ② 小牧市図書館利用者カード

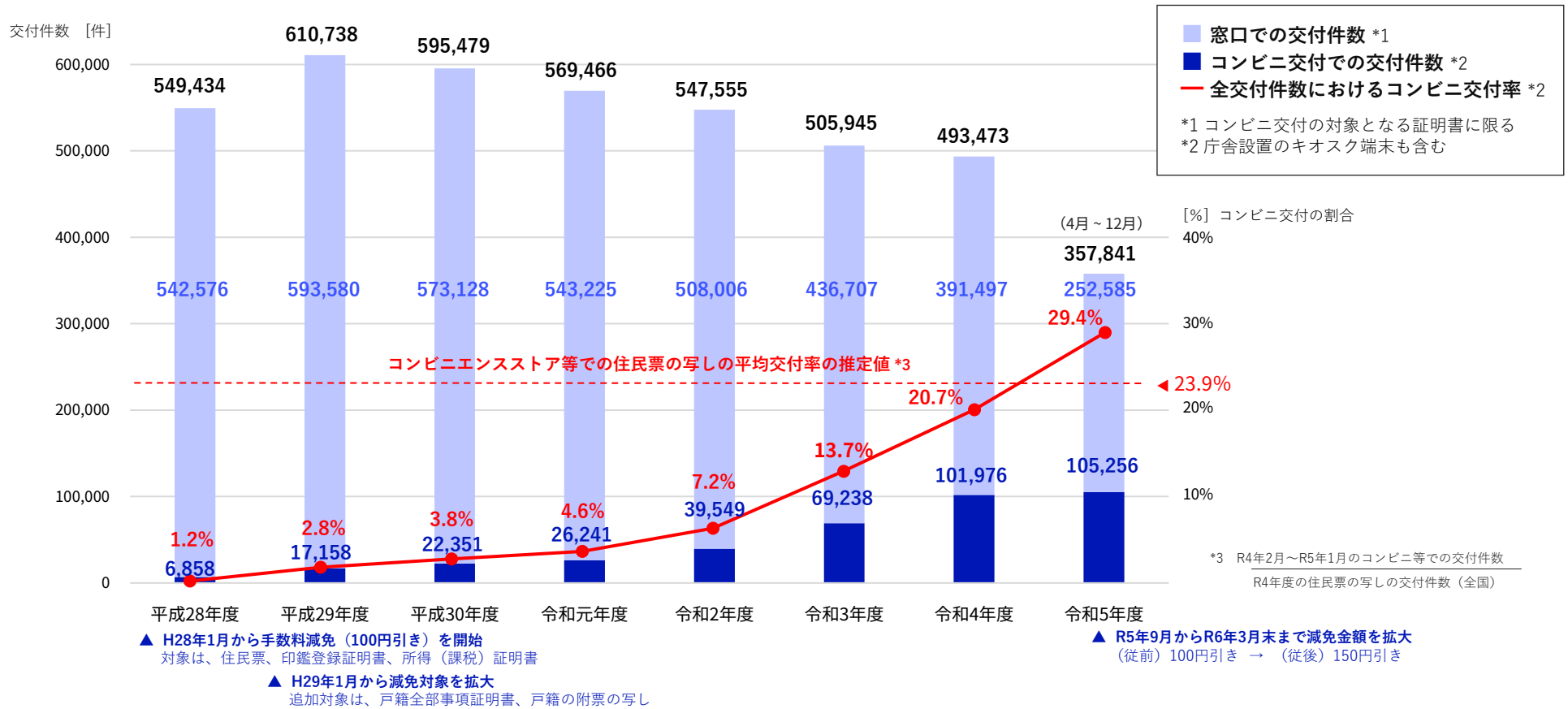
※事前にマイキーIDの作成が必要となります。
※マイナポイント予約・申込をされた方はマイキーIDが既に発行されています。
※パソコン等お持ちでない方は、小牧市中央図書館に限りマイキーID作成用の端末があります。

Komaki 小牧市中央図書館 TEL.0568-73-9951

コンビニ交付の利用拡大のための取組み事例 (1/2)

- 現在、約1,250団体の自治体がコンビニ交付を活用 (2024年2月時点)
- マイナンバーカードの保有者数の増加により、コンビニでの証明書交付の利用件数が拡大
- コンビニ交付の活用により、窓口の混雑緩和や事務処理の軽減による住民サービス向上が期待できる

コンビニ交付と窓口交付件数の推移およびコンビニ交付の割合 (A市 (中核市) の事例)



コンビニ交付の利用拡大を促進するため、窓口来庁者への周知や手数料減免などの取組みを実施
平成28年度と令和5年度(12月時点)を比較すると、約100,000件 (全体件数の約20%) の窓口負担が軽減

コンビニ交付の利用拡大のための取組み事例 (2/2)

○ コンビニ交付を住民に認知してもらい、その利便性や使い方を分かりやすく伝えることで身近な存在となり、利用の拡大が期待される。その代表的な取組みを紹介

例1：手数料の減免

▶ 通年的にコンビニ交付の手数料を減免することで、認知度を高める



読谷村（沖縄県）の取組事例

※読谷村提供画像

▶ 窓口の繁忙期（例：3～4月）に限定した手数料の減免を行い、人員リソースの有効活用を図る。



世田谷区（東京都）の取組事例（予定）

※世田谷区提供画像

例2：交付端末の庁内設置

▶ コンビニ交付と同様の交付端末を庁内にも設置することで窓口対応の分散を行うとともに、操作方法の理解の促進やコンビニ交付への認知度を高める



中津市（大分県）の取組事例

※中津市提供画像

例3：住民への広報周知

▶ 市の広報や屋外広告等を用いて、コンビニ交付やそれに関連する取組みについて市民の認知度を高める

→ 窓口での交付時に案内を行うほか交通量の多い道路や来訪者が多い公共施設といった関心を惹きやすい場面での掲出により、一層の効果が期待できる



入間市（埼玉県）の取組事例

※入間市提供画像

概要

主な経費

● 減免される発行手数料の負担分

● 端末設置に必要となる経費

● 広報に必要となる経費

コンビニ交付サービスのスマホ用電子証明書への対応について

- 2023年12月末より、コンビニ交付サービスのスマホ用電子証明書への対応が開始。12月20日より、まずは、ローソン、ファミリーマートの東京都内の店舗にてサービスを開始し、1月22日より全国の店舗に拡大。今後順次、対応コンビニが拡大する予定。
- マイナンバーカードの場合と同様に、スマホ用電子証明書（利用者証明用）が搭載されたスマートフォンを、コンビニのキオスク端末にかざすだけで、住民票の写し等の各種証明書の取得が可能になる。

マイナンバーカードの場合

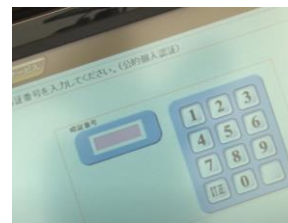


行政サービスを選択

コンビニのキオスク端末



マイナンバーカードを
キオスク端末にかざす（置く）



キオスク端末の画面で、
電子証明書（利用者証明）の4桁の暗証番号を入力

証明書の種類を選択し、
手数料を入金すれば、
証明書が交付される。

スマホ用電子証明書の場合

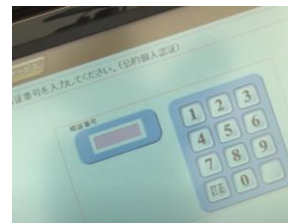


行政サービスを選択

コンビニのキオスク端末



スマホ用電子証明書（利用者証明用）が
搭載されたスマートフォンをキオスク端末にかざす（置く）



キオスク端末の画面で、スマホ用の
電子証明書（利用者証明用）の4桁の暗証番号を入力

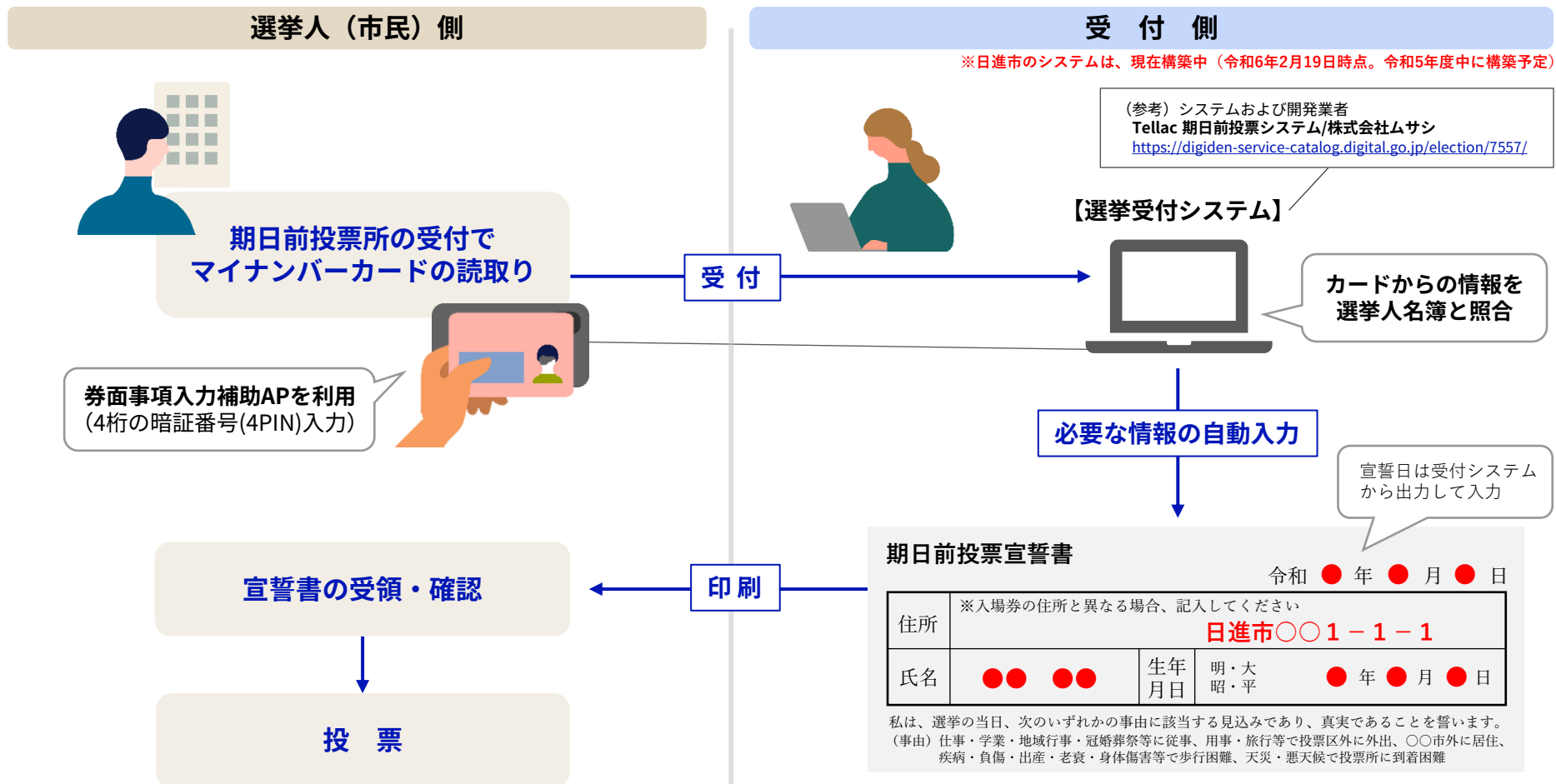
証明書の種類を選択し、
手数料を入金すれば、
証明書が交付される。

コンビニ交付サービス：マイナンバーカードを利用して、市区町村が発行する証明書を全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末から取得できるサービス。

- ・ マイナンバーカードでのコンビニエンスストアでの証明書発行サービスに対応している市区町村数：1,251団体（令和6年2月7日時点）
- ・ マイナンバーカードを利用できるコンビニエンスストア等の店舗数：全国約56,000店舗（令和3年9月末時点）
- ・ 取得できる証明書の例：住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しなど（市区町村により取得できる証明書が異なる）

期日前投票での活用事例 | 日進市（愛知県）・券面事項入力補助AP

○ 選挙の期日前投票における宣誓書の受付において、マイナンバーカードを活用することで期日前宣誓を省力化し、選挙人の待ち時間の短縮や名簿対照を行う職員の負担軽減を実現



・ 4PIN入力だけで宣誓書には何も書かずに投票できる

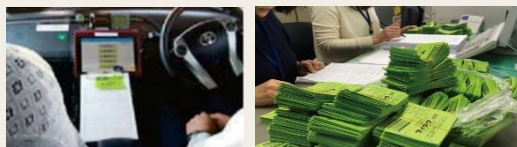
・ 正確で迅速な選挙人名簿との照合
・ 宣誓書の記入における説明が不要

○ 高齢者利用など利用者要件のある交通支援施策において、マイナンバーカードを活用することで住民の利便性の向上と事業サイドの事務負担の軽減されるもので、全国へ展開が拡大

先進事例 カード活用の概要 全国への展開

▶ 平成28年より、高齢者等の移動困難者の移動支援対策として「マイタク事業」を開始当初「資格確認証」と「回数券」を紙で運用

▶ 利用者数の増加に伴い、紙での集計事務の負担増が課題に



・ タクシー事業者および市役所での紙による清算処理が増加

▶ 平成30年よりマイナンバーカードを活用して、乗車時に本人確認と回数確認する仕組みを構築清算手続を容易かつ正確に行うことが可能に



システム開発事業者およびシステム

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/transportation/7498/>



① 対象者は市役所等で登録申請※1を行い、**マイナンバーカードの空き領域に機能搭載**

※1 登録時にはJPKIを活用し、より確実な登録を行う

登録者数 **29,891**人
うち75歳以上の登録者 **25,861**人
対象者の約5割弱が利用
(市の75歳以上人口 55,049人)
*すべて R5.12月末時点データ



② タクシーを利用※2した際、乗車時に**端末へマイナンバーカードをタッチ**することで乗客に運賃補助が適用※3され、運賃を清算する

※2 乗車地か降車地のいずれかが市内である利用が対象
※3 利用回数は2回/日（70回/年）まで



・ 読取りはオフラインで行い、事業所でデータを自動吸上げ

③ 読み取った乗車記録データをもとにタクシー事業者と市の間で補助分の清算処理を実施

紙からマイナンバーカードへの切替えによる
前橋市での定量的な削減効果

	紙	マイナンバーカード	効果
利用者1人あたりの印刷郵送費	294円	0円	100%減▼
利用者1枚あたりの作業時間	運転手 120秒 事務員 120秒	運転手 60秒 事務員 0秒	75%減▼

▶ 同様の交通支援施策を行う自治体においてもマイナンバーカードの活用が横展開され、全国で活用が拡大



公共交通マイナンバーカード活用実証事業について

令和5年9月26日
高知県交通運輸政策課

中土佐町の取組（「バスパス」事業）

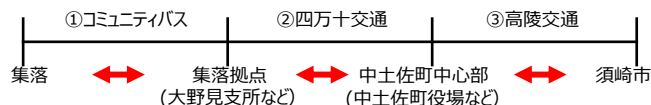
○65歳以上のバス運賃無料

（中土佐町コミュニティバス、高知高陵交通、四万十交通）
※高陵交通・四万十交通は発着地のいずれかが中土佐町内の乗降のみ
⇒ 運賃は中土佐町が事業者に支払
⇒ **本人確認及び乗降データが必要**

課題

○本人確認と乗降データの取得のため、
利用者は**乗降の都度、運転手に利用者証を提示し、「利用報告書」に乗降場所を記載して提出**

⇒ **最大で片道3回、往復6回**



利用者：**乗車地、降車地、利用した日付を毎回手書き、別途利用者証を携帯する必要**

事業者：**膨大な集計作業をして役場に請求（利用登録者数：約1,000人）**

役場：**膨大なチェック作業をして事業者に支払い**



利用者証



利用報告書

課題解決に向けた実証

マイナンバーカードを活用したバス乗降改札システムの開発・導入

※国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用

<利便性の向上>

- マイナンバーカードを車載カードリーダーにタッチ
⇒ **利用者証の提示及び運転手による本人確認が不要**
- タッチされた時刻、その時のバスの位置情報（GTFS動的データ）及びバス停の位置情報（GTFS静的データ）から利用者が乗降したバス停を特定
⇒ **利用者による紙への乗降場所の記載が不要**

<バス事業者・役場の業務効率化>

- 利用者の乗降場所のデータから運賃を自動計算
⇒ **事業者の集計作業及び役場でのチェック作業を低減**

▽バス乗降改札システムの全体イメージ



【実証期間】

令和5年10月～令和6年3月
※中土佐町コミュニティバスは10月から、高知高陵交通及び四万十交通は12月から実証開始予定

【主な実証項目】

- バスの位置情報等（GTFS動的データ）の精度確認
- クラウドサーバー上での各種データ（運賃、個人情報等）の統合における速度、正確性の確認
- 既存のデータ（GTFS静的データ）の有効性の確認

全国初、マイナンバーカードそのものをタッチすることで路線バスの乗降が可能。
全国統一基準のバスデータであるGTFSを活用するため、**他自治体等への横展開も期待できる。**

日々の健康増進アプリでの活用事例 | 三木市（兵庫県）・署名用電子証明書

○ 日常的に活用される健康促進アプリでマイナンバーカードを活用し、施策のDX化による効率化とデジタルデバインド対策として機能させ、将来的なデジタル化社会の基礎とする

施策の概要と課題

みっきい☆健康アプリについて

- ・市民の健康増進に寄与する指定の行動や目標を達成することで、電子マネー等に交換ができる独自のポイントを付与するアプリ
- ・市はアプリを通して市民の健康情報を取得し、施策推進のためのデータとして活用し、健康福祉分野のデジタル化の推進をはかる。

対象 | 18歳以上の三木市民

課題 | 対象者要件とインセンティブ内容から確実な本人確認が必要。以前は、紙の申請でこの処理を行っていたが、申請者・市の双方に負担が大きいという課題があった。



主なポイントメニュー

初回のみ	新規登録：1,000	ウォーキング目標の達成	10
日ごと	ログイン：1	健康記録：1~	
週ごと	健康コラムの既読	10	
年ごと	指定の健診の受診	100	アプリへの健診結果の記録：500
随時	友人の紹介	50	健康イベントへの参加：50~

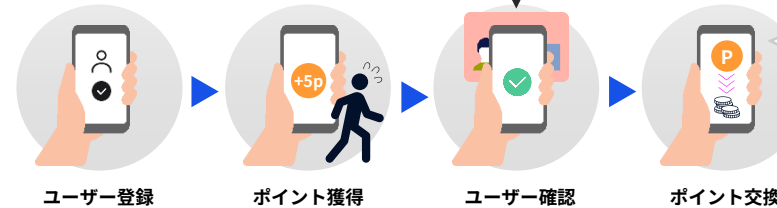


カードの活用

マイナンバーカードの利用目的と利用方式

- 目的 | ポイントの交換における本人確認および対象者要件の確認（年齢と市民であること）
- 効果 | 紙でのポイント付与事務（確認とデータ把握）のDX化による効率化と正確性の向上
- 方式 | 署名用電子証明書による認証
- 時期 | ポイント交換時

▶利用の流れ



システムは、健康サポートアプリ「アスリブ」（株式会社NTTデータ関西）
<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/medical/7507/>

署名用電子証明書による認証

対象の電子マネー

- ・図書カード
 - ・ネットギフト
 - ・Amazonギフト券
 - ・PayPayポイント
 - ・Pontaポイント
 - ・QuoカードPay
 - ・WAONポイントID*
- *R6年4月1日より対応

実績と展望

現在の利用状況と発展について

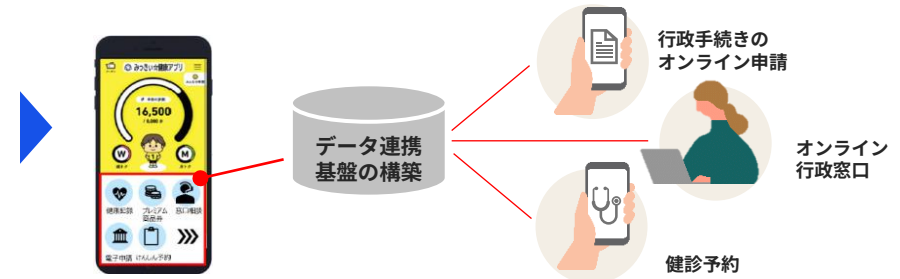
利用している市民は、約**5,600**人（対象市民の約10%）

うち、アクティブユーザーは、**50** %以上

※アクティブ率はアプリに週1回以上ログインした割合

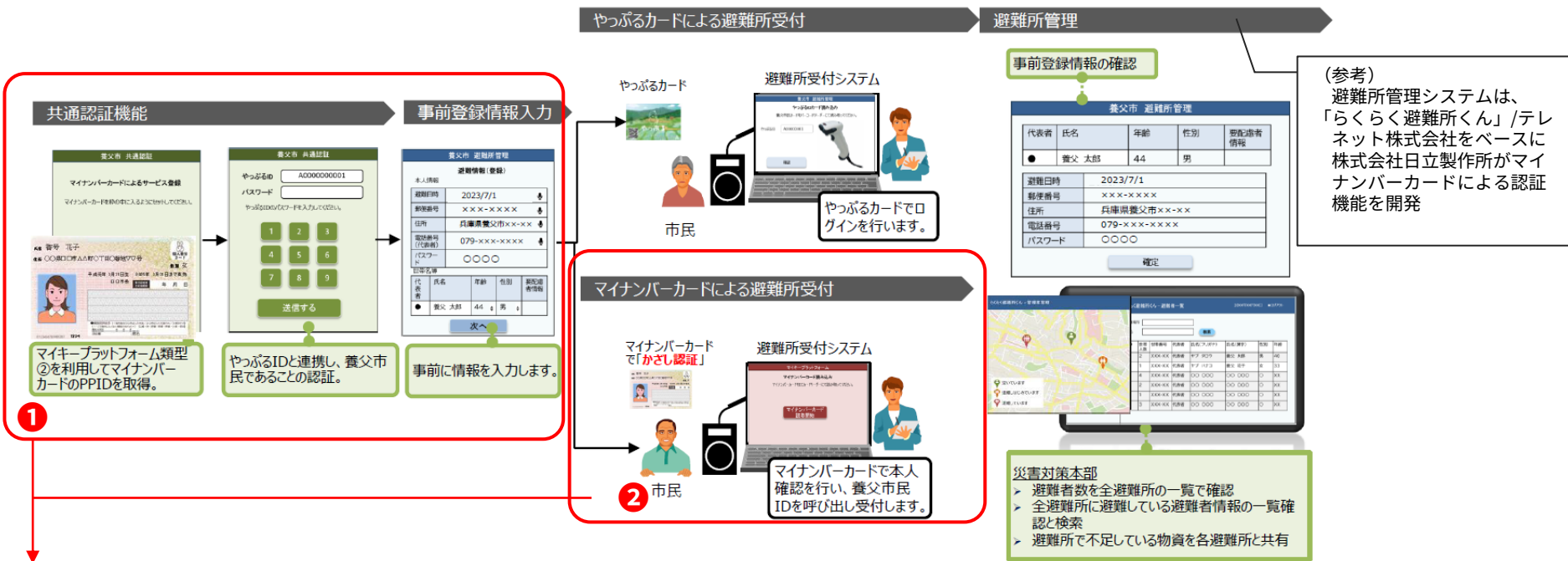
▶日々の生活でつかう健康アプリを通してスマホやマイナンバーカード活用といったデジタル化社会の基盤に親しんでいただく入口となり、デジタルデバインド対策としても機能している。

展望：健康アプリをフロントとした各種行政サービスへの展開

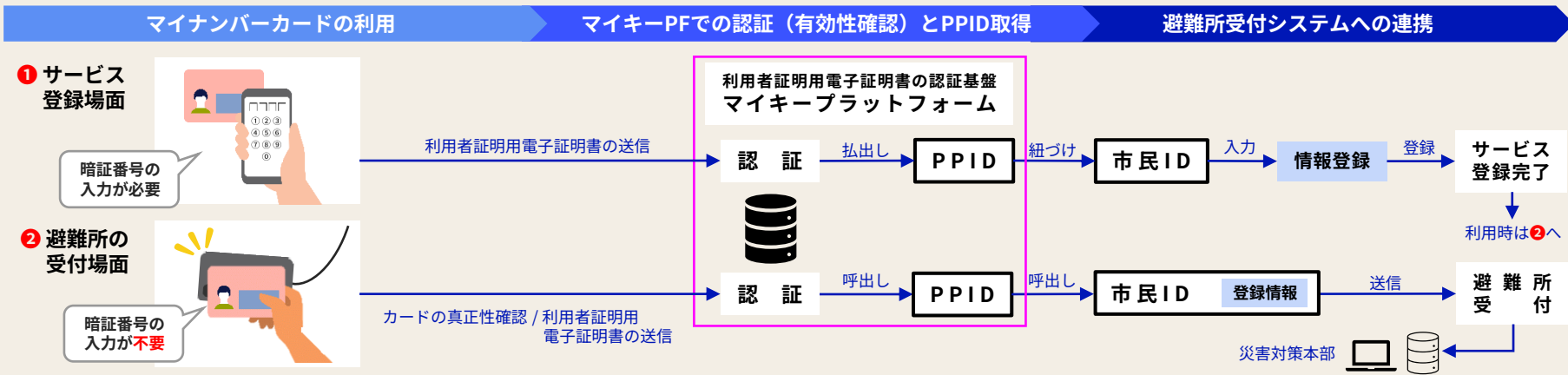


既存の施策のDXを入口に、行政サービス全体のDXへの展開を目指す

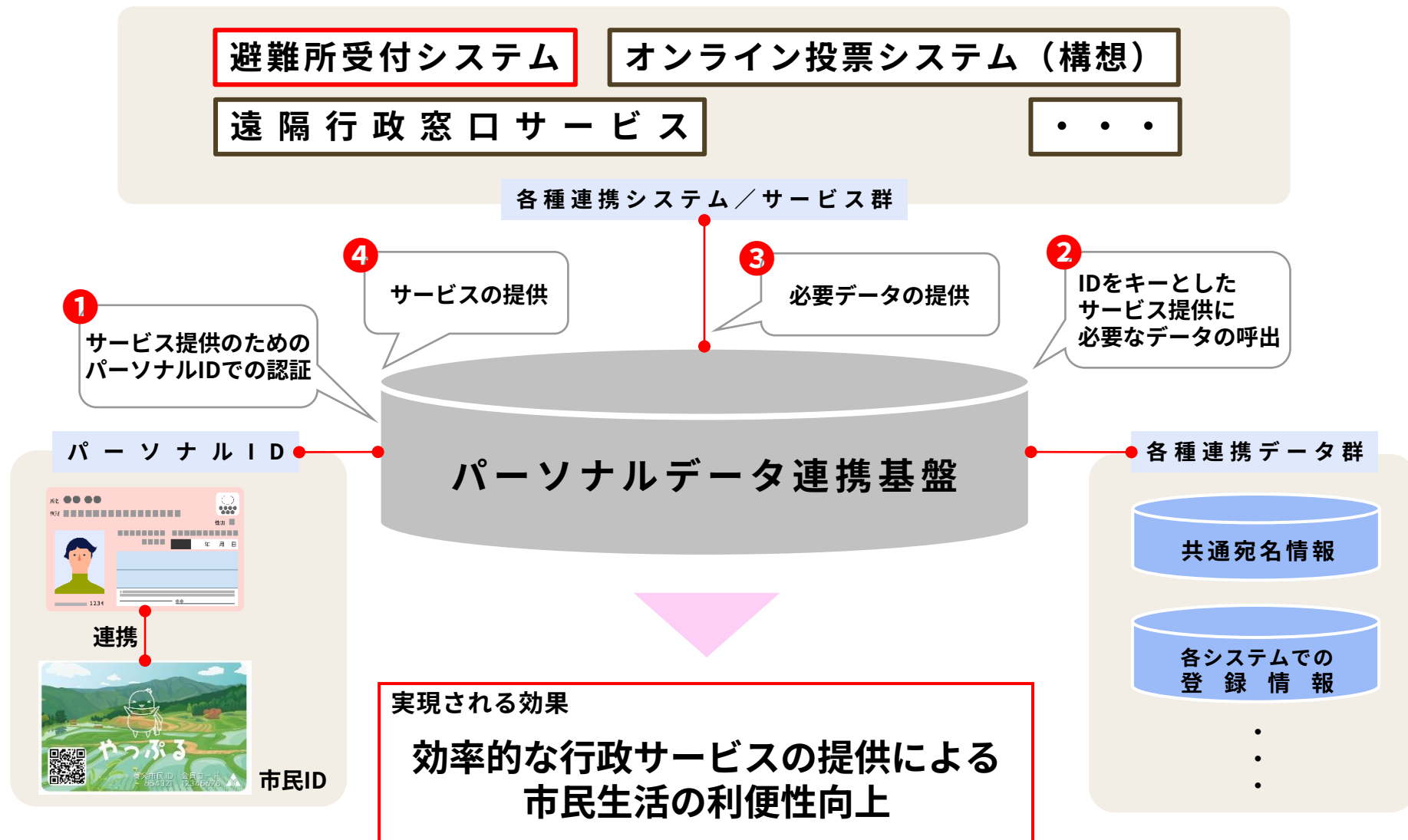
○ マイキープラットフォームを活用して、市民IDとの紐づけによるユーザー登録や、
 かつし利用での避難所受付を行い、効率的かつ正確な避難者および避難所管理を実現



処理の流れ



○ マイナンバーカードによる確度の高い本人認証とパーソナルデータ連携基盤を活用して、様々なデータや行政システムを安全に連携させて、効率的な行政サービスを提供する



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

お問い合わせはこちら

- 本資料に対する問合せ先は、以下のとおりです。
 - マイナンバーカードの利用一般について
デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード・OSS班
メールアドレス： mynumber_team@digital.go.jp
 - マイキープラットフォームについて
デジタル庁国民向けサービスグループマイキープラットフォーム担当
メールアドレス： mykeypf@digital.go.jp
 - マイナンバーカードAP搭載システム及び地方認証プラットフォームについて
地方公共団体情報システム機構カードAP搭載システム担当
地方認証PF担当
メールアドレス： icss01@j-lis.go.jp

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年2月	v1.0	—
令和5年3月	v1.1	体裁修正
令和5年6月	v1.2	重点計画の差替/MKPFの概要の更新及び詳細の追加/地方認証PFの改修内容及びスケジュール等追加/PINなし利用クライアントソフトについて追加/バージョン情報追加
令和5年7月	v1.3	事例紹介等の追加等
令和5年9月	v1.4	マイナンバーカード利活用事例数について、今年度調査の結果を追加 掲載事例の変更
令和5年10月	v1.5	「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムの普及に向けたカタログ（第1版）」ほか関連2ページ追加/「マイナンバーカード利用のための共通基盤・汎用ツールの情報発信」を追加/「マイナンバーカードの活用事例」追加
令和6年2月	V1.6	「令和6年度実装に向けてのデジタル田園都市国家構想交付金資料」4ページ追加、他関連資料3ページ追加/ 「2つの共通認証基盤の拡充」を追加/「マイキープラットフォームを活用した市民カード化構想の実現」の時点更新/ 「市民カード化構想マイキープラットフォーム接続システム一覧」を追加、他関連資料6ページ追加/ 「地方認証プラットフォームについて-概要-」を追加、他関連資料2ページ更新/地方認証プラットフォーム活用事例、活用手順を追加/ 「暗証番号を要しない場面におけるマイナンバーカードの利用（かざし利用）方法」の時点更新、他関連資料5ページ追加及び更新/ 「市民カード化を実現するマイナンバーカードを活用した民間システム/サービス事例」を3ページ追加/マイナンバーカードの利活用事例を8ページ追加